

令和5年6月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月9日〔経済対策補正審査・委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
分科会(文化観光国際部・県民生活環境部)	
文化観光国際部長予算議案説明	2
県民生活環境部長予算議案説明	2
観光振興課長補足説明	3
生活衛生課長補足説明	3
資源循環推進課長補足説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	12
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	13

(第1日目)

1、開催日時・場所	15
2、出席者	15
3、審査事件	15
4、付託事件	16
5、経過	
分科会(土木部)	
土木部長予算議案及び報告議案説明	17
監理課長補足説明	17
都市政策課長補足説明	18
予算議案及び報告議案に対する質疑	19
予算議案及び報告議案に対する討論	23
委員会(土木部)	
土木部長総括説明	24
港湾課長補足説明	26
住宅課長補足説明	26
議案に対する質疑	28
議案に対する討論	39
決議に基づく提出資料の説明	39
陳情審査	40
議案外所管事項に対する質問	41

(第2日目)

1、開催日時・場所	6 5
2、出席者	6 5
3、経過	
分科会(文化観光国際部)	
文化観光国際部長報告議案説明	6 5
報告議案に対する質疑	6 6
報告議案に対する討論	7 5
委員会(文化観光国際部)	
文化観光国際部長所管事項説明	7 5
決議に基づく提出資料の説明	7 8
観光振興課長補足説明	8 0
陳情審査	8 1
議案外所管事項に対する質問	8 1

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 3
2、出席者	1 0 3
3、経過	
分科会(県民生活環境部)	
県民生活環境部長報告議案説明	1 0 4
報告議案に対する質疑	1 0 4
報告議案に対する討論	1 1 2
委員会(県民生活環境部)	
県民生活環境部長所管事項説明	1 1 2
決議に基づく提出資料の説明	1 1 4
生活衛生課企画監補足説明	1 1 5
陳情審査	1 1 6
議案外所管事項に対する質問	1 1 6
分科会(交通局)	
交通局長報告議案説明	1 3 2
報告議案に対する質疑	1 3 3
報告議案に対する討論	1 3 3
委員会(交通局)	
交通局長所管事項説明	1 3 3
決議に基づく提出資料の説明	1 3 5
議案外所管事項に対する質問	1 3 6
委員間討議	1 4 5
審査結果報告書	1 4 7

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料(文化観光国際部：先議分)
- ・ 分科会関係議案説明資料(県民生活環境部：先議分)

- ・ 分科会関係議案説明資料(土木部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(土木部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(土木部：追加1)
- ・ 委員会関係議案説明資料(土木部：追加2)
- ・ 分科会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部：追加1)
- ・ 委員会関係議案説明資料(文化観光国際部：追加2)
- ・ 分科会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・ 委員会関係議案説明資料(県民生活環境部：追加1)
- ・ 分科会関係議案説明資料(交通局)
- ・ 委員会関係議案説明資料(交通局)
- ・ 委員会関係議案説明資料(交通局：追加1)

6 月 9 日

(經濟対策補正審査・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月9日

自 午後 1時29分
至 午後 2時19分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	清川 久義 君
副委員長(副会長)	下条 博文 君
委員	溝口 芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	川崎 祥司 君
〃	ごうまなみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	坂本 浩 君
〃	初手 安幸 君
〃	中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

中村 泰輔 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	前川 謙介 君
観光振興課長	長野 敦志 君

県民生活環境部長	大安 哲也 君
生活衛生課長	岩松 尚 君
資源循環推進課長	赤澤 貴光 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第51号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午後 1時29分 開会

【清川委員長】ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

なお、中村泰輔委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、川崎委員、初手委員の2人をお願いいたします。

本日の議題は、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分及び令和5年6月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法について、お諮りいたします。本日審査する議案は、6月12日の予算決算委員会及び本会議において審議する必要があることから、付託議案に限って審査を行い、その後、令和5年6月定例会における、本委員会の審査内容等についての委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異議がないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【清川分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】 文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、観光費2億9,908万8,000円の増、合計も同額であります。

この結果、令和5年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、54億1,305万7,000円となります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

原油価格・物価高騰に加え深刻な人手不足の影響を受ける宿泊事業者の経営改善を図るため、省力化等による生産性向上の取組を支援する経費として、宿泊施設の生産性向上支援事業費2億9,908万8,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【清川分科会長】 次に、県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】 県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、令

和5年6月定例県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料、県民生活環境部の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

はじめに、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳出予算につきましては、環境保全費1,075万5,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（公衆浴場対策費について）

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者のうち、物価統制令の適用を受け独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場に対し、経営の健全化や衛生水準の維持・向上を図るため、事業に必要な燃油や光熱費の価格高騰分に相当する経費の支援に要する経費であります。

3ページをお開き願います。

（フードバンク活動設備購入等支援事業費について）

物価高騰の影響を受ける生活困窮者や子ども食堂を支援するフードバンク活動を活性化するため、活動団体が整備する機器等の支援に要する経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】 それでは、私の方から、文化観光国際部観光振興課関係の内容について、ご説明をいたします。

資料につきましては、表紙に「予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料文化観光国際部」と記載している資料をご覧ください。

まず、1枚めくっていただきまして、目次の右側でございますけれども、3ページでございます。

6月補正予算の総括表でございます。これは文化観光国際部の全体の予算を示したものでございまして、今回、観光振興課関係ということで、下段の歳出予算、2行目になりますけれども、ここに2億9,908万8,000円を計上しております。歳入予算につきましては、全額国の交付金を活用するというので、他部局において一括で計上しておりますので、歳入予算につきましては、0となっております。

次に、事業の内容について、ご説明をいたします。

4ページをお開きください。

今回、観光振興課関係の予算といたしましては、宿泊施設の生産性向上支援事業費といたしまして、約2億9,900万円を計上しているところでございます。

これまで、感染防止対策でございますとか、省エネ対策といった観点から、宿泊施設の改修でございますとか、機器購入について支援をしてきたというところでございますけれども、今回、宿泊事業者におきまして、かなりの人手不足といったところが重なりまして、厳しい経営状況にございます。人手不足という点では、全国的にも問題となっており、かなり採用が厳

しいという状況もございまして、今回は、省力化やシステム化、こういったものに着目した生産性向上に資する取組に対して、補助事業として行うというものでございます。

具体的な内容でございますけれども、主な事業内容に記載しておりますとおり、自動チェックイン機でございますとか、清掃ロボット、こういった業務効率化でございますとか、省人化につながるような機器、システムなどを対象としまして支援を行おうと考えております。

補助率につきましては3分の2、上限につきましては、客室数が多い施設が、より人手不足の影響を受けるという観点から、客室数に応じた設定をしているところでございます。

このような取組を通じまして、観光需要の高まりをしっかりと捉え、コロナ禍で落ち込んだ状況から平常時へ経営回復につなげていければというふうに考えているところでございます。

以上で説明は終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川分科会長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【岩松生活衛生課長】生活衛生課関係の6月補正予算事業について、ご説明をいたします。

観光生活建設分科会県民生活環境部補足説明資料の1ページをお開きください。

事業名は、生活衛生関係営業指導推進費で、その中の公衆浴場対策費です。

財源は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金であります。

事業の内容ですが、一般公衆浴場、いわゆる銭湯は、物価の安定を確保し、国民生活の安定を図ることを目的として制定された物価統制令の適用を受けまして独自の価格転嫁が困難であ

り、その経営の健全化や衛生水準の維持・向上が必要不可欠であることから、このたびの燃油等の価格高騰の一部を支援することとしているものでございます。

支援経費につきましては、ボイラー等燃料使用施設につきましては燃料代プラス電気代の一部を、ボイラー等燃料不使用施設につきましては電気代の一部を、積算根拠につきましては、それぞれの価格高騰分、燃油につきましては16.4%、電気代につきましては11.2%を乗じまして、その2分の1を支援しようとするものでございます。

補助対象施設は県内に11施設ありまして、予算額として、75万5,000円を補正予算として計上しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【赤澤資源循環推進課長】それでは、私の方から、フードバンク活動設備購入等支援事業費の補正予算について、ご説明いたします。

資料は、分科会補足説明資料県民生活環境部の2ページ目をご覧ください。

このフードバンク活動設備購入等支援事業費は、物価高騰の影響で増加が見込まれます生活困窮者や子ども食堂利用者への食料品の提供を拡大させるということを目的としており、これらの方々に食料品の提供を行うフードバンク活動を活性化するため、国において決定された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、活動団体の機器整備等の支援を行うものでございます。

予算額としましては、1団体当たり、補助率

10分の10、100万円を上限としまして10件分、計1,000万円を計上いたしております。

補助対象者としましては、フードバンク活動団体として実績がある団体及び年度内に活動を開始し実績を確認できた団体のうち、市町の事業として行う場合を除くものとし、フードバンク活動に必要な冷蔵庫や冷凍庫、カーゴ等、生活困窮者への食品の提供に対して必要となる備品等の購入経費を補助対象としたいと考えております。

フードバンク活動団体の定義につきましては、一般社団法人全国フードバンク推進協議会に依りまして、安全に食べられるのに流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動団体としたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、それぞれ質問させていただきます。

まず、観光客受入環境整備事業費について、質問いたします。

コロナ禍の中で宿泊等が大変厳しいという状況で、これまでは、どちらかというと宿泊の補助を県民の方にさせていただいて、そして後押しをするような形で、成果も上がってまいりました。今回は、それとは違って、深刻な人手不足の影響を受ける省力化ということですが、確かに5類になって、報道等でも、ある程度戻ってきたという話がありますけれども、今まで、そこまで急激に忙しくなかった状況の中で、深

刻な人手不足の状況というのは、現場の状況はどれくらい把握しているのか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】現在の宿泊事業者の状況でございます。まず、全国的に見ましても、かなり人手不足といった報道等もなされておりますけれども、これは観光庁の調べでございますけれども、実際の営業の稼働の状況を見ますと、一番多いのが8割から7割程度、ここが事業者全体の60%ぐらいといったような状況で、要するに、フル稼働ができていないという状況が全国的にもございます。

県の方でも各事業所にお話をお聞きしたところ、やはり客室を本来の7割程度しか稼働ができていない。市中に今出回っている、要するに、販売しているものは、あくまでも一部でございます。客室が全部は動いていないという状況も多数あるというふうにお聞きしています。また、なかなか食事の提供とかもできずに、素泊まりで受けるといったような状況もお伺いしています。

そういった状況を踏まえまして、事業者様も皆さん、何とか採用しようといったような状況でございますけれども、コロナ禍の中で、人も離れていってしまっているという状況もお聞きしております。そういった中で、採用を進めて「戻ってきてください」といった状況になりましても、他業種の方にもう就職されていたり、他県の方に出ていってしまっているという状況もあるというふうにお伺いしまして、なかなか充足に至っていないというようなものが現況でございます。

【松本委員】人手不足というのは、やはり人がいないと稼働することもできないからということでもありますし、スタッフの負担軽減というの

も確かに必要だと思います。先日も、チェックインしようとして長崎のホテルに行ったら、外国人観光客の方が多くて、行列になっていて、チェックインまで時間がかかっていました。

ここにあるように、自動チェックインシステムとかで、人がいなくてもできるようなシステムが稼働すれば、それは効率は上がると思いますが、それをどんどん導入する反面、人は要らないということになってしまうと、それもまた雇用にも影響していきますので、やはり人が足りない部分の求人に対しての支援というものも、現場の声を聞いて、働きたくても働けない人がいるかもしれませんので、機械がするから、もう人は要らないということにならないように、そこはお願いしたいと。

それからもう一つ、補助率なんですけれども、9室以下が150万円、10室から29室が300万円、30室以上は450万円と、9室と30室で3倍の開きがあるんですけれども、この根拠について、お尋ねします。

【長野観光振興課長】上限設定の考え方でございます。客室数に応じまして、それぞれの施設の大きさで必要となる設備の機能等がやはり変わってくるものというふうに考えております。そういったことから、我々もいろんなヒアリングをする中で、どういったものが必要なのかというのを伺いさせていただいて、一定その機器の値段を踏まえながら、この上限も設定したということでございます。なぜこういったことをするかといいますと、先ほど委員がおっしゃったとおり、このシステムを無尽蔵に導入すればいいのかとなると、逆に、人を削減するといった動きにつながっていくというふうになります。ですので、客室に応じて、過大な投資というところにならないような形で一定歯止めはか

けさせていただいたというところで、この金額を設定しているというところでございます。

あとは、人手不足に伴ってどういった状況にあるのかというのは、稼働率でございますとか、スタッフの状況、そういったものを申請の中で一つ一つ確認させていただいて、補助金については適切に執行してまいりたいと考えております。

【松本委員】あと、昨年も、省エネ対策で予算を実際上げておられます。昨年の予算と実績について、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】令和4年度も、一定経営改善を図るための省エネといったところですが、省力化も一部含めまして予算を計上させていただいております。昨年度予算につきましては、約5億9,000万円計上させていただいております。現在も実は一部、繰り越しながらやっておりますけれども、現在の補助金の執行額としましては、5億5,000万円執行をしているという状況でございます。残りにつきましては、現在、募集をかけて、締切りをしているところでございます。まだ選定作業を行っているというような状況でございます。

【松本委員】昨年も大きな6億円の予算がついていて、5億5,000万の実績は評価するところですが、まだ5,000万円残っているところもあります。今回の3億円の予算と、大きな金額でございますので、やはり周知をしっかりと、そして現場の方の手續等もあると思いますので、寄り添って、しっかり執行していただけるように対応していただきたいと思います。

次に、フードバンク活動設備購入等支援事業費について、質問いたします。

このフードバンク活動というものの自体があまり知られていないところもあると思うんですが、

補足資料にありますように、この事業というのは、安全に食べれるのに流通に出すことができない食品を企業から寄附していただいて、無償で子ども食堂など、様々なところに提供するというのですが、県内にこのフードバンクは何か所あって、そして無償で提供するわけですから、運営がどのようになっているのか、非営利で成り立つのか、その状況について、お尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】まず、現在活動している団体の数についてですが、県内でフードバンク活動として実績があり、かつ現在も活動している団体は、当課で把握している団体としては8団体でございます。

具体的な地域としましては、長崎地区で2団体、それから佐世保地区で2団体でございます。そのほか、長崎地区で活動している団体のうち1団体につきましては、この活動を各地区でもフードバンク活動を行う団体という形で増やしていこうという取組をされておりまして、現在、対馬、雲仙、諫早、西海に各1団体ずつ設立されているというところでございます。

2つ目の非営利で成り立つのかというところでございますけれども、一般的にフードバンク活動は、社会貢献活動の一環として行っている場合が多く、運営に要する経費につきましては、企業経営、あるいは他の主となる事業から得られました収益などを元手にされているというケースが多いようです。また、必要となる食料品等の調達につきましては、基本的には無償で寄附いただくことが多いと伺っております。

【松本委員】すごくありがたい事業でありますし、ボランティアというか、社会奉仕の一環で、企業体への支援等もあるということですが、県内に8団体ということでございます。こういっ

た団体がどんどん広がっていくことが、また貧困やフードロスの対策に直接的につながるところなんです、非営利といっても、やはり運営は大変だと思います。

まず確認したいのが、この100万円という金額が本当に足り得るのか、そちらの方はフードバンクとのすり合わせの中で、どういった経緯で決まったのか、お尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】今回計上させていただいています予算につきましては、現在活動されている団体に対して、あらかじめ、不足している設備であるとか、今後必要となるであろうという設備に関して聞き取り調査を行っております。その結果としまして、冷蔵庫や冷凍庫、あるいはカーゴ、こういったものの意見が多かったということで、これらの備品を全て導入した場合に、約100万円程度になるということから、今回、上限を100万円に設定させていただいたところでございます。

【松本委員】補助は10分の10でありますから、今の答弁であれば、必要な部分は100万円以内で賄えるということですので、その8団体ですから1,000万円の予算ということで、了解いたしました。

最後に確認したいのですが、先ほど申しましたとおり、貧困やフードロス対策というものにおいて、また子ども食堂の予算も上がっていますが、非常に重要な役割があるフードバンクの運営において、今課題になっているようなことはどのようなことがあるのか、お尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】フードバンクの活動を安定して行っていく上では、特に、食品の提供をいかに行っていくかということが重要ではないかと考えております。このため県としまし

ては、企業からの食料品等の提供拡大ということのため、企業へのアンケートなどを行って、食品管理事業者とのマッチング支援などを今後検討していきたいと考えております。

一方で、こういった各地域に存在する企業等による食品提供につきましては、市町とも密接に関連するものと考えております。したがって、マッチングにつきましては、今後、市町との協力も必要になってくるのではないかと考えております。現に取り組んでおられるフードバンク活動団体のご意見も聞いたうえで、進めさせていただきたいと考えております。

【松本委員】ありがとうございます。ぜひとも、せっかくの機会でございますので、そこまで踏み込んで支援していただきたいと思います。

最後、1点だけ、公衆浴場の燃油価格高騰対策なんですけれども、説明の中に、一般的なレジャーの銭湯ではなくて、一般公衆浴場の経営健全化ということで、恐らく、低価格で市民の生活に大変な影響を与えるということで、11施設を対象にしているというふうに伺いましたが、その割には、75万円という金額が本当に支援につながるのか、積算根拠は資料でわかりますけれども、これがちょっと低いのではないかなということと、これは一時的にするものなのか、これ一回支援して、それで終わりなのか、その状況について、お尋ねいたします。

【岩松生活衛生課長】ご質問にありましたように、物価統制令によりまして価格の上限が県の条例によって定められている、今、上限価格400円なんですけれども、そういったいわゆる昔ながらの銭湯について、燃料の高騰分につきましては積算をいたしまして、支援をしようという事業でございます。

そのほかの支援につきましては、基幹設備に

つきまして、その更新などに使えるような補助も別にございますので、そういったところで一般の銭湯、公衆浴場の経営の安定化については支援をしてまいろうということでございます。

【松本委員】申し上げたいのは、レジャーの銭湯も厳しいわけですよね。その中で、それでもあえてやっぱり一般公衆浴場というのは、低価格でもあるし、生活にも影響するからということで、多分特別に補助をするということなんですけれども、この75万円という積算の例えば2分の1であったり、そういったものは国から指定されたものなのか、そしてこの75万円は今回きり、1回だけなのか、その辺のめどについて、お尋ねします。

【岩松生活衛生課長】まず、2分の1の支援率でございますが、今回のエネルギー等の物価高騰対策の県庁各部の支援率がすべからく2分の1となっております。当課についても、これに合わせた形で積算をしております。

今回の燃油高騰分の支援につきましては、今回限りということで考えております。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【川崎委員】観光客受入環境整備事業費について、お尋ねをいたします。細かい点であります。確認でございます。

対象の宿泊事業者ですが、これは民泊も含むのでしょうか。

【長野観光振興課長】今回の対象につきましては、いわゆる旅館業法の営業許可を得ている施設となっておりますけれども、委員お尋ねの民泊につきましては、平均稼働日数が短いというような状況もあって、今回の対象からは外させていただきます。というような状況でございます。

【川崎委員】稼働が少ないということで、要は、

人手不足に陥っていないと、そういう判断なのか、確認です。

【長野観光振興課長】全体的に見まして、そういった状況だというふうに判断をしているということでございます。

【川崎委員】今後のこともあるので、よくよく事業者さんとも意見交換を重ねていただきたいと思っております。

導入例ということで少し列記をされておりますが、これは機器購入だけではなく、付随する様々な工事があると思うんです。その付随する工事も含んでいるのか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】単なる改修ということでは、私たちも今回は対象にしておりませんが、やはり機器を設置するのに関しましては、いわゆる付随工事というのは必要になっておりますので、そこは対象として含めていきたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。

機器によっては、恐らく、Wi-Fiの環境等も必要になってくるんだろうと思いますが、これも付随する工事という範疇に入るか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】機器導入に伴いまして直接的に関係するものでございましたらば、それも対象に含めていきたいと考えています。

【川崎委員】わかりました。

ぜひ省力化に向けては、いろんなケースが考えられるんだろうと思いますが、少し幅広にやっていただきたいと思っているのですが、あまり逸脱してもいけないものの、ずっといろんなケースを考えていくと、例えば、氷を部屋に持ってきてくださいというケースがあると思うんです。そういう時には当然人手がかかっているケース、ここに例えば製氷機という今は自動

で出すものがあると思うんですが、そういったものを設置するということも省力化につながっていくんだろうと思っています。宿泊客に関する満足度を上げるとともに、そういった省力化にもつながっていきますが、こういったところも含まれるという考えでよろしいか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】まず、前提といたしまして、省力化が図られるかという視点でしっかり見ていきたいというふうに考えているところでございます。ただいま委員が申された、例えば製氷機を部屋の中に設置するというものが効果としてしっかり見られるようであれば、私たちも、それを検討から外すというようなことは考えていないというような状況です。

【川崎委員】省力化ということについて、どこまでかということについては確かに今おっしゃるとおりだと思いますが、こういったこともあり得るなということでは、少し幅広に、いろんなケースを考えていただきたいと、そういった問題提起でありますので、よろしく願います。

最後に、最近はどうでしょうか、いろんな設備の導入の時に、物が入らないということが一頃あったと思うんです。よって、期限を切っても、なかなか物が入ってこないの、つまりは補助も受けられないということが一頃あったと思います。したがって、今回、この事業の期限がいつなのか、十分それが確保されているのか、発注するけれども、例えばその期限に間に合わない時には、どういうふうな対応になっていくのか、確認をさせてください。

【長野観光振興課長】現時点においての考え方でございますけれども、もし仮にこの議決をいただければ、速やかに手続に入りたいというふ

うに思っております、年度内の執行の予算でございますので、手前どもも精算等の手続がございますから、現時点においては、1月下旬というような形で進めていきたいと考えております。

個々の状況だけでなかなか期限を延ばすといったことはできないかもしれませんが、やはり全体的な様々な申請をいただく事業者の状況、環境も見まして、期限についてお諮りすることが必要になれば、そこはやっていきたいというふうに思っております。現時点においては、年度内ということで、よろしく願いしたいと思います。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【ごう委員】私の方からは1点、フードバンク活動設備購入等支援事業費について、確認をしたいと思えます。

先ほど松本委員の方にも答弁がございましたけれども、この事業が補助率は10分の10で、補助限度額が100万円、そして県内には8団体がフードバンクとして活動しているということでございますけれども、このスケジュール、どれくらいの時期からこの申請が始まって、その期限がいつまでなのかということをも確認させていただきます。

【赤澤資源循環推進課長】期限に関してですが、基本的に、この交付金自体が速やかにやっていくべきものであるというふうに認識をしております。したがって、今回の議会において議決をいただきましたら、速やかに執行したいと考えており、期限は、一応年度内を考えているというところです。

【ごう委員】わかりました。速やかに実施されるということで、安心をいたしました。

そして、また確認になりますけれども、県内

のフードバンクは今、8団体あるということでございますが、規模の大小、活動の頻度とかというのは様々であろうかと思っております。このことについては、規模とか回数にはかかわらず、1団体上限100万円ということで間違いないでしょうか。

【赤澤資源循環推進課長】ご質問がありました規模とかそういったものについて、差別化をするというふうな予定はございません。

【ごう委員】一つの団体で、例えば、県外からの物資とかもたくさん送ってもらって、たくさん保存のスペースが必要な団体もあろうかと思えますし、また一つのフードバンクで受け持っている子ども食堂の数が多いところもあろうかと思うんです。そういった意味では、そのあたりは、きちんと見ていかないといけないのではないかというふうに思っております。やはり受け持っている子ども食堂が少なかったり、活動の頻度がそう高くないところと、一方で、たくさん子ども食堂を抱えているところとか、物資をたくさん集めているところが、多分必要となる物が違うと思うんです。そのあたりの見極めというものをどのようにしていくのかというのをお尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】先ほど松本委員の質問に対してもご答弁させていただいたところですが、今回、予算を要求するに当たり、活動されている団体の方に、実際に今何を欲しがっているかとかいうことについて聞き取りをさせていただいています。その結果、冷蔵庫であるとか、冷凍庫、カーゴ、そういったものの意見が多かったところですが、1つの団体が全てを求めているというわけではございません。委員ご指摘のとおり、必要なものについては求めていくという形になりますので、全ての団体が全て

のものを求めるというわけではございませんので、そのあたりは、その活動団体の状況に応じて対応していただければと考えております。

【ごう委員】じゃ、その補助の方法、例えば今までで、コロナの時などは、何かを購入したら、その領収書を持ってきて補助をするとかいうパターンもあったかと思うのですが、今回は、どのような形で必要なものを支給していくのか、そのやり方について、教えてください。

【赤澤資源循環推進課長】フードバンク活動というのは、非営利活動であるケースが多いだろうということで、財政力に関しても、脆弱な部分というのも当然あり得るだろうというふうに考えております。したがって、今回の補助金に関しましては、基本的に、概算払いに関しても認めていく方向で検討しているというところでございます。この交付に当たりまして、計画を出してもらい、交付の決定を行い、実際に補助金を支出した後に、フードバンクの活動として食料品を提供した実績があるということを見極めたうえで、交付額を確定するという手順を検討しているというところでございます。

【ごう委員】そのあたり、しっかりとお願いしたいと思います。確かに非営利でやっているところが多くて、なかなか資金面で難しいところがたくさんありますので、そのあたりはお願いしたいと思いますし、また計画を出して、決定して、支給するというところでございますが、そこにはやはり正しい支給でなければならないと思っておりますので、そのあたりのしっかりと見極めというものをさせていただきたいと思っております。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【坂本委員】私からも1点お尋ねします。

宿泊施設への支援事業の関係なんですけれど

も、先ほどのやり取りで、ほぼ理解はできたんですけれども、この支援の対象となる宿泊施設数、かなりの数あるんだらうというふうに思いますけれども、どれぐらいを想定しているということでしょうか。そこに支援をするかどうかは別にして、対象となるのがどれぐらいあるのか、お願いします。

【長野観光振興課長】対象となる施設でございますけれども、今、手元に正確な数字がございませんけれども、旅館、ホテル、ビジネスホテルであったり、様々な今回の対象になるのは約900施設程度になると把握しております。

【坂本委員】わかりました。

それで、この補助の上限額で、客室数があって、3つ区切られているわけなんですけれども、この対象となるであろう約900施設のうちの割合というんですか、例えば、9室以下がどれぐらい、10から29室がどれぐらい、そこら辺は把握されていますか。

【長野観光振興課長】それぞれの対象に応じた施設の割合でございますけれども、1室から9室、9室以下の施設につきましては全体の55%、10室から29室が28%、30室以上の分が施設数の割合として17%となっております。一方で、収容割合になりますと、また若干数字は変わりますけれども、今、施設数でお答えさせていただきます。

【坂本委員】わかりました。そうすると、9室以下の小さいところが半数以上あるというふうなことだと理解をいたしました。

それで、この支援内容で、いろいろ導入例ということでありまして、これで要するに、規模で3つ支援の上限額が分かれています、その支援内容について、ここに自動チェックイン機とか、いろいろ導入例がありますけれども、例

えば、清掃ロボットとかいうと、当然大きなところに台数もたくさん要るだろうと思いますし、小規模だと少ないだろうと。それはそれで規模に応じて支援がちゃんと満遍なく行き渡るといような感じがするんですけれども、例えばロビーで自動チェックイン機という、これも大きくなると自動チェックイン機も幾つかあったりするんだらうと思うんですけれども、例えば9室以下と15室ぐらいの差で、自動チェックイン機がここは1台、ここは2台というふうになるのかなと思ったものですから、そうすると9室以下というのが半数以上ある中で、小規模の施設に対する支援がちょっと薄まらないかなという感じがして、要は、自動チェックイン機も、例えば8室のところも1台、15室のところも1台は要るんだということになれば、上限が10室から29室というのは300万円じゃないですか。そうすると、支援の度合いが小規模のところに対しては、ちょっと厳しくなるんじゃないかなという、ちょっとそんな感じがしたものですから、そこら辺というのをどういうふうに認識されているか、お聞かせください。

【長野観光振興課長】規模に応じた補助金の上限の考え方と機器の想定を少しお話しさせていただきますと、委員ご指摘のとおり、高額になれば、自動チェックイン機であったり、掃除を自動でやるとかいう機械がございます。そういったものが大体幾らぐらいかというのを私たちも調べたところ、自動チェックイン機でいけば、1台500万円から600万円はするといったような状況でございます。お掃除ロボットでも、やはり200万円から300万円ぐらいするといったような状況になります。ただ、1室から9室までの間のチェックインでお客様を想定しますと、自動でやるのが適当なのかということころは、施設

の中でも考えていただく必要があろうかと。お掃除もしかりでございます。

そういったものを考えた時に、小規模のところでは何が困っているかといいますと、お食事の提供の部分では、例えば、高性能の調理器、レンジであったり、オープン、そういった、例えば1人そこにずっとついておかなくても調理が自動でできるとなると、省力化につながって、例えばフロントでありますとか、逆に掃除をやるか、そういったところにも対応できますでしょうし、ある意味、少しシステムを導入することによって、予約の管理でございますとか、そういったところも省力化といったことで考えられるのかなというふうに思っております。

それはそれぞれの施設の方でいろいろ工夫をされて今回申請をいただくものと思っておりますので、一つ一つ耳を傾けながらやっていきたいと思っております。

【坂本委員】わかりました。

小規模のところは、今、課長から答弁あったように、多分、自動チェックイン機とかなかなか置けないと思うんです。今言われた食事とかあるだろうと思うんですけれども、ただ、私も県内で宿泊した時に、小さいところに泊まった時に、その食事というのは、省力化というよりも、人と人の非常に親密感もあったり、そういうものがあるものですから、そこは例えばホテル側も、なかなかそこをどれくらい省力化するかというのは非常に苦労するんじゃないかというふうな感じはしているんですけれども、ただ、今、課長が言われたことについては十分理解をいたしますので、そこら辺は聞き取り含めて、900施設対象になれば大変だというふうに思うんですけれども、ぜひいろんな声を吸い上げていただいて、直接ホテル側と色々な話を

するのか、あるいは例えば旅館業組合とかあるでしょうから、そういうところを通じてするのか、そういうものを含めて、小さなところにもぜひきちんとした対応をお願いしたいと思いません。

この支援事業ですけれども、900施設に対して周知の方法、ホームページとかいろいろあるだろうというふうに思うんですけれども、そこら辺はどういうふうにされるのですか。

【長野観光振興課長】文書の案内の方法でございますけれども、団体を通じてやる方法も当然でございます。あと、それ以外の周知方法としましては、当然、プレスリリース、ホームページ、様々な手法を使って周知をしていって、皆様ところに情報をしっかり届けていきたいと思っております。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第51号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第51号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時15分 再開

【清川分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

この後、委員間討議を行いますが、理事者退出のため、しばらく休憩します。

午後 2時15分 休憩

午後 2時17分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和5年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時19分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時19分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月22日

自 午前 9時59分
至 午後 3時10分
於 委員会室3

建設企画課企画監	田崎 智 君
都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	田中 良一 君
砂防課長	小川 秀文 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	清川 久義 君
副委員長(副会長)	下条 博文 君
委員	溝口芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	川崎 祥司 君
〃	ごうまなみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	坂本 浩 君
〃	中村 泰輔 君
〃	初手 安幸 君
〃	中村 俊介 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第52号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
（関係分）

報告第1号

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）
（関係分）

報告第8号

令和4年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）

報告第11号

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）

報告第14号

令和4年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	川添 正寿 君
土木部次長	吉田 弘毅 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	岩崎 次人 君
建設企画課長	中村 泰博 君

報告第15号

令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

（1）議案

第57号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第58号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第63号議案

契約の締結について

第64号議案

公の施設の指定管理者の指定について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・石木ダム工事工程に沿った確実な工事進捗の要望について
- ・全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な要求に関する陳情書
- ・要望書（海砂採取限度量維持について）
- ・要望書（松浦市）
- ・令和6年度県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）
- ・「石木ダム建設は、治水も利水も理に叶っていないから、中止して、代替えの南部水系下ノ原ダムのかさ上げに変更すべき事案であることを、陳情します。」
- ・要望書（大村市）
- ・国政・県政に対する要望書（長崎県町村会）

8、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【清川委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第57号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」ほか3件であります。

そのほか陳情8件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案関係部分を観光生活建設分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査をいたします案件は、第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りをいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いをいたします。

これより土木部関係の審査を行います。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）』」のうち関係部分、報告第8号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）』」、報告第11号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）』」です。

はじめに、土木部所管の令和5年度補正予算関係についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち土木部関係の補正予算は、JR長崎本線連続立体交差事業において、鉄道事業者の全額負担により国庫補助金を返還するための予算を補正しようとするものであり、歳入予算では、諸収入1億8,501万3,000円の増、また、歳出予算では、都市計画費1億8,501万3,000円の増となっています。

次に、知事専決事項報告について、ご説明いたします。

4ページをご覧ください。

本件は、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいていた、令和4年度予算の補正を令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたものです。

まず、報告第1号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）』」のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ4ページから5ページに記載のとおりです。

補正予算の主な内容は5ページに記載のとおりですが、事業費の変更に伴う減等で、港湾災害復旧費9,004万4,000円の減、公営住宅建設費7,058万7,000円の減、港湾施設整備特別会計繰出金6,921万円の減などを補正しています。

また、6ページからの報告第8号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）』」、報告第11号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第6号）』」については、それぞれ記載のとおりです。

このほか、繰越計算書報告についても、6ページから8ページに記載のとおりです。

なお、繰越計算書報告については、補足説明資料を配付させていただいています。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【岩崎監理課長】続きまして、土木部関係の繰越計算書について、補足してご説明いたします。

説明に入ります前に、補足説明資料に差し替えが生じたことをおわび申し上げます。申

し訳ございませんでした。

それでは、恐れ入りますが、補足説明資料の差し替えと記載の資料をご覧願います。

改めまして、繰越額理由別調書の内容について、ご説明いたします。

3ページ目をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。

表の左端の欄は、上から、総務費、土木費、災害復旧費となっております。

次のページ、4ページをご覧ください。

令和4年度の一般会計の合計は、の欄に記載しております、874件、428億5,945万2,000円、このうち通常分がの欄に記載の548件、206億1,683万9,000円、経済対策補正予算に係る繰越がの326件、222億4,261万3,000円となっております。

一般会計のの上の括弧書きは、事故繰越分で、9件、6億6,396万6,000円となっており、こちらは一般会計の外数となっております。

令和4年度の繰越額は、前年度の令和3年度分と比較いたしますと、一般会計の合計では、からを差し引いた額となり、件数といたしましては84件の減、金額は92億6,144万4,000円の減となっております。

次に、特別会計の繰越額ですが、の港湾施設整備特別会計分が5件、1億6,580万円で、一般会計と合計した土木部分としては、の879件、430億2,525万2,000円となっております。

次に、一般会計合計の繰越額を理由別に説明いたします。繰越額の右側に繰越理由を区分して整理しております。

まず、地元調整に係る繰越額は373件、138億3,232万4,000円、具体的には、関係機関との

調整、資材搬入路の選定や地権者との境界確認、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したため繰越となったものでございます。

次に、用地補償交渉や家屋移転に日数を要したのものなど用地補償に係る繰越額が29件、10億7,227万6,000円、工法の検討や当初想定していなかった諸条件の変更に伴う設計変更の日数を要したのものなど、設計、工法等に係る繰越額が62件、28億2,079万4,000円となっているところでございます。

次が、補正予算等に係る繰越額、これは昨年の11月定例会で決議をいただいた、主に経済対策補正予算に係る繰越分であり、351件、226億7,825万7,000円となっております。

資機材や人材の逼迫、入札の不調・不落到係る繰越額が58件、19億8,763万円となっております。

その他、新幹線整備事業の負担金に係る繰越額として、1件、4億6,817万1,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【清川分科会長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、都市政策課関係部分について、補足してご説明いたします。

今回の補正予算は、JR長崎本線連続立体交差事業において国庫補助金を返還するための予算を計上しようとするものであります。

予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料5ページをご覧ください。

本事業は、長崎市松山町から尾上町間の約2.5キロメートルの鉄道を高架化し、4か所の踏切除却による踏切事故の解消や、道路交通の円滑化、鉄道で分断された市街地の一体化を図るものです。

事業主体は長崎県、事業費は約529億円、事業期間は平成21年度より令和5年度ですが、現在、側道の整備などを行っており、令和6年度までの延伸を予定しております。鉄道の高架切替えは令和2年3月に完了し、長崎駅と浦上駅の新駅舎が開業しております。

6ページをご覧ください。

事業概要図となります。赤い丸の点線が事業箇所、黒い丸が浦上駅と新旧の長崎駅、水色の円が除却した4か所の踏切、竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切の位置を示しております。また、左上に、高架切替え前後の梁川橋踏切の状況写真をつけております。

5ページにお戻りください。

中段下の電化から非電化への変更ですが、鉄道事業者であるJR九州は、令和2年3月の在来線の高架化後も、高架前と同じく電化設備を使用した電化による列車、特急列車や普及列車の一部ですが、その運行を行ってまいりました。しかし、令和4年9月の西九州新幹線の開業以降、JR九州は、佐賀県肥前浜から長崎間の在来線について、運行方式を電化から非電化へ変更を行い、同区間の電線等の電化設備の使用を停止し、電車から、ディーゼルエンジンなどで走行する気動車への変更を行いました。

下段の国庫補助金の返還ですけれども、JR長崎本線連続立体交差事業は、国庫補助金であり、当該事業区間の電化設備の整備費は約3億3,000万円で、国庫補助金が約1億9,600万円と

なっております。補助金等適正化法により、補助事業で整備した設備などの財産を供用開始後10年を経過せずに処分する場合、これには設備の使用停止も含まれますが、補助金の返還が必要となります。したがって、電化設備の整備費約3億3,000万円に含まれている補助金のうち、使用期間、この場合、令和2年3月から令和4年9月までの約2年半となりますが、その期間の減価償却分を除く約1億8,500万円を国へ返還することとなります。

なお、今回の補助金返還につきましては、昨年9月の西九州新幹線の開業後、JR九州が在来線の車両を全て非電化の車両に変更し、電化設備を使用停止したことによるものであることから、国への返還額について県の負担はなく、全額JR九州が負担するものでございます。

以上で、第52号議案関係部分の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】部長説明資料の7ページの令和4年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越し計算書報告の部分で、公共土木施設災害復旧費2億6,007万6,000円について、質問いたします。

3年前の水害による佐奈河内川の河川災害復旧事業費なのですが、説明のところに、「復旧工事に伴う堰の改築において地元調整に時間を要したため、年度内に完成せず」ということですが、地元調整がどのようなところで時間を要したのか、まずお尋ねいたします。

【松本河川課長】佐奈河内川河川災害復旧助成

事業につきましては、先ほど委員が申されたとおり、令和2年度の豪雨災害により、2級河川郡川の支川でございます佐奈河内川が被災したため、河川災害復旧助成事業により、延長2,360メートル区間の改良復旧事業を実施するものでございます。

当該工事につきましては、河川の河道拡幅に伴って、既設の今富橋の架け替え工事が必要となり、下部工を施工する工事でございます。

この場合、掘削工事に際して、直上流の農業用の取水堰が支障となったため、堰を切り欠く計画をしております。切り欠いた後に、堰からの農業用の取水が不可能となるため、今富橋の下流からポンプで直接農業用の取水を実施することとしておりましたが、その取水ポンプの設置場所や取水方法などについて、地元の関係者に丁寧に説明するに当たり、日数を必要としたため、やむを得ず事故繰越としております。

なお、現在、この工事につきましては順調に進捗をいたしており、本年の10月に完成する予定でございます。

また、別途発注の橋梁の上部工についても、年度内には完成予定としております。

【松本委員】今、もう田植えが始まっている時期で、堰というのは農家の方にとってはすごく重要な存在であり、この川から多くの田んぼに水を引いているわけです。この災害で一、二年営農ができなかった方々もたくさんいらっしゃいます。

気になったのは、もうちょっと事前に早く打合せができなかったのかということと、繰越もかなり件数が出ておりますけれども、災害復旧に関しては、原則3年間で事業を完結するというようになっております。令和3年、4年、5

年まで、つまり、本年度までに終わらせなければいけない状況なんですけれども、繰越も、2回繰り越しておられるので、令和5年度末までにこの災害復旧事業が終わる見込みがあるのか、その状況について、お尋ねいたします。

【松本河川課長】委員ご指摘のとおり、この助成事業につきましては令和5年度までとなっております。現在、早期完成に向けて河川課及び県央振興局も努力しているところでありますので、今後とも、早期完成に向け、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

【松本委員】本年度中に終わらせるということをご答弁でございます。やはり地元の調整を綿密にさせていただいて、後でああだった、こうだったという話が出ないように、しっかり配慮した運営、事業発注もしていただきたいと思えます。

【清川分科会長】ほかにご質疑はありませんか。

【ごう委員】私からも1点、部長説明資料の7ページの令和4年度長崎県一般会計歳出予算の事故繰越の分、この中の都市計画費について、お尋ねをしたいと思います。

8ページの説明の中で、都市再開発支援事業については、長崎駅前バスターミナル等再整備に関する検討業務において、地元調整に不測の日数を要したことから、年度内に完了せずに、事故繰越に至ったものであるという記載がありました。この件について、まず大黒町のバスターミナルの全体的な計画とスケジュールなどをいま一度、確認させていただきたいのですが、そもそもは、このバスターミナルの再開発につきましては、最初の計画では、20年度から工事に入って、22年度には供用開始という計画だったものが、一旦白紙に戻って、その後、令和2

年度にサウンディングなどをして、今のスケジュールが組まれていると思うのですが、具体的に、このスケジュールを教えてください。

【田坂都市政策課長】 令和2年度ですけれども、国の調査費で、長崎駅前バスターミナルの再整備や運営に関する検討を行っております。その検討の中で、事業化に向けた今後の展望についてということで、あくまで一般的な事例ですけれども、地元調整など、初動期で約2年から3年、それから再整備事業の実施期で約7年から8年、全体で概ね10年かかるとしております。

現在、バスターミナルと周辺建物との共同建て替えの可能性を検討する、先ほど申しました初動期の段階でございまして、今後、事業手法、事業区域が決まってくると、そこで全体的なスケジュールというのがもっと具体的に出てくるんですけれども、先ほど申しました概ね10年のイメージを持って取り組んでおります。

【ごう委員】 わかりました。概ね10年のイメージでということでありました。

今回、予算を繰越しているんですけれども、まず、予定していたこの予算が具体的に何に使う予算だったのか、そしてまた今回繰越になったことによって、検討への影響があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【田坂都市政策課長】 まず、予算でございまして、これは都市再開発支援事業費でございまして、これは地区内の土地・建物所有者との研究会の開催や個別の意見交換など、共同建て替えへの合意形成を進め、地権者による地元組織の立ち上げを支援していくための予算として、令和3年度と令和4年度に計上をさせていただいております。

今回、事故繰越となりましたのは、令和3年

度に新型コロナウイルスの蔓延防止期間などの影響によりまして研究会の開催等に不測の時間を要したことが主な理由となります。令和5年度への事故繰越額としては、約1,500万円となります。

現在、地元調整に時間がかかっておりまして、繰越となりましたが、先ほど申しましたように、概ね10年のイメージを持って、引き続き、組織化に向けて地元調整に努めてまいります。

【ごう委員】 わかりました。地元組織の立ち上げ等の支援等々でおよそ1,500万円が繰越になったということですね。

大黒町のバスターミナルの建て替え、再整備についてなんですけれども、今現在のバスターミナル自体が建築されてからもう60年ですよ。そして、以前の議論の中でもあったと思うんですが、耐震化にも適応していないということでありました。

このバスターミナルが一日の利用客も非常に多いということ、一日およそ5,000人が利用しているというふうになっております。そのような中で、築60年、耐震化が済んでいない建物が、果たして安全なのかどうなのかということが非常に気になるころなのですが、そのあたり、いかがでしょうか。

【田坂都市政策課長】 委員言われましたように、バスターミナルが老朽化していることから、先ほど申し上げました再整備の方向性というのは、できる限り早期に示していきたいと考えております。

【ごう委員】 ぜひ、概ね10年のイメージで取り組んでいるということではありますけれども、そもそもの計画が一旦白紙になって、そこからやり直して、さらにまた10年ということで、老

朽化の耐震の問題もあります、また地元の活性化とか、あと駅ができて、新幹線が開通して、観光客をもっとたくさん呼び込もうとしている中で、やはり一日も早い完成が長崎県としても望めますし、地元としても非常に望んでいることですので、そのあたりをできるだけ早く進めていただきたいということを要望しておきます。

【清川分科会長】ほかにご質疑はないでしょうか。

【中村(泰)委員】私から、補足説明資料のJR長崎本線連続立体交差事業における国庫補助金の返還について、お尋ねをいたします。

こちらにつきましては、令和2年3月に在来線の高架化がありまして、その後、2年3か月というところで非電化への変更をJR九州がしたと。これは最初は、特急電車でありますとか、電化の電車があったがために電化を継続したと。しかしながら、JR九州としても、コストを考えた結果、こういう非電化に切り替えていったということを想像できます。しかしながら、JR九州としては、変えた方がコスト的にいいという判断でしたものの、やはり2年半で設備を壊すということで、もったいないということを感じたところでございます。

JR九州が国庫補助金については負担をするというところですが、恐らく、県や市も費用負担をこの時にしているんじゃないかと思うんですが、その状況について、お尋ねをいたします。

【田坂都市政策課長】電化設備の整備費の内訳でございますが、全体としては、先ほど申しましたように、約3億3,000万円というところでございます。そのうちに国庫補助金が1億9,600万

円入っているというところでございますが、ほかにも、そもそもこの連続立体交差事業の事業スキームとしては、JRの負担金、国の補助、それから県市の負担金ということで構成をされております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

県の当時の負担金について、お知らせいただけないでしょうか。

【田坂都市政策課長】国庫補助金が1億9,600万円ですが、県の負担金が3億3,000万円中5,600万円、それから市も同額で5,600万円となっております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

県、市が5,600万円ということで、国の分から含めると4分の1ぐらいというところではありますが、国は恐らく、ルール上、国庫補助金が入っている場合は、10年であれば返却という話だと思っんですけれども、県や市については、ここに記載がないということは、恐らく、返還されないものだというふうに捉えておりますけれども、そこについては県としてどのように考えて、どのように対応をすべきと思っておられるのか、お知らせ願います。

【田坂都市政策課長】県、市の負担額についてのお尋ねでございますので、詳しく説明をさせていただきます。電化設備の整備費につきましては、先ほど申しましたように、連立事業のスキームによりまして、JR、国、県、市でそれぞれ費用を負担しております。そのうちの国費につきましては、今回返還の対象となっているものでございます。

お尋ねの県、市の負担額についてですが、これはJR九州に返還を求めておりません。県といたしましては、この電化設備の整備費は、

高架化前に運行していた特急や一部の在来線を高架化後も継続して運行するために必要な施設のための整備費でありまして、あくまでJRの従前の機能を維持、保障するための費用と考えており、高架化が完了して運行を維持できた時点で、JR、国、県、市で負担した高架化の整備は、そこで完了したと思っております。

結果として、その後にJRが運行方式を見直しましたけれども、高架化時点において、電化での運行を維持するための整備費の県、市の負担ですので、この負担自体については、運行見直しの影響は受けないと思っております。ただ、今回、国の負担分につきまして、補助金等適正化法により一部補助金の返還が必要になりましたので、庁内でも、県、市負担額についてJR九州に返還を求めることができるのかどうか議論になり、これにつきましては県の顧問弁護士にも相談をいたしました。

それによりますと、国庫補助金以外の県、市負担分について、極めて例外的な場合を除き、返還を求める権利自体が存在しないという見解でございました。その理由といたしましては、まず県、市が負担を決めた際に、その負担することについてJR側に対し何ら法的な条件を付していないため、JRが経営判断により電化を取りやめたとしても、条件違反等はなく、返還事由には当たらないということ、それと県、市側でJR側に対し電化を維持すべき義務や期間も定めていない以上、一定期間、電化路線を維持し、かつその廃止に合理性がある以上、その判断を違法と評価することはできないということでした。

ただし、例外的な場合といたしましては、JR側が県、市負担分を受領するに当たり、あえて

虚偽の説明等をして県や市からの負担金をだまし取ったような場合が考えられますけれども、今回の件では、当然考えられないということでした。

ちょっと説明が長くなりましたけれども、以上により、県、市の負担額につきましてはJR九州に返還を求めておりません。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。JRが合理的な判断をしたと。例外というところではありましたけれども、その例外には当てはまらないということで判断をして、可能な限り県の負担分を取り戻そうと努力されたということで、ご答弁、よくわかりました。

【清川分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第52号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第8号及び報告第11号については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定をされました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料、土木部をお開きください。また、これに加え、追加1及び追加2をお配りしていますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第57号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」、第58号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第63号議案「契約の締結について」、第64号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であり、その内容は記載のとおりです。

なお、補足説明資料を配付させていただいています。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

令和4年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

（起訴前の和解について）

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申し立て6件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

（職員の不祥事について）

まず初めに、追加1の資料をご覧ください。

去る令和5年6月13日に、土木部の職員が、長崎市の平和公園において、供えられた千羽鶴にライターで点火して焼損させたとして、器物損壊の現行犯で逮捕されるという事案が発生いたしました。

職員がこのような不祥事件を起こしたこと、また、その内容が多くの方の平和への祈りが込められた千羽鶴に火をつけるという行為であることについて、大変重く受け止めており、深くお詫び申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員の一人ひとりが事件の重大さを重く受け止め、責任のある行動を心がけるよう綱紀の保持に全力を尽くしてまいります。

元の資料にお戻りください。

（幹線道路の整備）

県においては、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、西九州自動車道や島原道路など高規格道路の整備を重点的に進めています。

こうした中、本年3月に公表された今年度の国土交通省関係予算においては、西九州自動車道の松浦佐々道路に92億円が配分されたほか、長崎南北幹線道路と西彼杵道路を繋ぐアクセス道路として、主要地方道長崎畝刈線（滑石工区）が新規事業として採択されました。

また、今年度は、国が整備を進めている島原道路の森山東から森山西インターチェンジ間3.3キロメートルの完成供用が予定されており、島原半島と県内外の各地域とのアクセスがさらに向上するとともに、災害時の代替機能の強化が図られるものと考えています。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

（石木ダムの推進）

近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発するなか、地域住民の皆様の安全・安心を確保することは行政の責務であり、川棚川の洪水被害を軽減し、佐世保市の安定した水源を確保するためには、石木ダムの一日も早い完成が必要であることから、現在、ダムの早期完成に向け、工事工程に沿ってダム本体の掘削工事や付替県道工事などの進捗を図っております。

令和元年11月18日の明渡期限から3年以上経過したにもかかわらず、収用地については、未だ明渡しが行われておらず、耕作などの不法使用が続いていますが、去る2月15日に川原地区にお住まいの皆様に対し、不法使用を行わないよう求める文書を送付したうえで、2月下旬以降、左岸頂部掘削工事及び本体工事期間中に現県道の代替となる迂回道路工事の2か所において、収用地にも初めて着手しています。

引き続き、工事工程に沿って工事の進捗を図るとともに、皆様から事業へのご理解とご協力をいただけるよう努力を重ねながら、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

（長崎大学のまちなか移転の検討終結について）

追加2の資料をご覧ください。

6月19日に長崎大学は、まちなか移転の検討の終結について公表されました。

県としては、大学から要請を受けて、まちづくりの観点から、この検討に対して協力してきたところですが、大学が今後のあり方なども含

め、総合的に考えたものと受け止めています。

元の資料にお戻りください。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に掲げる土木部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

まず、「地方公社の経営健全化」については、長崎県土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社の3公社の業務を統合し、効率的な組織体制の強化を図っています。

なお、土地開発公社においては、令和8年度に解散・清算を行う方針としており、これに向けて、令和7年度末までに時津第10工区土地造成事業用地の完売を目指し、現在、未売却地を住宅用地として販売するための工事等を順調に進めています。

また、特定調停から経営再建中の住宅供給公社においては、令和4年度決算で約1億3,000万円の当期利益を計上し、調停成立以降19期連続の黒字経営となっており、経営再建は順調に進捗しています。

今後とも、公社の経営の健全化を図るため、適切な指導監督に努めてまいります。

このほか、「環境変化に対応した公営事業サービスの提供」に取り組み、その内容及び効果はお配りしています資料のとおりです。

今後とも、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わ

ります。

何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】第57号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

委員会資料の土木部委員会補足説明をお開きください。

資料の3ページになります。

今回の条例改正は、長崎港小江地区にございます「小江ポートパーク」について、民間のノウハウを活用し、県民サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入することとし、所要の改正を行うもので、長崎県港湾管理条例の指定管理者一覧に当該施設を追加することとしております。

長崎港におきましては、既に福田マリーナ及び長崎出島ハーバーについて指定管理者制度を導入しているところですが、今回、指定管理者の契約更新に合わせ、小江ポートパークも追加し、一体的な管理運営を行うことで、サービスの向上と経費の節減を図りたいと考えております。

施行日は、次期指定管理者の契約期間の始まりとなります令和6年4月1日を予定しております。

参考として、施設位置図と小江ポートパークの写真を掲載しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

【清川委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】住宅課より、第58号議案「長

崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」のご説明をいたします。

課長補足説明資料の6ページをご覧ください。

この条例は、建築に係る事務に関しての手数料を規定したものでございます。

今回の改正理由ですけれども、1にありますとおり、令和2年のマンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正によりまして実施が可能となりましたマンションの管理計画の認定制度の運用を県で開始するために、これの審査に必要となる手数料の新設を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

管理計画の認定制度ということですが、法律の改正により、地方公共団体が可能となる業務が中段に記載されておりました、その中に、管理計画の認定制度というのを赤線で引かせていただいておりますけれども、書いておりません。

その内容は、マンションの管理適正化の推進を目的として、もちろん民間マンションの修繕計画や資金計画、それから管理組合の運営状況など、管理面での基準を満たす優良なマンションを地方公共団体が認定する制度でございます。

なお、認定に適合するかどうかについては、事前に民間機関で審査することもできるようになっております。

次に、条例改正の内容でございますが、また6ページにお戻りいただければと思います。

6ページの2に記載しておりますとおり、認定事務の運用に関しまして、1番の管理計画を認定申請する際の認定申請手数料、それから2番の認定後に行う5年置き更新申請手数料、3番に、認定された管理計画を変更する際の変更認

定手数料の3つの手続があり、それぞれの手料を新たに設定するものです。

2に、今回追加する手数料の具体例を記載しております。例えば、1番の認定申請に当たっては、事前に民間機関で確認を行った場合は、手数料を県で4,000円頂くとすることとしておりまして、なお、この手数料につきましては、国が想定する審査時間というのもございますけれども、これに県の人件費単価を乗じて算定しております。

施行につきましては、3番にありますとおり、県の「管理計画認定制度」の運用開始を9月1日と予定しておりますので、その日に合わせております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続けて、第63号議案と第64号議案も補足説明資料をご覧いただければと思います。具体的には、13ページからになります。

川口アパートの建て替えの契約締結と、同アパートの指定管理者の指定に係る2つの議案について、まとめてご説明したいと思っております。

まず、本事業ですけれども、耐震性のない県営川口アパートを、子育て世代をはじめ、多様な世帯が安全かつ安心して暮らせる住宅へ建て替えるために、事業コストの縮減や民間ノウハウによるサービス向上を図ることができるPFI事業で実施するものでございます。

15ページをご覧ください。

事業者の選定は、公募型のプロポーザル方式で行いまして、右側に記載しておりますとおり、昨年の12月に募集要項を公表したところ、3者の民間事業者のグループより応募がありまして、

審査を行いまして、4月に優先交渉者を決定いたしました。

16ページをご覧ください。

今回の契約の相手方は、長崎市に本社を置く福德不動産を代表とするジョイントベンチャー（共同企業体）となっております。

設計と工事監理は、市浦ハウジング&プランニング福岡支店と長崎市の建友社設計、建設工事は、長崎市の上滝、既存住宅の解体工事は、熊本市の前田産業、業務の執行管理を行うマネジメント会社としては、九電工と日本管財の全体で7社で構成されております。

17ページをご覧ください。

今回の契約額は、建設工事、解体工事、それから20年間の管理・運営業務を含みまして18億7,152万1,300円でございます。内訳は、記載のとおりでございます。

今後の事業工程としましては、本議会で議決をいただいた後に契約し、来年、令和6年の7月までに1年間の設計を完了後、本体工事へ着手し、再来年、令和7年12月に建替住宅、いわゆる新川口アパートと言っておりますけれども、そちらが竣工予定でございます。

本契約には、建替住宅への入居が始まる令和8年1月から、20年後の令和28年3月までの維持管理・運営業務の指定管理者とすることも契約に含んでおります。

17ページをご覧ください。

17ページ右側が、今回、最優秀としている事業者のイメージパースでございます。左側の棟が13階建ての県営住宅、新川口アパートでございまして、右側が、現在の川口アパートを除却した跡に、余剰地に定期借地で建てられることになっている民間施設になっております。この2

棟を2階レベルで接続する計画となっております。

また、市との協議で、現在の形は違いますが、隣接する川口公園の位置を変えまして、川口公園側には、県営住宅及び民間の余剰地側とのフェンスを設けずに、一体化した開放性のある空間とすることとしております。

次に、18ページをご覧ください。

建替住宅、新川口アパートの概要でございます。鉄筋コンクリート13階建てで、戸数は80を考えております。民間施設には、単身、子育て世帯向けの民間賃貸住宅を中心として、飲食施設やコンビニ、福祉施設なども計画されているようです。

それから、19ページですけれども、県営住宅部分、新川口アパート部分の平面図でございます。現在のところ、単身、子育て向けの計画となっております。1DKが中心ですけれども、一部で2DKが入っております。

以上で、川口アパートの建替事業の契約締結及び指定管理者の指定についての議案について、ご説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

【清川委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど説明ありました第63号議案、第64号議案について、質問させていただきます。

補足説明資料に記載がありましたとおり、昭和46年に整備された県営住宅であります。今回は、財政負担の軽減の実現のためPFI事業を実施するということの議案でございます。

まず最初に、そもそも県営住宅というのは、

いろいろ入居の条件があって、厳しい状況の方とか、公的な住居を必要とする方々を対象として県が造ってきたという経緯がありまして、指定管理におきましては、先ほども説明ありました長崎県住宅供給公社が担っていたもの、それを今回、民間で20年契約で実施をするということで、その背景というか、メリットを何か考えてされたのか、まずお尋ねいたします。

【森住宅課長】現在の指定管理者は、委員がおっしゃられたとおり、これも公募で決めておりますけれども、住宅供給公社が担っております。これは県下500棟、1万2,000戸の県営住宅を、これも3地区で分けておりますが、基本的には住宅供給公社で担っております。

ただ、今回、PFIですから、事前に応募者がいるかということで、サウンディングを大分やっております。その中で、もちろん民間の方も含めていろいろお話しした中で、まず指定管理と直接ではないんですけれども、建てるだけのPFIと、それから管理・運営を20年間するPFIと、どっちがメリットがあるか、県にとってのメリットもありますし、民間側のメリットもあるでしょうけれども、それをヒアリングしたところ、運営まで含めた、言葉で言うと「BTO」と言うんですけれども、そちらがメリットがあるという話になりました。

ということは、そのBTOのオペレーションというか、維持・管理は指定管理ですということになるんですけれども、県の条例では、県内に本社があれば、そこが指定管理者になれるということになっておりますので、当然、今回、福德不動産さんのグループがその要件を満たして手を挙げられたんですけれども、別のグループで、住宅供給公社ももちろん手を挙げること

はできたのですが、今回、住宅供給公社は手は拳がらなかったというのが1つと、それからもう一つは、この川口アパートだけを抜き出してということは確かにありますけれども、そこは要するに、予防保全という考え方を今回新たに取り入れまして、今まで住宅供給公社さんがやっておられるサービスに加えて、20年間は維持・管理、通常、県が発注して、県の負担で維持・管理指定部分も予防保全で新たな指定管理者が担うという、この住宅1棟だけのスペシャル版みたいな指定管理の要件をつけておまして、こっちの方がトータルでも、20年ではなくて70年ぐらいのことを考えているんですけれども、そこでもコストダウンが図れるということでしたので、これだけを抜き出して指定管理を別立てしたということが背景でございます。

【松本委員】それはあくまでも県のメリットであって、私が気になるのは、入居者の方なんです。事情があって、これは県営住宅の背景、そして管理も県の住宅供給公社がしたという今までの流れの中で、今回初めてPFI、それは県にとってのメリットはあるかもしれないんですけれども、今既に住んでいらっしゃる方の、新しくなることはいいことかもしれませんが、それだけお金をかけるということ、これは家賃とか、入居条件、そういったものは変更はないのか、お尋ねします。

【森住宅課長】今お尋ねの件ですけれども、川口アパートも含め公営住宅は、法律で入居要件、それから家賃等は計算式が決まっておりますので、住宅供給公社が指定管理でも、今回の別の指定管理者でも、そこは一緒でございます。なおかつ、家賃徴収、滞納の分の請求とかは県でずっと担っておりますので、窓口としては、確

かに申込みとかが新しい指定管理者になるかもしれないんですけれども、実際のお金の受渡しとかは全部県で行いますので、その辺は丁寧にご説明していこうと思っております。

【松本委員】17ページに事業工程が記載されております。令和8年から入居者移転、令和8年から解体工事ということでございます。大事になってくるのは、もともと住んでいた方に対しての説明をしっかりとやっているのか、入居者説明会をしっかりと実施されているのか。こういう事情で建て替わりますと。一回出なきゃいけないし、また戻ってくる方も、ひょっとしたら、戻らないで別のところに行く方もいると思うのですが、説明の状況、そしてもともと住んでいた方が今どういう世帯数があって、そして新しいところにどれぐらいの方が残ろうとしているのか、把握している状況をお尋ねします。

【森住宅課長】この事業を始める前に、令和2年に遡りますけれども、令和2年9月に、入居者の方にアンケートを行いました。その時は85世帯いらっしゃったんですけれども、その方の中で7割方、62世帯の方が、新しく建て替える今回の新川口アパートの方に移りたいと。ほかの県営住宅に移りたいという方ももちろんいらっしゃって、その方々は、逆に言うと、本人の事情もあるでしょうけれども、家賃が高くなると。おっしゃるとおり、新築になると、家賃は多少上がりますので、そこについての配慮をされて、別の県営住宅を希望されたということがございまして、無回答の方もいらっしゃったんですけれども、そういう方もいらっしゃいました。

これを受けて、令和3年から、引っ越し費用の一部を県の方が助成するという事で移転支援を行っており、近隣の団地の県営住宅ですけ

れども、移転をいただいている方がいらっしゃいます。

そういう方々は、実は今までに17世帯いらっしゃいまして、現在、現状の川口アパートに残っていらっしゃる方は68世帯いらっしゃいます。ちなみに、家賃が最初は上がると申し上げましたけれども、激変緩和措置というのをやりましたので、6年間で最終家賃に擦り着くという、階段状で少しずつ上がるような支援もしておりますので、その辺は、今後も引き続き説明を丁寧にしていきたいと思っております。

【松本委員】すぐには上がらないと、階段状で6年かけて上がると今おっしゃいましたけれども、その説明をしっかりとっているのか、それで上がる見込みが、最大どれくらいの何%上がるのか、その辺はどのように把握していらっしゃるでしょうか。

【森住宅課長】先ほどの説明ですけれども、コロナで、令和2年、令和3年というのは全体で集めてというのはやっておりませんが、過去に、一戸一戸のポストに入れて資料を配付しております。

具体的に、現時点で新しい住宅の家賃が、例えば2DKで3万2,000円ぐらいで、現在お住まいの方は、一番低い方では1万円台、1万1,500円ぐらい、差が2万幾らぐらいあるということになります。6年間で擦り着くということですので、例えば3万2,000円になる時は、1年目は、1万1,500円の方は1万5,000円になってという感じで、ずっと6年間で3万2,600円になるという計算になっております。

【松本委員】ポストに投函したということで、コロナで説明会ができなかったということではありますけれども、結局、もともと住んでいた

方にとっては、県のメリットでこういうふうになくなりますよと、いいと捉える方もいらっしゃるかもしれませんが、家賃がそれだけの条件だというのがなかなかないし、ほかの県営住宅に移った方もいらっしゃるというふうに通っています。やはり丁寧な対応、そして説明を、後からもめることがないように、そして民間の活力を導入するというアイデアは、場所が場所ですから、その部分は否定しませんが、住んでいる方のことをしっかり考えて説明を今後もしていただきたいと思っております。

【清川委員長】ほかに質疑はありませんか。

【川崎委員】まず、第57号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について、お尋ねをいたします。

説明の中に、福田マリーナ及び出島ハーバーとの施設間の連携による利便性の向上という記載がありました。今現在、指定管理に出されているこの2か所と、そしてそれに加えて今回の小江のポートパーク、ここにおいて相乗効果を生んでいくということだと理解をいたしますが、新たな活性化策並びに管理強化に対して期待することは何なのか、お尋ねをいたします。

【田中港湾課企画監】連携強化についてのお尋ねでございますが、小江ポートパークは、小江貯木場内及びその周辺に係留しているプレジャーボートを収容するために整備したもので、係留施設の提供のみを行っております。一方、指定管理施設として組み合わせる予定の福田マリーナ及び出島ハーバーは、マリーナ事業の推進を目的として、クラブハウスや修理施設などを含め、一体的な整備を行ったものでございまして、船の管理責任を負うとともに、メンテナンスなどの各種サービスを提供しております。

福田マリナー等の指定管理者が小江ポートパークも一体的に管理することで、直接、船主との関係が構築できますので、メンテナンスなどのサービスの提供につなげていくことができることから、県民サービスの向上が図られるとともに、指定管理者の経営安定化にも資するものと考えております。こうしたことが、長期的には海洋レクリエーションのさらなる振興につながっていくものと期待しているところでございます。

【川崎委員】 県民の皆様、小江ポートパークをご利用の皆様にもそういったサービスが供給できるように、ぜひ周知もお願いしたいと思っております。

そこで、小江ポートパークの近くにスケートパークがありまして、そこも港湾課の管理だと承知をいたしております。今回、そこも含めた指定管理という形が取れなかったのか、検討の状況について、お尋ねいたします。

【田中港湾課企画監】 小江スケートパークを指定管理者に含めることの検討をしなかったのかということですが、小江ポートパークに隣接しましてスケートパークがございますが、これについて指定管理者に含めることについても検討いたしました。

検討の中で、マリンスポーツと陸上のスポーツということで、全く異なる分野でございますので、指定管理者において、果たして魅力ある施設としてこの施設を活かしていくことができるのか、できれば、この施設を活用して、大会誘致を含め、イベントを積極的に開催していただけるような、そういった形にしたいという考えから、今回の小江ポートパークとの組み合わせた形での指定管理施設に含めることはいたし

ませんでした。

小江スケートパークにつきましては、専門家などのご意見を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 ぜひ、スケートパークもご検討ください。

次に、第63号議案と第64号議案について、お尋ねをいたします。

先ほど、松本委員からも詳しく質疑がございましたが、今回、県でPFI事業の初めての取組ということで、大変ご苦労もあったかというふうに承知をいたしてございまして、ねぎらい申し上げます。

一方で、今後、PFIにて実施する案件がある中に、模範の事業とすべきだったというふうに思っております。

先ほど、議案説明書に基づき説明を受けましたけれども、その説明書のほかに、募集要項と事業者選定基準並びに審査結果及び公表、この3つの資料を事前に頂戴をいたしました。この資料に基づいて、何点かお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、今回、川口アパート建替事業をPFIで行おうと決断をされた理由をお尋ねいたします。

【森住宅課長】 川崎委員のご質問ですけれども、今回、川口アパートの建て替えがなぜPFIで行うことになったかということなのですが、県の中でルールがございまして、10億円を超える公共事業については、まずPFIでできるかどうか、そこを評価しろということがありまして、具体的に言うと、優先的検討規定というものがございまして、そこで検討を始めております。

今回の川口アパートについては、PFI事業と、それから従来型、公共が発注するパターンと、

どちらが有利かというのをコスト比較しましたところ、PFIの方が1.数%コストダウンを図れるということになりましたので、PFIの方向で進めたということが現実でございます。

【川崎委員】まさにPFIが民間の活力、経営能力、技術力、それを活用して、公共からすると、いわゆるコストダウンということ、そこが非常に大きなポイントだというふうに思っておりますので、踏み込まれた事業ということで、評価をしたいと思えます。

この2次審査なんですけれども、提案審査となっていて、提案価格と提案内容の評価値加算による総合評価としています。評価を点数化しておられまして、満点は100点と承知をいたしておりますが、どのようなところを重視し配点を行ったのか、お尋ねをいたします。

【森住宅課長】ご質問の評価点の100点の内訳はどうなっているかということでございますけれども、まず評価内容で、価格点と性能評価と2つございまして、それぞれ価格が30点、それから性能、その他が70点という構成にしております。

3対7というのは、過去に公営住宅、ほかのPFIもありますけれども、いろんなやり方があるんですけれども、3対7としたところの方が多かったというのが1つと、それから価格だけを重視するのは、事前のサウンディングで、いろんな業者からも聞くと、価格だけの競争ではない、そこにはしてくれるなという話もありましたので、土木部の中でお諮りいたしまして、3対7という金額と性能の評価点の配分をしました。

性能評価の方ですけれども、具体的には5項目の内容で審査しておりまして、その中で、特

に事業計画そのもので、事業体制、地域貢献とかいうことを評価するのが70点中17点ございました。そのほかには、計画、要するに、全体計画と配置計画を23点、施工計画を12点、維持管理計画、まさに指定管理の部分は15点、それからその他の優れた提案を3点としておりまして、合計で70点の評価をしております。

【川崎委員】配点については、サウンディングで、事業者さんの意見も踏まえて、事例も多かったので、そういった割合にしたということで理解をいたしました。

PFIの事業のポイントとして、民間資金の活用というふうにあると思えます。そこで、事業方式の記載があるんですけれども、建替住宅を設計、建設後に県が所有権を移転するとの記載があります。工事着手時、中間時、引渡し時、大体この3回に分けて受注者に県が、公共がコストを払うというのが一般的だというふうに思っているのですが、この記載からすると、移転まで県の支出は一切なく、民間の資金で全て賄うと、このような理解でよろしいのでしょうか。

【森住宅課長】お尋ねのPFIの資金の活用というところですが、またサウンディングの話に戻りますけれども、今回、私どもの方でもいろんな方のご意見を聞きまして、確かに民間資金の活用というのもありますけれども、できるだけ事業者側の負担も減らしてほしいということもありまして、例えば工事着手時、中間時、引渡し時という従来型では、そういうそれぞれの支払いがありますけれども、今回も、私どもとしては、年度、年度で、令和5年度は設計ですけれども、令和5年度は幾ら、令和6年度は幾らと、その時の出来高に応じて今回はお

支払いするという事をあらかじめ要求水準書で明記し、それを理解された上で、応募の3者があったものと考えております。

【川崎委員】民間資金の活用だから、私もいろいろ調べても、公共は引渡しをいただくまで、つまり所有権を移転するまでは民間が全部賄うというのが一般的でしょうから、そこは民間資金の活用ということについては、どうだったのかなと。ただ、事業者に配慮したということであればあるんでしょうけれども、ちょっとなかなかこのところがずっと入っていかんというところが正直あります。事業者に配慮したということだけは評価をしたいと思えますけれども、今後も検討する要素の一つかなというふうに思っています。

そこで、募集要項の中に、サービス対価上限額、つまり、設計、建設、解体、維持管理費にかかるコスト条件が18億4,011万3,000円と設定をされていました。このことから、WTO案件ではありません。よって、県において事業者の所在エリアを限定することができると思います。つまり、県内で事業者を縛るということも可能な案件だというふうに思いますが、今回の事業では、こういった制約を設けたのか、お尋ねいたします。

【森住宅課長】今回のPFI事業では、基本的に、建設事業ではございませんけれども、発注の方とか、いろいろ配慮しながら、建設業者については県内縛り、それからもう一つ、指定管理者についても、これは条例で、県内に主たる事業所があることという2つ、そういう記載がありますので、建設と、その指定管理者の2つは県内縛りがございますが、ほかについては県内縛りを設けておりませんでした。

【川崎委員】これは縛らなかったということは、どういうことでしょうか。できれば県費は県内にとというのが基本だというふうに思っているのですが、いま一度、見解を求めます。

【森住宅課長】今回、県で初めてのPFIということもありまして、私どもは、本当に事業者が来るのかというのが一番心配でございました。そこで、サウンディングを何度も何度もやった中で、確かに建設業者は県内の方も来られるんですけども、例えば設計、設計は2つあって、新川口アパートの話だけではなくて、横に余剰地の方の提案とか設計もございまして、そちらの方が来る人が、はっきり言うと、県内からは来られなかったです。ということで、この提案をできるのは県内にいるかいなかかわからないという状況で県内縛りをすると、提案が1者もない、このPFI自体が手も拳がないということになってしまうと元も子もないものですから、そこは今回は緩めようということで、特に設計、提案とか、マネジメントもあるんですけども、そういったところはプラスアルファといたしますか、県外まで広げようということで内部で協議しまして、判断したところでございます。

【川崎委員】サウンディングの段階で、事業者がいらっしゃるかどうかという、そういった不安もありつつ、全く応じないこともリスクも取ってということでしたが、結果的には、結構地元の方が頑張っておられるように思っております。そこはちょっと見立てがどうだったのかというところは正直思います。

そこで、今回、性能評価になるんでしょうか、県内の企業さんの採用度合い、それがどういうふうに評価をされているのか、お尋ねいたしま

す。

【森住宅課長】先ほど性能評価の70点の内訳をざっとご説明した中で、要するに、県内企業をどう評価するかというところは、事業計画の体制の部分になります。ここは具体的に言うと、地域経済、地域社会への貢献の配慮という点数を設けておりまして、17点中4点をそこに配分しております。今回、結果、最優秀、それからほかのところもそれぞれ点数はつけておりますけれども、いずれも地元企業の方が入られて、地元配慮もあったということで、点数の上下はあるにしても、そこは一定私どもも評価しているところでございます。

【川崎委員】ぜひ地元の企業も育てていただきたいというふうに思っておりまして、今からPFIは次々出てくると思うんですが、チャレンジをしていただけるような環境とか、そういったものをしっかりと県もやってほしいと思って、人口減少が進む長崎県で、地元に残ってもらおうとみんなが努力をしている中に、地元の企業に力がないからといって県外企業もやむなしと、こういう考えが続けば、やっぱり県の仕事が確実に県内事業者に来ないということになってしまい、人材は他県に流出することになるというふうに思います。私は総務委員会で、IT系の仕事が、ほとんどその流れなんです。地元で力がないから他県に出す、だから地元の人、県にないからよそに行く。ここはやっぱり県全体で考えていくべきだというふうに思うんです。ぜひこういった取組を是正して、人口減少・流出に歯どめをかけていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

もう一点、SPCとJVについて、お尋ねいたします。

PFIの事業では、長期の管理運営に安定性、安全性を担保するために、特別目的会社、いわゆるSPCの設立が一般的と考えられます。私も、ずっといろんな書物を見て、そういうふうには学んだつもりだったんですけども、身近で、長崎市立図書館も採用しておりまして、他県の事例でSPCの採用も多く、義務づけたところもあるようです。募集要項書の参加者が備えるべき参加要件にも、SPCに関する記載がしっかりとなされておりました。

しかしながら、文書の途中に、ただし代表企業が事業期間を通し本事業の履行に責任を有する契約とする場合はSPCを設立しないことも可とするという記載がありまして、つまり、JVも可とする記述と史料いたしますけれども、まずSPC方式とJV方式の違いについて、お尋ねいたします。

【森住宅課長】お尋ねのJV方式の方は、建設工事とかで共同企業体というのはなじみがありますけれども、SPC方式の方は、それぞれの会社が出資し、一つの企業体をつくると、特別目的会社というものをつくるということになっておりまして、この目的のために会社が新しくできるということで考えております。

私どもは、最初は委員がおっしゃるとおり、SPCを念頭には置いていたんですけども、他県の事例もありますし、それから実際サウンディングの中で、SPCで絶対やらなければいけないかというのもいろいろ協議がございましたので、そこで今回、公募の中で、SPCでなくてもいいという書き方になっております。

【川崎委員】サウンディングの中でそういった考えになったので、そういった文言を示しながら、SPCあるいはJVどちらでもいいような形

にしたということですね。わかりました。

そうしたら、これについてまたお尋ねいたしますけれども、JVに比べてSPCのコストというのは、設立と運営というところは当然コストがかなりかかると推測をされます。そのコストも当然事業で回収をしなければならないというふうに思いましたが、先ほど触れましたが、サービス対価額、こちらの方に含まれているのでしょうか。

【森住宅課長】 想定した金額の中には当然入ってございましたけれども、今回、契約の相手方とする中には、当然、SPCではございませんので、そこは計上されておられません。

【清川委員長】 住宅課長、最後。

【森住宅課長】 今回、契約相手方とするところは、当然、資料のとおりJVでございますので、そこはSPCの費用は計上してありません。

【川崎委員】 裏を返せば、つまり、SPCで提案をされた方はサービス対価額に含まれているということですね。そうすると、当然、サービス対価額が上がっていくわけでして、それは維持管理のコストの一つと言えましょう。このSPCの運営コストというのは、この事業規模から、かなり高額というふうに推測をされます。幾らか私もわかりませんが、17億円、18億円という建物の維持管理ということを20年間でしょうから、SPCになれば、相当な額が必要だというふうに思います。そういった長期間、安定性、継続性において評価が高いSPCを採用した際に、その運営コストをサービス対価に合算して価格評価すること、それがそもそもこの高額なコストがない状況と同じ土俵で評価をするということについては、どうなのでしょう。そこに関する見

解と、価格配点に工夫がされていたのか、お尋ねいたします。

【森住宅課長】 審査の中で、SPCかどうかというそのものは審査しておりませんが、事業主体が、事業収支はどうかとか、リスク管理がちゃんとできるかということは審査対象となっております。配点もでございます。それについて確かにSPCの方が、3つグループの中でSPCの方もいらっしゃいましたけれども、そちらが評価された部分もありますので、必ずしもSPCそのものではなくて、リスク管理とか、事業収支の面でどちらが優れているかということの評価したということでございます。

【川崎委員】 配慮されて配点をされているということでありましたけれども、そこが価格の部分と性能評価の部分と、その配点のし具合についてが適正だったのかどうかということとは、ぜひ検証していただきたいと思います。

先ほど、SPCがそもそも高い値段ということがわかっている、JVでもいいということであれば、県費の支出が、みんなSPCで価格を計上すれば全部上がるわけでしょう。そうすると県費が当然高くなるわけですね。そもそも、そうしたらJVでよかったのだったら、JVで統一した形で提案をしてくださいというふうに公募要件をすれば、県費は抑えられたんじゃないでしょうか、お尋ねいたします。

【森住宅課長】 民間のノウハウを使うというPFIの考え方からすると、必ずしも、私どもが、これでやれと逆にぎりぎり縛る方が、なかなかいい発想というか、いろいろな提案ができないと思われましたので。それと一般的には、委員がご指摘のとおり、PFIと言えはSPCというのが、そういう方もいらっしゃいますので、そ

これを最初から排除して予算を組むということは今回はしておりません。

【川崎委員】 実務なんですけれども、JV が、私の理解は、民法上は組合で、JV 自体は法人格を持ってないから契約の主対象にはなれないと、ずっとこう思っていたんですけれども、今回、どのような契約締結になるのか、お尋ねいたします。

【森住宅課長】 建設工事でもそうなんですけれども、JV 自体は、確かに法人かどうかと言われたら、ちょっと別なんですけれども、私どもとしては、JV が契約者になり得るし、20年間の指定管理者にもなるということで、今回の議案を出しております。

【川崎委員】 JV との契約になるということですね。

一般論で結構です、リスクのことだけお尋ねしますけれども、JV の構成会社において、JV を離脱しようと、例えば会社経営もどうしようかというような意味で、契約を履行できない状況になった場合、この維持管理契約というのはどのようになりますか

【森住宅課長】 今のご心配というのは、私どもも同じような心配はありますので、契約というか、要求水準書の中に、契約する場合は、20年間の維持管理、途中で誰か抜けたと、一番肝心なメンバーが抜けたということがあった場合は、その事業主体、特に代表企業ですけれども、が探索義務といいまして、同様の、抜けた会社と同じだけの能力があるところを探してこいという義務を負わせております。探索義務という義務があるんですけれども、そこを契約条項に入れておりますので、万が一そういうことがありましても、同様の者を、もちろん審査はします

けれども、探索して同じレベルの業者を連れてくるという義務を負う契約になっております。

【川崎委員】 探索義務があって、そこをカバーするというものでありましたけれども、契約にはしっかりうたっているということで確認いたしました。

この SPC ということに関して、一般的に採用が多いということは、業務の受託案件に特化をして、つまり、ほかの仕事は一切やらないと、定款には、それしかやらないとうたってあって、他の業務、例えば別の部門の業務が業績が悪くなったから、こちらの利益を食いつぶすみたいな、そのようなことがないようなところが SPC の特徴だと思うんです。つまり、安定、安定して業務を遂行できるということがポイントだというふうに思っていて、一方、JV はそうじゃありませんから、目的を拘束できないから、建設後の運営に対して、拘束できないから、様々な経営の影響も及ぼされることもあるということころはリスクとしてあろうかと思えます。そう考えていった時に、建設後の運営に対しまして、利用者、入居者の便益の違いがあるというふうに私は思うんです。

県費支出をより安価にすべきということころは私は当然だというふうに思っているのですが、入居者の生活に大きな影響があってはならないというふうにも思えます。ぜひそこはご配慮いただきたいというふうに思っておりまして、今後、PFI 事業に取り組むに当たって、先ほどの価格の部門や、県内事業者の参画促進、安定性、継続性、そういったことについての評価の在り方、こういったことについてもぜひ熟考する必要があると私は思いますが、最後、部長の見解を伺えればと思います。

【奥田土木部長】 今後も PFI の活用というものはしっかり考えていかなければならないと思っています。確かに PFI 事業は県では初めての取組です。正直申し上げて、職員は相当な勉強もしておりましたし、様々な試行錯誤を重ねて検討を深めておりました。やらない理由を整理するのは簡単なんです。従来型でやっていこうというふうに落ち着かせるのは簡単なんですけれども、私は、やはりチェンジ・アンド・チャレンジの精神で積極的に職員がやっていくんだということを応援してまいりました。

今回、いろいろな課題が出てきているということもそれは確かでございます。今後のいろいろな検討に当たりましては、一つ一つまた目的物も違えば、やり方、どういうふうにしてやっていくかということもそれぞれ特徴がありますので、しっかりと個々に検討していく必要があると思っておりますので、今後とも検討は深めていきたいと思っております。

【清川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】 端的にお尋ねいたします。

周囲の市民の方、県民の方は、この県営の団地に関しても、建設がされて物ができた時に、すごく関心を持たれると思います。まずは、周辺の地域と比べて、例えば賃貸料でどれぐらいの差があるのか、お尋ねいたします。

【森住宅課長】 今回、川口アパートに関し、県営住宅の部分に関しては、先ほど申し上げましたとおり、2DK で 3 万 2,600 円、2DK といっても、50 平米をちょっと超えるぐらいですけれども、それぐらいです。ただ、この辺りで普通に市場で同じものを借りようとするとも 10 万円を超えるぐらいの金額ではございます。そこは事実としてあると思うんですけれども、そもそも

目的が、県営住宅とその他の民間賃貸では違いますので、そういう設定にならざるを得ないと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

今、住まわれている方が、しっかりここに住んでいただくというのが一番大事であるということは理解をしております。

しかしながら、一等地で県営の住宅をここで運営していく中で、今後、こういった形で入居者を募集するのかなど、これは余剰地も商業施設が入っておりまして、各種、子育てであるとか、ご年配の方に向けた施設が入っておりますけれども、県の施策に一致したような入居の仕方があるべき姿じゃないかと思っております。その点について、県の考えをお尋ねいたします。

【森住宅課長】 補足説明資料の 18 ページに絵を載せております。実は、公営住宅部分は、先ほど申し上げたように、従前の方がいらっやって、今のところ 80 戸造る予定ですが、そこに既存の方が入らない部分は新規募集をします。新規募集は、基本的に子育て世代をここに呼び込もうということで、一般の方、誰でもいいよということではなくて、子育て世代を縛りをかけて募集しようとしております。

それから、18 ページを見ていただきますと、余剰地の方なんですけれども、これも公募の時に要求水準で縛りがある程度かけておりまして、県の課題に資することということで提案があったのが、その余剰地の民間提案施設ということで書いていますが、1 階から 2 階が商業施設プラスデイサービスセンター、それから 4、5 階が、この有料老人ホームというのは、もちろん入居型もあるでしょうし、通い型もあったりするんでしょうけれども、そういった地域の、

要するに、私どもの住宅もそうだし、この周りに高齢者施設が全然ないものですから、そういうところに住み続けられるための施設を設けると。それから、6階から14階についても、これは県の公営住宅と同じなんですけれども、賃貸ですけれども、子育て向けのファミリー世帯向けに供給すると。こちらの方は一般賃貸ですから、家賃は子どもほどは安くないんですけれども、基本的に、子育て、それから障害者の方も高齢者の方も、いわゆるソーシャルミックスみたいな形でここで実現できるように住み続けられるような形で提案を受けたものですから、これが評価されたんだと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

子育て向けということで、県が今、子育て政策を押し進めておりますけれども、そこにマッチした県営アパートを、また余剰地のマンション、そういったところをやっていくということでございました。

今は県営アパートの方は1DKというところで、多分、これを崩して一つのものにするとか、そういったことがこれからはなされていく可能性もあると思いますし、例えば、県外の方に、移住してきた方に住んでいただくとか、そういったこともできるかと思っておりますので、引き続き、子育て政策を中心にしながら、こちらの運営をお願いしたいと思います。

【清川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【坂本委員】 関連で、今の川口アパートの建替事業の件なんですけれども、これは確認をさせていただきます。今の川口アパートに、県営住宅に110戸、それから住宅供給公社は2階部分ですが、が22戸ということになっているんですが、先ほど、アンケートを令和2年にしたというこ

とで、85世帯。これは今言った県営住宅の分と住宅供給公社の分、合わせて85世帯というふうな、今住まわれている方は、大体それぐらいという認識でよろしいのでしょうか。

【森住宅課長】 おっしゃるとおりで、その時点での110戸に入っていた方が85世帯いらっしゃったということです。

【坂本委員】 今は110戸の県営住宅の方ですよ。住宅供給公社の部分も含めてという理解でいいのですか。この方々は別なんですか。

【森住宅課長】 住宅供給公社の住宅というのは、公社が造ってはおりますけれども、入居制限はございませんので、そこは私どもでアンケートは取っておりません。公社の方が1階のテナント、それから2階の公社住宅については再築しないというか、川口アパートの方には当然残らないということになっておりますので、現在、その入居者の方、ある時点では17世帯いらっしゃったんですけれども、その方々に移転、それからテナントの方は退去をお願いしていると聞いております。

【坂本委員】 わかりました。

私も、この建て替え工法かれこれは今、川崎委員ともやり取りありましたし、それからやはりここに現在住まわれている方々をきちんと、新川口アパートの方にスムーズに移転される方は移転をする、あるいは家賃の関係で別のところという方は、そこを県の方できちんと責任持っていていかなければならないと思うんですけれども、そういう意味で、この1階部分と2階部分が住宅供給公社で、どうしても住まわれている方は、公社のところに住んでいても、あるいは1階の商業施設にしても、ここは県の所有する川口アパートというふうなこともありまし

て、やっぱりそこは県が、連携はもちろん公社の方とも取られているというふうに思うんですけれども、きちんとやってもらいたいというふうなことがあるんです。

この85世帯に令和2年度にアンケートを取って、その後はなかなか、多分コロナ等々で対面でのやり取りはできていないんじゃないかというふうに思っているんですけれども、先ほど説明があった家賃の激変緩和措置ですとか、あるいは移転される方については移転助成を出して移転されているということなんですけれども、例えばそのアンケート等を通じて、今住まわれている方の居住年数だとか、あるいは年齢、世帯構成、もちろんそういうものを把握した上で、新しい川口アパートの1DK、2DKという子育てあるいは単身世帯というふうに一定設計をしているというふうな、そういう理解でよろしいのですか。

【森住宅課長】新しい川口アパートの設計に関しましては、19ページに間取り図がございますけれども、1DK、2DKは、現在の世帯にももちろん配慮はしております。もちろん広い方が快適ではあるんですけれども、家賃も高くなりますので、その方の事情とかに応じて、通常は、どこを選ばれますかという、抽せん会とかを通じて、その方の希望に応じて入居を決めていただくような形になると思います。

【坂本委員】わかりました。

今後、この建て替え手順に伴って、最終的には令和7年度中に移転をして、今のアパートの解体、それから令和8年度というふうなことで順次進められるというふうに思いますけれども、この間、コロナ禍の中で、なかなか対面では、もちろん説明とか、そういうものはきちんとポ

スティングしたりとかされていると思うんですけれども、特に今住まわれている方、やっぱり公営住宅ですから、その方のフォローといたしますか、そこは今後もきちんと住宅課として対応していただくことを最後に要望させていただきます。よろしく願いいたします。

【清川委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第57号議案、第58号議案、第63号議案及び第64号議案について、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【岩崎監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、

1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和5年2月から令和5年5月までに実施したものでございます。

初めに、資料の2ページをお開きください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、資料の7ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関連の委託、建設工事、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、資料の662ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、672ページ目から683ページ目まで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【中村建設企画課長】6月上旬に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、土木部関係の要望結果をご説明いたします。

土木部関係におきましては、強靱な県土づくり、西九州道の整備促進、地方創生を支える高規格道路等の整備促進など、6項目の最重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、国土交通省の古川国土交通大臣政務官ほか2名に対し、知事、副議長、土木部長により要望を行いました。

このうち、強靱な県土づくりは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」等の地方財政措置について、5か年加速化対策後も必要な予算を別枠で確保し、継続的・安定的な財政措置が必要であることから、古川国土交通大臣政務官及び丹羽道路局長、岡村水管理・国土保全局長に対し強く要望を行い、古川国土交通大臣政務官からは、計画をしっかりと法制化するとともに、事業費を明確に示し継続的・安定的にやっていきたいとのご意見や、岡村水管理・国土保全局長から、対策が間に合っていないところはまだまだある、また緊急自然災害防止対策事業債と緊急浚渫推進事業債は、総務省の制度であるが、非常に評判がいいので、地方からももっと声を上げてほしいとのご意見をいただきました。

また、西九州道の整備促進、地方創生を支える高規格道路等の整備促進は、物流の効率化や交流人口の拡大を図っていくためには整備の促進が必要不可欠であることから、丹羽道路局長に対し強く要望を行い、事業中の箇所はどんどん進めないといけない、計画中の箇所は粛々と進めていくとのご意見をいただきました。

このほか、まちづくり事業の推進など、6項目の重点項目も含めて要望を実施し、国土交通省54名に対し、土木部長、道路建設課長ほか6名により要望を行いました。

以上、土木部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

【清川委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

しばらく休憩をいたします。

午後は、1時半から再開いたします。

午前 1 時 4 4 分 休憩

午後 1 時 2 8 分 再開

【清川委員長】再開いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】建設業の地元企業の育成について、質問をいたします。

人口減少が今後加速し、人手不足等も社会的な問題になっております。そういった中で、建設業というのは、インフラを担いますし、災害があった時の復旧等も従事していただければなりません。

まず最初に伺いたいのは、大村市の建設業な

んですけれども、令和4年度、令和3年度に大村市内で発注された県発注工事の中の土木工事一式工事で、総合評価方式で発注された件数、そしてその中で、大村市内に本社を有する企業の受注件数は何件あるのか、お尋ねいたします。

【中村建設企画課長】大村市内における土木一式工事の県発注工事のご質問でございますけれども、総合評価落札方式で発注した件数、令和3年度、令和4年度も6件ずつというふうな状況になっております。

受注の結果なんですけれども、それぞれ6件とも、諫早市内に本社を置く企業が全て受注をしているというふうな状況でございます。

【松本委員】県発注の大村市内の工事で、先ほど答弁ありましたとおりに、令和3年度、令和4年度、6件ずつ発注されているんですけれども、全て諫早市に本社がある企業が受注をされているという状況でございます。

その中で、災害復旧工事は何件あったでしょうか、お尋ねします。

【中村建設企画課長】令和3年度に関しましては、6件のうち、6件全てが災害復旧工事というような状況でございます。また、令和4年度については、6件中2件が災害復旧工事というふうな状況になっております。

【松本委員】午前中も予算が出ておりましたが、佐奈河内川の災害復旧工事、国会議員の方や国のおかげで大きな予算を取っていただきましたが、結果的に、その工事を全て諫早に本社を置く企業が受注をされているのですが、その時に地元の中で意見が多かったのは、災害が起きた時に、建設業協会の方々や夜通し、何日もかけて、2次災害が起きないように、土のうを積んだり、また堰の埋まっている部分をショベルカ

一で砕いたり、そういった行動をしてきた中で、なぜゼロ件なのかということ調べてみました。

そうするとわかったのが、今話している入札方式の中で、総合評価方式というのが非常に今までとは違う新たなやり方だと。それはなぜかということ、価格だけではなく、技術力、奉仕活動とか、様々な優れた企業を選定する入札方式ということで、それ自体は別に品質を上げていくためには必要だと思っております。ただ、企業の規模が大きいところになればなるほど有利になってくる。企業の規模が小さい、人口の少ない地域の中では、これは格差が生じているということに対して、大村の地元の業者から、今後、自分たちが諫早の業者と一緒に競争に参加していく時に不安を考えているというお話をいただきました。

こういった状況に関して、県として何か対策を考えているのか、お尋ねいたします。

【中村建設企画課長】 委員ご指摘のように、総合評価の技術力と価格が総合的に優れている者を選定するというふうな制度でございます。

しかしながら、委員ご指摘のように、地元の企業は、地域に根差した安定的な経営ができるよう、地域間の競争をどのように進めるべきか、競争性の確保をどのように配慮すべきかということで、令和4年度1年間、県内の建設業協会の各支部とも意見交換を行いながら検討を進めてまいりました。そうした中で、今年度、4月1日から、7,000万円から1億円の間工事なんですけれども、これにつきましては既存の施工能力2型というふうな制度を一部見直しております。

見直しの内容につきましては、これまで技術力の評価を技術者と企業の施工能力という2つの項目で行っておったんですけれども、委員ご

指摘のように、やっぱり大きい会社は技術者の能力がかなり高いということもあって、配点も高くなる傾向にあるというふうな状況であったものですから、技術者の評価を排除いたしまして、企業の施工能力の評価をするということで、この中で、本社の所在地であったり、受注実績、その辺に重きを置いた評価について行うということで見直しを行っております。

【松本委員】 ご答弁にあったような新たな2型の見直し、地元のインセンティブというものが加点要素になっていけば、地元の発注に関しては地元が優先的に行えるような、それが日頃の建設業協会の災害に対する協力とか、そういったところも含めて、評価されるところは評価していただきたいと思えます。

それと、もう一つ懸念材料が、今後、県央振興局が、長崎振興局と島原振興局が統合されて、令和8年、県南振興局というふうになってきます。ただでさえ地域間格差が出てくる中で、今度は県央振興局の管轄内に長崎の企業が入ってくることになれば、さらに競争が激化するのではないかという不安な声も上がっておりますが、今後の見通しについて、お尋ねいたします。

【中村建設企画課長】 県南振興局に統合後も、大村市内の発注工事につきましては、現行どおり、県央振興局管内の業者を対応とした発注を基本としたいというふう考えております。

【松本委員】 あくまでも効率化のための県南振興局とはなりませんが、もともとの地域性というものそのまま尊重していただけるということで、今後お願いしたいと思います。

2型の新しい制度も大事ではございますが、本当になり手不足で建設業の従事者がいなくなってしまうことに大きな不安が地元でも挙がっ

ています。実は、建設業協会の大村支部で、ここ10年で、黒字倒産している会社が2社あります。黒字倒産というより、むしろ廃業をされました。借金もなく黒字なのに、後継者がいない、また従事する見込みがないということで、理事をされていた会社が2つなくなりました。もちろん数が減ったことによって競争は少なくなりにはしますが、このような状況が今後も続けば、それは予算を取って発注するのは県の行政でできます。しかし、実際従事をするのは建設業で働いている方々にもあるわけです。その働いている方々の声を代弁者として聞く時に、例えば、書類がものすごい膨大な量しなければいけないとか、ほかの半導体関係の方に若い人材が引張られる、リクルートも努力はされていますが、やはりそういうところで地元の、特に地方の中小の建設業の方々の現場の声をしっかり、私たちも委員会とかでは言いますが、やっぱり発注する側の土木部の皆さんも、そういった状況も加味しながら、これから発注も、入札方式も考えていくことは大事だと思うんですが、今後の地元企業の育成の在り方について、技監の方から、今どのような取組をしていらっしゃるって、そしてどうあるべきか、方向性について、お願いいたします。

【川添土木部技監】本日、委員から、地元の入札の現状、あるいは廃業している現状、そういうものの問題提起をいただきました。我々も常に入札状況は確認し、あるいはそういった地元の雇用の状態とか、そういうものの重要性、地元企業の置かれている現状はもとより、その要因までしっかり分析しなければいけないと、そういった必要を感じたところです。

改めて申すまでもなく、公共工事の入札自体

には公正な競争性というのが担保されなくてはいけないというふうに感じています。しかし一方で、地元企業には、先ほど委員の方からおっしゃられるような雇用の確保、あるいは災害等の対応の役割を行政としても期待している側面があります。現に、午前中、委員の方から話があったように、郡川あるいは佐奈河内川の被災の際には緊急対応をしていただき、大変感謝したところです。また、地元企業の存在する重要性というのも強く認識をしたところです。

今どのような取組をやっているのかということですが、先ほど建設企画課長が言いましたように、入札自体の見直し、見直しも、大きい企業が取れる価格帯、あるいは地元しか取れない価格帯、そういうようなもののきちんとした不断の見直しは当然ながらやっていく以外も、例えば、工事の発注時期については四半期ごとに公表を行っています。発注に際しましては、各地方機関と建設業界と支部ごとに発注時期、発注規模、そういうものについては意見交換していますが、より詳しい現状把握や緊密な情報のやり取り、そういうものをもう少し深掘りしながら、受発注者ともに意義ある意見交換、そういうものにより一層努めていかなければいけないと思います。

その上で、入札の本質はきちんと堅持しつつも、できる対応があるのかなのか、そういうものをきちんと絶えず模索して、地元の建設業界の健全な発展を促していきたいと考えております。

【松本委員】最近の入札の中でも不調・不落の問題も課題にありましたし、また工期に関しても、午前中の予算の時に、繰越がかなり出ておりました。確かに発注する側だけには責任がな

いのかもしれませんけれども、しかし、入札に参加しないとか、不調・不落になるには、それなりの原因や背景が必ずあるはずなんです。その部分がどういうところなのかというのは、意見交換をすれば、業者なりの言い分があると思いますし、業者なりの抱えている課題がそれぞれあると思います。その課題を解決していかないことには、いかに本数を増やしても、やはり利益が出なければ黒字倒産する企業だって出てくるわけでありますので、そこはもちろん公平、公正な入札は当然でございますが、そういった考え方を持って今後も業務に従事していただきたいと思います。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】 まず、道路行政でございますが、川平有料道路について、お尋ねいたします。

現在、女の都インターと長与インターから長崎バイパスへ乗り入れて、諫早方面と、そして西山方面に進行できますけれども、時津、井手園方面には進入路がないという状況です。

現在、当該インターの周辺の皆様が時津方面に向かうには、長与側から207号を走行して、時津交差点のあの渋滞エリアを通過するか、あるいは、高田南の土地区画整理事業の下った高田交差点から206に抜けるあの200メートルぐらい、慢性的に混んでいるところ、あそこを通過して時津に行くような、今、いわゆる渋滞のエリアを必ず通らないと時津に行けないような状況なんです。

先般、時津インターから子々川インターが開通をして、利便性も向上しておりますし、ぜひ女の都・長与インターから井手園方面への通行を可能にさせていただければ、利便が高まるばかりか、先ほど申し上げました渋滞エリアの解消

にもつながるといふふうに考えます。

地域の方からは、ここを何とか通してほしいという求める声も大きいので、ぜひ女の都・長与インターから井手園方面への通行可能な整備を推進していただきたいと思いますが、県の見解を伺います。

【大我道路建設課長】 川平有料道路、女の都インターチェンジ、長与インターチェンジから時津、井手園方面へ乗り入れることができないのかとのご質問ですが、現在、川平有料道路につきましては、長崎県道路公社において、有料道路として管理運営がなされているところであります。このため、現時点で女の都インターとか長与インターチェンジに、いわゆる時津方向に行けるようにするためには、有料道路事業として再度投資を行うことが必要となってきまして、投資の効果とか、事業の採算性などを考えていく必要があるという状況にあります。

一方で、川平有料道路というのは令和10年に償還期間の満了を迎えるという状況もありまして、将来の在り方につきましては、今、国の方で、有料道路制度の在り方がいろいろ議論をされているところでございます。それを踏まえるとともに、双方向化、時津方向に行けるというふうなことの利便性向上も含めて検討していく必要があると考えているところでして、その際には、先ほど言われました西彼杵道路とか、もう一つは、長崎南北幹線道路の広域的な道路のネットワークとか、その時の周辺の交通状況などを踏まえ、柔軟に考えていく必要があるのではないかと考えているところです。

【川崎委員】 少し前向きにご答弁いただいたので、ありがとうございます。数年前、同じことを伺ったら、全く相手にしてもらえませんでした

した。「乗る人いるんですか」と、そういう状況でありましたけれども、あのインター周辺は人口はそこそこ密集地なんです。そして、この呼び水といいますか、先ほど申し上げました時津、子々川、これが結構呼び水になっています。ここにスムーズに行くためには、やっぱりどうしても井手園に行きたいと。そうなってくれば、大分変わってくるんじゃないかと思しますので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思します。

次に、おもてなしの道路整備といいますか、昨年11月で質問させていただいたところでありまして、先般、中村俊介委員も質問していただいていたけれども、ジャパネットのスタジアムシティ、恐らく、JR等で応援のお客様がいらっしゃると思しますが、そういった皆様を現地までいざなう、そういったところはしっかりと道路をにぎわいがあるといいますか、おもてなしの道路で整備をしていただきたい、そのようなことを質問させていただいた時に、にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度の活用を検討するという答弁をいただきました。

2024年、来年の夏頃にスタジアムシティが開業するということがありますから、もう速やかに本制度の構築に向けて準備をしていただきたいというふうに思っております。できれば、飲食によるにぎわいの創出というのも考えられますけれども、ぜひ新業態とか、若手の人々がチャレンジできるような、そういった形でそのエリアの提供、管理体制、こういったことを整えていただきたいと思しますが、見解を伺います。

【田坂都市政策課長】スタジアムシティの開業でございますけれども、今のところ、来年秋頃と聞いておりますので、それまでに長崎駅東通

り線の整備を行いたいと思っております。

委員ご指摘の令和4年11月議会において答弁いたしました道路の指定制度の活用についてでございますけれども、現在、長崎駅東通り線だけではなく、ちょっと範囲を広げて、周辺道路も含めて、歩行者利便増進道路、いわゆる「ほこみち」と言われていますけれども、このほこみちの指定制度の活用を長崎市と共に検討しております。

このほこみちの指定を行うことで道路占用が認められる物件の例として、食事施設とか、あと購買施設などがございますので、これらにより道路空間を利用したにぎわい創出の環境が提供できるのではないかと考えております。

【川崎委員】少し具体的にご答弁いただきましたので、ぜひ進めていただきたいと思します。

長崎でプロスポーツで、サッカーそしてバスケット、頑張ってくださいしておりますし、ここで誘客ができる、そういったところを行政を挙げて取り組んでいく。その中でできるところが今のような取組なんだろうというふうに思しますので、ぜひ推進をよろしくお願いいたします。

次に、やはり11月議会で質問させていただきました草の生えないような防草対策についてですけれども、路面塗装による防草対策について、熊本県天草市の事例を紹介しながら、県に検討をお願いしたところでありましたが、現在、検討状況について、お尋ねいたします。

【村川道路維持課長】委員ご指摘の11月議会での質問に対してですが、現在、防草対策といったところは、道路の路肩及びその法面を中心に、張りコンクリートといったところで防草対策といったところを中心に行っていると、これは11月の議会でも答弁させていただいたとい

うところでございます。

ご提案の路面塗装での雑草対策といったところになりますが、縁石や側溝の隙間などから生えてくる雑草、そういった対策を今年度から複数の製品を試行的に用いまして、舗装補修や除草作業と同時に、8月頃をめどに発注をしていきたいと思っております。

ただ、試行をするに当たりましては、その効果であったり、作業性、コストの面といったところを検証していきたいというふうに思っています。検証する際には、やはり複数年かかるかというふうに想定をしております、今後も、そういった取組を複数年にわたってやっていきたいと考えております。

【川崎委員】前に進めていただきまして、ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、長崎駅前整備でございますが、先ほども委員の方から質疑がございましたが、バスターミナル、大黒町とJR長崎駅前の往来についてお尋ねしますけれども、バスターミナルも再整備をする計画でありますので、そことJR長崎駅とスムーズな移動、これがやっぱり求められると思います。

ここには高架橋がかかるということは承知をしておりますが、高齢化も進む、バリアフリーも促進をしていただきたい、そういったところから、限りなく駅に近い位置に高架橋の乗降口を持ってきていただきたいと。そうするとスムーズに移動ができるんだらうというふうに思っていて、長崎をもう少し面で楽しめるということにもつながってまいりますので、この高架橋の適正な長さといえますか、そこまでぜひ整備をしていただきたいと思っておりますが、現在、計画

はどうなっているのか。動く歩道の考え方もあったかと思いますが、併せてお尋ねをいたします。

【田坂都市政策課長】令和2年7月でございますけれども、国や県、市、交通事業者等で構成いたしました検討会議で、「長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画」というものを策定しております。この計画に基づいて、現在、長崎駅周辺の交通結節の整備であるとか、検討というものは進めております。昨年度、新幹線開業を前に、路面電車の電停のエレベーター等は、この計画に基づいて整備をしたものでございます。

その計画の中で、駅側とバスターミナルをデッキで結び、駅とまちを連携させて回遊性を強化するというのも基本方針の一つと挙げております。駅側におけますペDESTリアンデッキの取付位置につきましては、今後検討するとなっておりますが、現在、建て替えの検討を行っていますバスターミナルの規模や区域で決まってくるものと考えております。今年度、国、県、市におきまして、バスターミナルの再整備に向けた進捗を見ながら、具体的なデッキの整備範囲であるとか、乗降口の設置位置などを検討していきたいと考えております。

続きまして、動く歩道につきましても、計画におきまして、歩行者の移動支援として設置する方向性としており、先ほどのデッキの整備範囲とともに、バスターミナルの再整備に向けた進捗を見ながら検討してまいります。

今後、それらの設備の整備や管理につきましても、役割分担など、国、県、市で協議してまいります。

【川崎委員】高齢社会、そして障害のある人に

優しい町というところで、ぜひこの動く歩道を最大限検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

個別の案件であります、交差点の安全対策というところで、警察と協議をして、差し迫っているところがあるんですけども、なかなか妙案が浮かばずに、困っているところがあるんです。長与の県立のシーボルト校から南陽台の方に向かう交差点でありまして、変則交差点なんです。そこでかなり大きな事故もあってあります。横断歩道で人がはねられるという事故も実は5月にあってはいるんです。しかしながら、警察には申し訳ないですけども、大分申入れをしているのですが、対策を、これをやるとここがうまくいかない、みたいなそんなところで、ちょっと二の足を踏んでいるというのが実情でございまして、じゃ、何もしないのかということもよろしくないなと思っていて、せめてもの注意喚起、そこはやるべきだと思っていて、ここはぜひしっかりとした、カラー塗装などをやっていきながら、まずは安全対策を施してほしいと思っておりまして、個別のところを申し上げましたけれども、ほかにもあるんだろうと思っています。そういったところで、ぜひ警察ともしっかりと協議をしながら進めていっていただきたいと思いますが、見解を伺います。

【村川道路維持課長】南陽台の交差点入り口の件でございますけれども、警察の方に状況を確認いたしました。そうしたところ、過去の当交差点での事故なんです、3か年で11件発生をしているというところでございました。また、水源地側からの右折と北側からの直進車との事故というのが5件ほど発生して、それが一番多いといったようなところを確認しております。

事故を減らすためには、運転する方の安全運転の意識といたしますが、そういったところがまずは重要じゃないかというふうに考えております。しかしながら、道路管理者としても、より安全な交差点となるように、カラー舗装に限らず、ほかの効果的な対策といったところを今現在、警察と協議しているといった状況にございます。

【川崎委員】ぜひ安全性が高まる対策を早期に講じていっていただきたいというふうに思います。先ほども紹介いただいたように、3か年で11件、そういったことが起こっているにもかかわらず、要は、何も動いていないというところから、スピード感を持ってやっていただきたいというふうに思っています。

場所は違いますけれども、同じ県道ですけれども、浦上水源地のところ横断歩道の白線の間にグリーンを塗っていただく対策をやっていただきました。ものすごく目立って、地域の方からも非常に好評でございまして、ああいう色があると、何かしらやっぱり何かあるんだなということが意識づけられるんです。何かあると思っていただけるだけでも全然違うんだろうと思っています、あれは非常に効果があるというふうに思いますから、ぜひそういった視覚に訴える部分で取組も強化をしていただきたいと思っています。

最後に、松が枝の国際ふ頭の2バース化について、お尋ねいたします。

今、令和10年の完成に向け、取り組んでいただいているものと承知をいたしておりますが、海側において2バース化ができた後、海側から、臨港道路が今、計画されていますが、その間におけます整備の基本計画をお尋ねしたいんです

けれども、ターミナルやバス駐車場、そういった備えるべき施設があると思います。今の段階で結構であります、説明をいただきたいと思っています。

【松本港湾課長】長崎港の松が枝地区においては、岸壁のクルーズ船の2隻同時着岸ということで、2バス化を今、進めているところです。

その中で、今の質問は、背後のふ頭用地の基本施設ということになります。今、構想段階ということになりますが、基本施設としては、新しいターミナル、新国際ターミナルビルを整備するというのが1つ、あとはツアーバス、乗客が観光に行くためのバス駐車場を設けたいと思っています。

まず、新国際ターミナルについては、クルーズ船が2隻着きますので、2隻が同時着岸しても処理できるようなターミナルビルということで、既存の岸壁と新しく岸壁、その真ん中程度に配置したいと思っています。

もう一つ、駐車場につきましては、その南側のスペースに、大体100台程度の駐車場を設けたいと思っています。

それと、ターミナルに隣接しては、今も使われていますけれども、タクシーであるとか、そういうところの移動者もおられますので、そういうような交通広場といいますか、そういうところは設けたいというふうな考えを持っています。

【川崎委員】ありがとうございました。

確認ですが、今、ターミナルは、2隻同時停泊の中間ぐらいに新しく整備をすると。既存のターミナルはどのような活用になるのか、確認させてください。

【松本港湾課長】クルーズ船の大型化に伴いま

して、既存のターミナルの横に仮設ターミナルを造りまして、岸壁の一番北側になりますけれども、今は、そこを活用してCIQ施設を作っているところです。あくまでも、その際は仮設として造っていますので、基本的には、それを最終的にはなくす方向にいくとは思っているんですけども、それは利用状況を見ながら検討していきたいと思っています。

【川崎委員】先ほど、バスの駐車場も整備するということでしたが、現在、ツアーバスは常盤の駐車場に留めてあるわけで、そちらがそっくりそのまま南側の方に移動すると。そうすると、それが移動した暁には、常盤の駐車場は空くということで、先ほど長崎大学の説明もありましたけれども、移転断念ということがあったので、当面そこは空くという状況で、今現在は何か構想めいたものがあるのか、お尋ねをいたします。

【松本港湾課長】常盤の駐車場につきましては、2バスができた暁には、基本的にはクルーズ船の駐車場としての活用ということとは考えております。

その次については、今も駐車場は、それ以外の使い方、ランタンフェスティバルであるとか、くんちの時の活用、いろんなところで活用されています。あとは水辺の森公園のイベントの時の駐車場とかで使われているというような状況もあります。

ただ、一方で、もともとあの土地は交流拠点用地ということで造成しているということもあります。それからなると、将来的には、その活用に当たっては、港湾管理者というよりも、県全体で活用を考えていくことになると考えております。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【初手委員】 道路関係も含め、4点ほどご質問をさせていただきたいと思います。

まず、東彼杵道路の関係についてでありますけれども、昨年、候補路線から計画路線に格上げになったということで、地元関係者も、これからの進展に大きな期待を寄せているところでもありますし、先月6月には期成会も開催をされまして、かなり機運的にも盛り上がってきたかなというふうに思っているところでございます。

計画路線に格上げされたということで、これから具体的な取組につながっていくんだと思うんですけれども、今までの主な経過、あるいはまた今後の進捗状況、そしてまた課題点、問題点等があるようであれば、ご指摘、ご指示をいただければと思いますけれども、よろしく願います。

【大我道路建設課長】 東彼杵道路についてのご質問であります。東彼杵道路につきましては、平成6年に地域高規格道路の候補路線というものに指定されて、その後、地元市町や県も併せて、期成会とかで実現に向けて国への働きかけを行ってきた経緯がございます。その結果と申しますか、令和2年度から、国において、事業化の前段階となります計画段階評価という手続に着手されました。昨年の12月までに3回ほどの委員会が開催されて、その中で3つのルートが示され、最終的には、海側のルートで、いわゆる別線、別の新たな道路という形での整備が了承されて、手続というところは一定完了したところになっております。

今年の1月からは、環境影響評価の手続に着手されておりまして、事業化に向けてというふ

うなことであれば、まずは国と協力して、この手続を円滑に進めるために、地元もですけれども、県としても、重要であると、道路の必要性ということをごさんで共有していくことが必要ではないかというふうに思っております。

引き続き、この手続の進捗を図るためには、早期事業化について、国に働きかけていくことも必要かと思っております。

【初手委員】 重ねてお尋ねをいたします。経過と現状までご説明をいただきまして、ありがとうございました。

要は、これからどれぐらいかかるのか。地元としては、やはり早く完成してほしいというのが切なる願望であるわけでありまして、環境アセス等の一定の期間が必要になると思うんですけれども、今からの見通しとしては、どれぐらいの期間が必要なのかどうかというのがもしお話できれば、国との交渉で積極的な陳情活動も当然させていただかなければならないとは思っているんですけれども、お答えになれる範囲で。

【大我道路建設課長】 具体的な期間というふうなご質問になっておりますけれども、環境影響評価を行うということは、地域の動植物の状況とか、そういったものを調べるというのがありまして、そういったものが生息しているのかということが専門家を通していろいろ議論されることになると思っております。

その調査をやっていく上では、何がそこに存在するのかというのが、今のところ、まだ詳細に把握できていないというところとか、延長もかなり、十五、六キロ程度あるので、その延長的な規模というのもなかなか県では経験したこともないところであります。少なくとも、環境影響評価については、1年間を超えるような形

で調査していくというところで、現在、私の方から具体的な期間ということはちょっと申し上げられない状態でございます。

【初手委員】なかなかお答えにくい面であるかというふうに思いながらお伺いしましたけれども、これからもぜひ県の支援をいただきながら、一日でも早い着工、完成に向けてご協力をいただければというふうに思っているところでございます。

次に、川棚港の関係で、港湾関係でお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、川棚港の埋立地の環境整備事業というのが今、緑地広場ということで整備をしていただいておりますけれども、避難所という意味合いも含めての整備をしていただいておりますけれども、緑地広場をスポーツ施設として活用したいというふうな考え方もございますし、当初、トンネル等の排土を持ってきて、あそこを埋め立てたというふうな流れの中で、当時は、スポーツ施設というふうな青写真といえますか、そういったパンフレットもできた経過もございますので、そういうスポーツ施設としての位置づけに対して、県としても積極的なご協力といえますか、そういったことができないのか。今、町の方としては、スポーツ施設に対して、具体的な検討に入りたいというふうな思いもあるようですけれども、ぜひ、そういったことが出てくれば、完成後じゃなくて、令和7年完成ですけれども、それまでにでも相談というか、いろんなご助言等をいただける環境づくりに対応していただければというふうに思うわけでありませう。

併せまして、1年でも前倒しに供用開始ができる方法といえますか、そういったものがないものか、お尋ねをいたします。

【松本港湾課長】川棚港の緑地整備というところなんです。緑地の整備は、今のところ、多目的広場、一般的にはグラウンドというところが完成している状況で、その周りの園路というところとか、給水設備、トイレ、そういうところは今から工事を行うというような状況になっております。

そのような中で、町にも確認したんですけれども、早急に暫定的にも使いたいというお話は、今のところはいただいていないというふうに聞いています。

ただ、そのような中で、一つ施設ができていますので、今年で言いますと、外周を整備しますので、そうすると工事中に利用というところはできませんので、早急な安全対策も含めたところでの利用はなかなか厳しいかなと思っています。

ただ、町とも連携して進めていくのですが、そういうふうなことがあれば、例えば前倒し発注であるとか、あと整備スケジュールを調整して暫定的に使うところはないかとか、そういうふうなところは検討してまいりたいと思っておりますけれども、最初に委員が言われた、町と連携しながら、その整備等は進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【初手委員】埋立地の活用につきましては、町の方もこれから内容的にどんどん詰めていくことになってくると思っておりますので、ぜひ県の方も一緒に協力しながら、いい方向性といえますか、そういったものに対応していただければと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、県道嬉野川棚線の拡幅改良工事についてでありますけれども、この件については、石木ダムの上流の集落ということで、いろんな対

応を今までもしてきていただいているところであります。

拡幅工事につきましては、予算等の関係も含めて、順調に進んでいるのではないかというふうには思っておりますけれども、この拡幅工事の早い完成を地元としても望んでおられますし、今、ダムの取付道路の関連等も、直接的にはすぐつながるというものではないんですけれども、そういったことも関連して含めれば、できればやっぱり早い時点での完成ということにご尽力をいただければというふうには思っているのですが、その辺に對しましてのご見解について、お尋ねをいたしたいと思えます。

【大我道路建設課長】嬉野川棚線の木場工区と私たちは呼んでいますけれども、ここについての現在の状況なり、早く完成をというふうなお尋ねかと思えます。ここは全長600メートルほどありまして、そのうち、これまでに360メートル、半分を超える延長に工事着手しております。そのうち、今の時点で60メートル完成している状態です。

今年も70メートルの工事を発注しまして、受注者が決まったというふうな状態で工事につきまして、地域の方々に、稲作とか工事の工程の調整をさせていただくこともあるかと思えます。

早期に完成をということですが、引き続き、予算確保に努めまして、早く完成をというふうなことで我々も考えておりますので、いろいろな工事に関しての騒音だったりというふうなものもありますので、今後とも、地元の方のご協力を願えればと思っているところです。

【初手委員】木場線の関連につきましては、なかなか予算との絡みもございまして、大変難しい面もあるかと思えますけれども、先ほど申し

ましたように、利便性も含めて、取付道路との絡みも含めて、できるだけ早い完成に向けてご尽力をいただきたいと思いますし、地元の方々も早期完成を望んでおられますので、積極的な協力はしていただけるというふうには思っております。町としても、そのような対応はしてくれると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、新幹線嬉野温泉駅からハウステンボスをつなぐルートの道路整備というのがどのように計画をされているのか、県道という位置づけからすれば、現状では、嬉野から波佐見を通過してテンボスまで通っていくというふうなルートが県道の枠では対象になるかと思えますけれども、その辺についての何か今後の検討とか、ご議論、そういったものがあるものか、お尋ねをいたしたいと思えます。

【大我道路建設課長】嬉野と佐世保方面を結ぶということで、嬉野駅からと具体的にお話をいただきましたが、この間を結ぶ道路の整備ですけれども、このルート上には県道の佐世保嬉野線というのがございます。ここは全線で2車線はございますが、一部分、路肩がちょっと狭いというふうな区間もあります。例えば、波佐見やきもの公園の付近は、人家が連なっているところで、ちょっと路肩が狭いような状況がありますけれども、ここではバイパス的に、町の方で町道として整備がされている部分があります。そういう一定の役割分担をすることによりまして、嬉野から佐世保までの県道佐世保嬉野線には、走行する上では大きな問題はないと考えておまして、早急に整備をというところは、今のところ、計画的にはないような状況でございます。

もう一つ、嬉野から佐世保方面ということであれば、九州横断自動車道、長崎自動車道の嬉野インターチェンジが近くにありますので、そこから西九州自動車道を通して佐世保に行くということも一つの選択肢というふうに我々は考えていますので、走行性とか、時間を短縮したいというふうなことであれば、そちらの方を利用するのも一つの方法かと考えているところがあります。

【初手委員】 それでは、嬉野温泉駅からの分につきましては、波佐見のルートが1本しかございませんので、そういった不備な面があれば、対応していただければというふうに思います。

次に、石木ダムの地域振興策の関連で、実は、嬉野から川棚に抜けるルートの道路を整備するという話が以前、久保知事時代にも、高田知事時代にも、川棚から嬉野へ行く道路を造っていくというふうな地域振興策という位置づけの中でご発言があった経過が過去にあります。

古い話になると思うんですけども、今、新幹線の嬉野温泉駅も完成をいたしました。波佐見ルートは、ルートとして今、既存としてあるんですけども、トンネルを木場地区に造って、川棚を通過してハウステンボスに行くという構想が以前あったと。それを地域振興策に入れ込むということであったんですけども、現実的に地域振興策から除外したというふうな経過も実際あるようであります。

そういった中で、今後、地域振興策も絡めて、そういった検討の場、トンネルを設置して新たな道路を造っていくという、そういう考え、議論というのが今の段階で何か話題になるとか、話になるとかというのがないものか、お尋ねをいたしたいと思います。

【松本河川課長】 木場地区と嬉野をつなぐトンネルの整備ということでございますが、石木ダムの建設に伴って、ダム及び周辺地域の地域振興策といたしまして、石木ダム水源地域整備計画の策定、これに向けて、今、県、市町と共に一生懸命取り組んでいるところでございます。

過去の経緯でございますが、整備計画の策定に向けて、平成19年に、地元川棚町におきまして、石木ダム水源地域まちづくり委員会というのが設立されております。この中で様々な検討がなされて、そういった中で、木場地区と嬉野をつなぐトンネルの整備の要望もなされたというふうに我々も聞いております。

その後、平成21年度に、川棚町から県へ、石木ダム水源地域整備計画事業の川棚町案というのが提出されておまして、この中に、15の事業の整備について要望がされております。当初、このトンネルの整備についてもいろいろ議論等があったというふうに聞いておりますけれども、このトンネルの整備については、別途要望ということで、この整備計画の中には、除外されたというふうなことを聞いております。

現在のところは、この提言書が出されてかなりの年数がたっているということで、今、地元川棚町において、地元の自治会等から、新たな整備内容の要望がないかということについて、聞き取りを今なされているというふうに聞いておりますが、その中で、具体的にトンネルの整備というのがあったというのは、我々は直接今聞いていないところでございます。

いずれにしても、今後とも県といたしましては、石木ダムの早期完成及び地域振興に向けて、県、市町とも連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【初手委員】この件につきましては、古い歴史もありますけれども、新幹線が現実のものとなったということも含めて、新たな課題としての位置づけがもし可能であれば、地元の要望も含めて、ご検討いただければと思っております。

それと、あと一点、本日の委員会の説明資料の中で、石木ダム の 推進についてということでご報告をいただいております。

ここの中で、今日、報告の中で、去る2月15日に、川原地区にお住まいの皆様に対し、収用地の工事に関する文書等を配られたと。そして、そういう事業に着手されたというふうな意味合いの内容があったかと思えます。

これからも、収用地に対しての事業推進によっては工事を着手していくというふうなことが発生するだろうというふうな想定をされます。そういった中で、話し合いによる解決を求めていくというのが当然基本でございますので、これからそういった状況が出てくれば、今後も、可能な範囲でそういった面についての対応というのはしていただきたいというふうには思いますけれども、今後の進捗状況が明確にできない面もあるかもしれませんけれども、今後のそういった可能性も含めれば、ぜひ、そういうふうな対応をお願いしたいというふうに思いますけれども、ご見解をいただければと思えます。

【松本河川課長】まず、今の文書でございますけれども、これまで13世帯の皆様に対しては、毎月、土地の明渡しを求める文書を継続してずっと出させていただいております。今回、今後、工事工程について、事業を進めるに当たって、住民の皆様が不法ですけれども耕作されている土地でも、言われた収用地での施工も必要となるということから、今回改めて、注意を兼ねて

文書を送付したところでございます。

今後も、収用地であるか否かに関わりなく、工事工程に沿った形で工事は進めていきたいと考えておりますが、一方、どうしてもご理解、ご協力を得ながら事業を円滑に進めていくのが我々としてはベストと考えておりますので、今後も、協力いただけるように、一生懸命努力していきたいというふうに考えております。

【初手委員】いろんな課題があつて大変かと思えますけれども、どうぞよろしく願ひいたします。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂本委員】2点お尋ねいたします。1つは南北幹線道路の関係と、それから2点目は、今もありましたけれども、石木ダムの建設事業についてであります。

長崎南北幹線道路については、既に事業決定がされておりますけれども、ただ、ご案内のように、松山町の平和公園の陸上競技場があるところでありますけれども、ここで周辺の住民の皆さん、それから競技団体、あるいは学校の陸上部の皆さん方からいろんな声が出されておまして、現在は、長崎市が平和公園のあそこの部分の再整備検討委員会、そういうものをつくって議論していると。また、この間の報道では、また新たな委員会をつくって、再配置含めて、見直すのかどうかわかりませんが、そういう議論が進んでおりますけれども、そういう状況があつて、そもそもは県の南北幹線道路があそこを通るというふうなことに伴う、あるいは松山インターチェンジを造るということに伴う問題だろうというふうに思いますので、県として、そこら辺についての認識と、今、長崎市との連携をどのように取られているのか、そこら辺に

ついて、お尋ねいたします。

【田坂都市政策課長】ご質問の松山インターチェンジについてでございますけれども、松山町周辺でございますが、3次救急医療施設である長崎大学病院、それから長崎市の観光拠点であり、文化交流の場でもある平和公園などがありまして、アクセス向上を図るためには、松山インターチェンジは必要であると思っております。

松山インターチェンジにつきましては、周辺の市道に接続する計画で都市計画決定は行われていますけれども、現在、周辺道路への影響の精査等を行っているところでございます。

それと、公園に対してのご質問でございますけれども、それに伴いまして、公園施設の再配置につきまして、長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会で検討が進められているところでございます。今後、公園施設の再配置計画を含む基本計画が策定される予定と聞いておりまして、その検討委員会には県の方からも委員として出席をしております。委員、先ほど言われましたように、市は、このスポーツ施設に特化した再検討部会を新たに設置して、プールや陸上競技場の再配置について、再検討を行う予定ということ聞いております。

県といたしましては、公園施設の再配置は、長崎南北幹線道路の事業進捗に大きく関わりますことから、市の検討委員会や再検討部会の検討状況を十分に把握しながら、市と連携して、丁寧に取り組んでいきたいと思っております。

【坂本委員】わかりました。

それで、2点お尋ねなんですけれども、1点は、インターチェンジの場所なんですけれども、今ありましたように、松山のインターチェンジということで、ちょうど長崎市の市民プールのところ

にインターチェンジを造るというふうなことなんですけれども、ありましたように、あそこにインターチェンジを造るという意味が、医療機関への接続、それから平和公園との接続というふうなことだろうと思っておりますけれども、松山のあるこのインターチェンジということで、もう事業決定されているのですが、ほかに選択肢として、例えば、弓道場のすぐ横に竹岩橋がありますけれども、あの付近でいくと、今の医療機関への接続も、原爆病院がすぐ近くですし、長崎大学病院も、あそこの方がむしろアクセス的にはいいんじゃないかというふうな感じがしているのですが、そういうものを含めて、検討に値するのかなどなのか、そこら辺が1点です。

それから2点目は、今、市民プールをどこに持っていくかというふうな議論の中で、陸上競技場のところの再配置が議論になっているんですけれども、仮に、プールの問題を別にした場合に、今の南北幹線道路の状況の中で、例えば陸上競技場のトラックとか、あるいは外周のところへの影響、そこら辺をどう見られているのか、この2点、お尋ねいたします。

【田坂都市政策課長】松山インターチェンジの位置につきましては、これは昨年、都市計画決定しておりますので、その際、十分に検討をいたしまして、今の場所が最適であるということで都市計画決定をいたしております。

松山インターチェンジにつきましては、方向的に北向き、これは滑石方面への出入りを行うという役割がございます。茂里町の方の接続部につきましては、今の竹岩橋があるところでございますけれども、そこについては現在の南向き、これは県庁方面でございますけれども、その出入りを維持することで、この2つを併せて

現在の交通の流れを確保するというございます。

そうしたら、松山じゃなくて、竹岩橋のところにフルのインターチェンジが持ってこれないかどうかというのも当然検討はいたしましたけれども、茂里町周辺の堅い建物への影響等を考えまして、そこに南向き、北向きのインターチェンジを造るとなると、かなりの道路幅が必要になってきまして、その周辺の影響がかなり出てくるということで、今の形態で都市計画決定をしているところでございます。

2番目のご質問のプールのところ、トラックの外周のところでございますけれども、今、都市計画決定しておりますのが、南側から弓道場と川側を通りまして、ソフトボール場、テニスコート、それから今の陸上競技場がございます。その外周道路の一部にかかるような形態で本線が北の方に延びていくという計画になっておりますので、今のところ、陸上競技場の中のトラックのところには道路としてはかかってこないということになっております。今、長崎市の方でプールの位置について検討をされております。これは昨年8月が今のところ最後の委員会ですけれども、そこでプールを現在の陸上競技場の位置へ再配置することなどが示されておりますが、現在の陸上競技場につきましては、その委員会の中でも、中部下水処理場跡地の活用を含めた都心部におけるまちづくりの考え方の整合を図りながら整理をすることとし、再配置先も含めた施設の在り方については別途検討することとされており、今回、再検討部会が立ち上がったと認識しておりますので、先ほども申しましたけれども、その辺の状況を把握しながら、市と連携して取り組んでいきたいと思っ

ております。

【坂本委員】わかりました。ぜひ慎重な対応をよろしくお願いいたします。

あそこは競技団体含めて、小学校、中学校、高校、それから大学も、25校ぐらい練習とかそういうものに、平日はもちろんですけども、土曜、日曜も含めて使っておられるというふうなお話でしたし、本当にアクセスもよくて、公共交通機関が近場にあるというふうなことで、子どもたちも含めて、これはもちろんプールもなんですけども、そういう場所でありまして、ぜひ、そういうものを頭に置いて対応をお願いしたいと思います。

次に、石木ダムなんですけれども、先ほどもちょっとやり取りありましたが、部長説明資料の中の議案外所管のところに書いてありますけれども、工事工程に沿ってダム本体の掘削工事それから付替県道工事の進捗を図っておりますというふうなことでありますけれども、これは2022年度(令和4年度)の段階で、その進捗率、可能なら、それぞれ工事ごと、ダム本体、それから付替県道で教えていただければと思います。

【田中河川課企画監】それぞれの進捗状況についてのお尋ねでございますが、事業全体の進捗は、予算執行ベースで、令和4年度末時点で、全体事業費285億円のうち197億円、約69%が執行済みでございます。本体工事につきましては、ダム本体工事の一部である左岸部の頂部掘削が完了し、斜面部の掘削及び右岸の一部伐採が完了しております。付替県道につきましては、令和4年度末時点で、延長3,160メートルのうち、約1,260メートルが舗装まで施工を完了しております。現在、付替県道3号橋の下部工、P2橋脚を施工中でございます。また、迂回道路につ

いては、約600メートルのうち、県道から生活相談所の約390メートルが路盤工まで完了しております。現在、生活相談所から現県道間の仮橋、仮設橋及び盛土工を施工中でございます。

現場内におきましては、現在も反対住民の方々による妨害行為が依然として続いておりますが、現場の安全を確保した上で、切れ目なく、着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。昨年度末までに197億円の予算を執行しているということで、総事業費が285億円でありますから、約7割というふうな状況報告をいただきました。

それで、これは総事業費が285億円で、今、197億円ですね。200億円ぐらい使っているのですが、これは完成は令和7年度ということなんですけれども、今の進捗状況はいろいろご報告ありましたけれども、現地の皆さんからいろいろ写真を見せてもらったりしているんですけども、付替道も今、舗装まで含めると半分もいないというふうな状況がありますし、それから本体も、まだまだなってないというような状況の中で、この総工費285億円で収まらないのではないかというふうな感じもしております。もちろん資材コストもこの間、随分とこの物価高騰の中で上がっておりますし、それから例えば設計労務単価も随分と上がっているはずですよ。工事そのものの単価が上がっているはずですから、そういうものを考えると、これで収まるのかなというふうな感じがしないでもないんですけれども、そこら辺の見通しといたしますか、当初の設計で、令和7年度完成に向けて工程を組んで設計もしているはずですので、それと照らし合わせての認識をお尋ねいたしま

す。

【松本河川課長】先ほどご説明しましたように、令和4年度末で、285億円のうち69%の進捗になっているところでございます。今、委員ご指摘がありましたように、確かに人件費とか、資材の高騰につきましては我々も認識はしているところでございますが、現時点では、総額285億円の中で完成できるように、今後もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えています。

【坂本委員】私がなぜあえてこれをお伺いしたかというのは、4月24日に、衆議院の決算行政監視委員会でもやり取りがありましたので、これはもちろん県と佐世保市の共同事業で、国も国庫支出金が出ていますから、国会で取り上げるのも当然なんでしょうけれども、事業主体というのは県、佐世保市ですので、あえて、この県議会の委員会の場でも取り上げさせていただきました。

この285億円を、仮の話をしてはいけませんけれども、仮に、これで収まらないというふうな一定の判断があった時に、これは補正予算で増減額というのは、事業ですから、当然あるんだろうというふうに思います。その際、今回、なかなか地元の皆さん含めて賛否が様々ある中で、やはり早めにそういう判断をして、改めてその費用対効果というのを考えて、このダムの必要性を、県としたら推進ですから、当然、県民の皆さんにきちんと示さなければならないというふうに思うわけです。そういう面で行くと、現在のこの費用対効果というのを2019年（令和元年）に再評価されていますよね。この中で、費用対効果1.21というふうな数字になっているんですけれども、この中で、1を上回れば事業としていいということなんでしょうけれども、

ただ、少なくとも県の事業としては、いわゆる治水ですね。川棚川の洪水。その治水に限って言うと、石木川と川棚川が合流するところの下流、河口までの、そこが0.1というふうな数字になっていますし、それから石木川については0.3というふうに、多分、この2019年の事業を延長していいですよというふうな再評価の時の費用対効果だろうというふうに思うんですけども、その時にそういう数字が出ていて、確かに全体で言えば1.21かもしれないんですけども、少なくとも治水に限っては、この程度と言うとおかしいかもしれませんけれども、やっぱり低いわけですね。だから、そういう意味でいくと、改めて、そういうものをきちんと県民の皆さんに説明する責任があるんじゃないかというふうに思ったものですから、そういうふうに質問をしたんですけども、そういう費用対効果については、どう認識されていますか。

【松本河川課長】川棚川の治水計画につきましては、既に完了しておりますけれども、川棚川の河川改修、これは昨年度、終わっております。これと石木ダムの合わせ技で、最も合理的な方法で事業を進めているところでございますが、今言われた0.3とかというのは、石木ダムの全体の治水安全度をクリアするための、その分の石木ダムの持ち分じゃないかと思ひまして、石木ダム事業自体は、費用対効果、B/Cは、先ほど言いましたように1.21ということで、十分効果があるというふうに我々は認識いたしているところです。

【坂本委員】多分これは平行線で終わりますので、もうこれ以上言いませんけれども、少なくとも令和元年の再評価の時に、全体の費用対効果と、それから洪水、あるいは利水の部分とか、

いろいろあって、全体ではそうかもしれないんですけども、県の事業としてやっている、いわゆる治水のところでは、もちろん河川改修含めてトータル的にやっているから、それはできているですよと言われれば、そうかもしれないかもしれませんけれども、そういうことじゃないかというふうに私は認識しておりますので、指摘をさせていただきたいと思ひますし、それから河川改修は、内水氾濫の対策も含めて、もう基本的に済んだという認識でいいのですか。

【松本河川課長】内水については、県の方で対応する事業ではございませんで、あくまでも我々としましては、河川は、川棚川の拡幅、もしくは河床掘削で掘り下げる、それと石木ダムを造って、合わせ技で川棚町の中心部を洪水から守るというふうな計画になっております。

【坂本委員】そうすると、内水氾濫は県じゃないということは、町ということですか。

【松本河川課長】進捗率まで今、把握いたしておりますけれども、地元川棚町におかれて、内水対策も、下水道の方の事業で実施をされているというふうにお聞きいたしております。

【坂本委員】そうしたら、その分については、県は一切タッチしないというふうな認識ですね。わかりました。

次に、この部長説明資料で、先ほどもありましたけれども、この2月以降、収用地にも初めて着手したというふうなことで、迂回県道工事の2か所において着手をしたというふうなことであります。それで、これは2019年の土地収用法適用以来、いわゆる行政代執行というのがどうなるのかということは一つの大きな焦点だというふうに思うんですけども、今回、この2月以降、3月、4月にかけて、田んぼとか、

あるいは田んぼに水を引く用水路への土砂の投入だとか、あるいはイノシシよけのフェンスを撤去するというふうな、ちょっと行政代執行そのものではないかというふうなことが指摘をされているんですけれども、そこら辺についての認識をお聞かせください。

【松本河川課長】今おっしゃられたフェンスについては、我々としては、民法の規定により、土地に付合しているということで、土地所有者、つまり、土地の権利は今、国の方に移っていますので、所有となっていることから、もう行政代執行の必要性はないというふうに考えております。

【坂本委員】最後、まとめさせていただきます。ここもまた平行線で、なかなか交わらない。でも、先ほどもありましたように、やっぱり話しを進めて、この問題を解決するというのが今の県の、それがベストなんだというふうなスタンスですよね。住民の皆さんに理解をしてもらうと。それどころか、こういうことをやっていると、不信が高まるばかりじゃないかなと、溝がどんどん深まるばかりじゃないかなと思います。

今回のこの土砂投入の一件によって、3軒の方の米作りが今年できなくなりました。現地からの声では、この水路を壊した業者によると、水は流さんばいかんやろうということで、蛇腹のパイプを用意するというふうにしておっいたらしいんですけれども、県から、その必要はないというふうに言われたとか、ますます溝が深まりますので、ぜひそういうことがないように、話し合いをきちんとしていく、あるいはちゃんと地元の住民の皆さんに理解を、納得をもらうんだというスタンスであれば、そのことをや

っぱりやっていると、今回、進捗がちょっと厳しくて、どんどん、どんどん進んでいるというふうなことなのかもしれませんけれども、そういうことが理由であるのであれば、ますますこの問題は複雑になるんじゃないかなというふうなことを最後に指摘申し上げまして、終わらせていただきます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。

私の方から、まずは長崎南北幹線道路計画における松山陸上競技場の廃止について、都市政策課の方にお尋ねいたします。

先ほど坂本委員からもございましたけれども、先日、長崎市の鈴木市長から、陸上競技場等に関して、再検討部会を設置するとの見解が示され、長崎市民、県民の皆さんにとっても、一層関心が高い内容になっているとの認識でございます。私ごとで恐縮ですが、私は中高6年間、陸上部でございまして、松山陸上競技場のトラック、またその外周で健脚を鍛えた経験があります。社会人になった今でも陸上競技に関わり、その仲間との付き合いもあります。その仲間たちが中心となって長崎市の陸上競技の発展に取り組んでおり、松山陸上競技場の存続に向けて取り組んでいます。

仲間と話をする中で、先ほどご答弁にもございましたが、長崎市茂里町のブリックホール横の旧中部下水処理場跡に市民プールを移設することができないかとの議論になりました。これが実現すれば、市民プールが陸上競技場に移設されることがないため、市民プールと陸上競技場がともに町なかに維持されることになり、さらに市民プールのスライダーなどの子ども向け施設も高さ制限が緩和され、自由度が上がると

も聞いています。

長崎市民を分断することがない選択ですけれども、県の見解を問うのは難しいと思いますので、この移設に対する県の認識をまずは伺いいたします。

【田坂都市政策課長】答弁させていただく前に、先ほど坂本委員の答弁の中で、私、都市計画決定を昨年ということで申し上げさせていただきましたけれども、令和3年の11月5日、都市計画決定の告示となっておりますので、一昨年の都市計画決定ということで、答弁の方を修正させていただきますと思います。どうも申し訳ありませんでした。

今の委員のご質問への答弁になりますけれども、この公園の再配置計画の検討が進められているというところの元々につきましては、当然これは県が事業を行う長崎南北幹線道路というところがまずは原因といえますが、一緒になって検討はしていくんですけれども、それが原因というところは認識をしております。このルートを選定におきましては、いろんな住民の方含めて地元説明会等々しながら、大きくは、市街地の東側、西側、そして南側、北側につきましても、いろんなルート帯の中で検討を重ねながらルートを絞って、今の都市計画決定のルートになっております。それが結果として、公園の利用者、今、陸上競技場の利用者の方々から、いろんなご意見をいただいております。

我々も、道路を造るというところにおいては、やはり皆様からちゃんと利用されるのはもちろん、皆様方に納得していただける道路整備を進めていきたいと思っておりますので、今、市の方で公園等、その再配置、中の施設の再配置の検討を進めておりますけれども、そこは一義的

には市が検討するところでございますけれども、我々としても、そこは一緒になって検討を進めていきたいと思っておりますし、いろんな情報を共有しながら進めていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】 具体的なところでの認識というところもお述べづらいのかなということで感じたところです。

そこで、2つお願いがあるんですけれども、今日の私の意見、こういったことがあったということを経済に届けていただきたいということと、県は事業の説明の責任があるかと思えます。旧中部下水処理場跡への市民プールの移設というのが非常に合理的であると思うんです。費用面のところでは、ちょっと高くなるのかなというところの心配はありますけれども、ただ、これがかなわないということを経済に説得するには、相当な根拠が必要になると思えますし、私も、もしこれが実現しない場合は、なぜなのかということを経済を尋ねていかなければいけないと思っております。ですので、県は、この移設、配置については意見は述べられるという立場であると思えますので、市民プールの旧中部下水処理場跡地への移設についても、ぜひとも前向きな姿勢で臨んでいただきたいと思えます。

2つ目ですけれども、長崎市小櫛地区の皇后島に設置されております海砂置場につきまして、港湾課に確認をいたします。

現在、砂置場から砂を運搬する際は、ふ頭中央の県の港湾道路である4車線の道路を通っております。そこで砂が道路にこぼれてしまって、地元住民は、この砂が家に飛んでくるということで、約20年にもわたって身体的、心理的負担を受けています。また、道路に砂がまかれてしまいますので、バイクが滑る可能性があって、

県警にもご相談をしたところ、これは一刻も早く危険を排除すべきであるのは間違いないというコメントも受けました。

対策として、そこで、県港湾ヤード内を通過して、ANAさんのコールセンターの前の交差点から、その砂を運ぶトラックに出てもらえれば、砂がヤード内で落ちて公道に入っていくので、極めて有効な手段であると考えております。

地元からも実現の声を受けておりますけれども、まずは県の見解をお伺いいたします。

【田中港湾課企画監】砂の飛散対策についてのお尋ねでございます。これまで砂の飛散対策といたしまして、防砂フェンスの設置や運搬時における飛散対策の徹底指導、ロードスイーパーによる清掃などに取り組んでおります。

今、委員からお話がありました、港湾施設、ふ頭用地を通行することができないかというお尋ねでございますけれども、岸壁のことをおっしゃっているのだと思いますが、岸壁は荷役を行う施設でございますので、一時的に荷を置いたり、そういった必要がございますので、そこを一般的な道路という形で通行を認めるということはいたしかねます。

【中村(泰)委員】一般的な道路としての通行が難しいということだったんですけれども、県警に確認をしまして、今の港湾のヤードがどういうふうに使われているのかということで確認をすると、数十年にわたって、道路として実際使用されていると。管理者による通行整理もなされておらず、不特定多数の人や車の通行が許されているので、車両がその岸壁を走行することに法的に問題はないと。事故が発生した場合でも、警察として、交通事故として対応するとの見解を受けております。

実際、ふ頭協議会においても、地元で行われました協議会でも、事故が発生しても県が責任を取れないと、こういった局長の回答もあっておりますけれども、実際数十年にもわたって、実態として道路として使用されてきたことを県として黙認をしてきたというふうにとっておりますけれども、踏まえ、その見解について、ご答弁をいただけないでしょうか。

【田中港湾課企画監】連続したふ頭となっておりますので、岸壁に荷物や作業用の車両などがなければ、物理的には通行、通り抜けが可能かと思われれます。ただ、先ほど申し上げましたように、通り抜けなどの一般的な道路としての利用ではなく、最寄りの岸壁から荷を運搬する車両など、ふ頭を利用する方々の車両の通行はあるものと認識しておりますけれども、通り抜けをしている車両というのがあるものとは考えておりません。

砂置場を管理する協同組合に問合せをいたしましたけれども、砂運搬車両が岸壁を通行しているという認識はないというふうなお答えをいただいております。

【中村(泰)委員】なかなか時間も限られておりますので、また別の機会で詳しく確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、柳ふ頭のソーラスフェンスの拡大について、同じく港湾課にお尋ねいたします。

ソーラスフェンスとは、アメリカの同時多発テロ事件をきっかけに設置が義務づけられたものであって、輸入品などでは、ソーラス区画内の保管が求められるものも多くございます。長崎市柳ふ頭では、現状、8,400平米分が設置予定となっているにもかかわらず未整備となってい

ると伺っておりますけれども、まずは事実関係について、ご答弁をお願いできないでしょうか。

【松本港湾課長】 柳ふ頭のソーラスフェンス、ソーラス対策施設というところになりますけれども、先ほどのご質問のとおり、同時多発テロを受けて、外国の貨物を扱う施設、人が外国に行く施設というところは、ソーラスで出入りを監視するというところになっております。

もともと平成17年、柳ふ頭を位置づけた時から、利用者の方と、ソーラスフェンスの位置については協議を続けていく中で、位置を決めていたところですが、今設置しているソーラスフェンスについては、当時、ずっと調整していく中で、「ここにしよう」というところで決まっていたと、流れでは、それになっております。

ただ、もともと管理者としては、将来的な外貿ふ頭の施設の利用状況を見た時に、外まで絵を描いていたということが実態だと思っております。

その中で言いますと、今の外貿ふ頭の利用状況を見ますと、貨物の量からすれば増えているということではなく、大体横ばい程度ということはおわかりしております。ただ、例えば県の近海での促進区域の指定であるとか、洋上風力発電の指定、風力発電の機器の大型化等を考えれば、今後、外貿貨物の荷役が増える可能性はあるんじゃないかと思っております。それからしますと、今、利用者との、国内の貨物も扱っている方もおられる中で今の施設の配置は決めていますので、広げるのであれば、今度は国内貨物の人たち、利用者等を含めて調整をする必要はあると思っております。

そういうことからしますと、これまで、コロナ等もありまして、率直な意見交換というのが

果たしてできているのかということもありませんので、利用者を含めて、今後、率直な意見交換をした中で、必要であれば整備をしていくということは考えていく必要があるというふうに思っています。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

国内貨物との調整ということでおっしゃっていただきました。その問題認識については私もございます。

ただ一方で、やはり8年前に計画をされたものでございまして、それがどうなったかということ、先ほど、なかなかコロナで協議会ができなかったということはありません。ですので、ぜひとも、そういった場面を早急に用意いただいて、計画がこうだけれども、実際どうあるべきなのかということをご議論いただきたいと思います。

先に洋上風力についておっしゃっていただきました。今後は、県内洋上風力、江島沖が建設されていくという中で、洋上風力は部品が大きいものでございます。かつ、輸入品ばかりですので、もし柳ふ頭のソーラスフェンスの拡大ができない場合に、貨物が外に逃げてしまう、例えば伊万里とかに行ってしまう可能性が十分にありますし、また逃げなくても、横持ちが発生してコストが高くなってしまいうということがあり得ますので、ここは県としても洋上風力発電を推進しているという立場であることから、ソーラスフェンスの拡大については、しっかりご検討をいただきたいと思います。

最後の質問です。カーボンニュートラルポートの今後の取組と他港の状況について、お尋ねいたします。

昨年6月の本会議の一般質問において、私の

方から、水素、アンモニアの受入れ、保管、また港のCO削減、これを目指したカーボンニュートラルポートの議論を国が自治体に対して、協議会をやるようにということで、こういったことがあっているということをお伝えして、長崎での協議会の実現について求めました。県の方からも前向きなご答弁をいただいて、昨年度の末に、協議会というか、勉強会を実施いただいたと思います。

そこで、以下3点を確認いたします。現段階での検討状況、そして今後の予定、またカーボンニュートラルポートの議論は他港では非常に活発に行われているところもございますので、その検討状況について、どのように認識をされているのか、ご答弁をお願いいたします。

【松本港湾課長】カーボンニュートラルポートということで、国のカーボンニュートラルというところで言いますと、2050年にカーボンニュートラルを実現するというところで、2030年には46%削減するというような流れになっているというところです。

港湾で言いますと、そのために重要港湾以上の港については、カーボンニュートラルポートへの取組を行っていきましょうというところで言われています。そのために、港湾脱炭素化推進計画というのを港ごとに立てることが望ましいというふうな形になっています。今、全国で言いますと、19港がその計画を立てているという状況です。例えば、発電所であるとか、製鉄所、化学工場があるとか、そういうふうな立地がしているところが大体そういうものをつくっているというところみたいです。

県でも、今言われたとおり、3月に勉強会を開いて、意見交換、情報共有を図ったところで

す。これを受けまして、今、うちの方では、まずは今年度中に長崎港について、その推進計画を立てたいと思っています。今、民間事業者、あと港湾管理者、行政機関等を含めまして委員の選定をしているところですけれども、できれば8月等にまず第1回目を開いて、そのような流れをつくっていききたいと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

具体的に、8月にそういった協議会と、今年中に、その計画を立てるというふうにおっしゃっていただきました。各関係者の皆さん、また県内企業の皆さんにもしっかりと意見をいただきながら進めていただきたいと思います。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【瀬川委員】盛土の規制法について、あるいは対策室の新設について、関係することについて1点だけ伺いをいたしたいと思っております。

このことについては、5月に法の施行がされたというふうに聞いているんですけれども、この法の施行を受けて、盛土の状況の調査、あるいは規制の区域を設定するとかというようなことをもって室が新設をされたというふうに伺っております。

この法律ができた背景というのは、令和3年の静岡県での土石流災害がきっかけとなって、この法律ができた。法の制定から、県の室の新設ということになるんだと思うんですが、まずもって、既存のこれまでの法の中で、一体どの辺が問題だったのかということをお伺いしたいと思っております。

【真鳥盛土対策室長】これまでの法律にどのような問題があったのかというご質問かと思えますけれども、まず、これまでは盛土の行為自体を規制する目的の法律がありませんで、宅地や

森林、こういった土地利用の目的に応じた個別の法律、例えば宅地造成等規制法、それから都市計画法、森林法などによりまして盛土の行為が規制をされておりましたが、面積や土地利用の目的によりまして、この法律ごとに規制に濃淡、規制の強さに差があったところでございます。また、既に出来上がっている盛土については、誰が安全にそれを維持すべきかというのが明確に規定されていない場合もありまして、これまでの個別法では、なかなか規制に限界があったという状況にございまして、安全性が担保されていない盛土、あるいは責任の所在が明確でない盛土が結果として生じているという課題がありました。

盛土規制法は、このような課題を解決するために、土地の利用目的にかかわらず盛土を許可制とする隙間のない規制、それから土地所有者などが盛土を安全な状態に維持する責務を有するとした責任の所在の明確化、こういった盛土の崩落による災害から生命や財産を守るという観点が強く盛り込まれた法律となっております。

【瀬川委員】わかりました。

この法律というのは県民に大変大きな影響を与えるものだというふうに思っているところでございますけれども、県民にとっては、利点もあるでしょうし、法によって厳しく規制がされる部分もちろん出てくると思うんですが、そのことについて、わかる範囲内でお答えいただければと。

【真鳥盛土対策室長】県民の皆様への生活への影響はどのようなものがあるかというご質問かと思っておりますけれども、この盛土規制法では、先ほどご質問にありましたとおり、規制区域を指定したエリアについて規制がかかります。例えば、盛土や切土などの土地の形質の変更、それから

土砂の一時仮置き、こういったものが規制がかかりまして、一定規模以上、例えば、これはいろんなケースがあるんですけども、面積が500平方メートル以上の盛土などが規制の対象になりまして、安全基準を守る必要がございます。

また、既存の盛土、既に出来上がっている盛土についても、この土地所有者などが盛土を安全な状態に維持するという責任が生じているところでございます。

全国的には、土捨て場とか、土砂の一時堆積が周辺住民の方が不安に感じられているというケースも出てきておりますけれども、この規制区域を指定することによりまして、一定規模以上のものは、盛土の崩落に伴う災害を防ぐための安全基準、例えば構造基準であったり、排水の面の基準というのを守る必要がございますので、こういった規制された盛土については、県民の皆様にとりまして、より安全で安心な生活を確保できると、そういう状態になるというふうに考えております。

【瀬川委員】長崎県では、急傾斜といいますが、斜面が急なところが多い県だろうと思うんですが、そういった中で、土石流等々は発生しやすい地理的なものがあるだろうというふうに思っております。結果的に、規制区域を設定されるわけでありまして、概ねどれくらいまでに県下のそういう規制する区域を設定しようというスケジュールについて、お伺いしたい。

【真鳥盛土対策室長】規制区域の指定の時期のお尋ねですけれども、規制区域を指定するには、まず土地利用の状況とか、地形の状況を把握する基礎調査というのをやる必要がございますので、その基礎調査の結果を基に、規制をするお隣の

自治体とかの調整、それに関係する市町との調整を行った上で指定をする必要がございます。一定作業が必要になりますが、国の方は、この法律をつくった時に、盛土規制法の法施行から5年以内に全ての規制自治体で区域設定を行うという目標を掲げているところです。

ただ、県内には、宅地に限って、この新しい盛土規制法の規制と同じような区域、宅地造成工事規制区域というものがあるのですが、これが指定されています。この区域については、法律の施行から2年間で失効するというような制度になっておりまして、この盛土規制法から2年以内に新たな区域を設定しないと、この規制に関しての空白の期間が生じてしまうことになります。この区域自体は、長崎市と佐世保市の一部の区域に指定をされているところでございまして、この2つの市と今後、調整が必要にはなってきますけれども、長崎県全体の統一的な運用というのを考えた場合には、この法施行後2年以内に新たな規制区域の指定を行うというのが目標というふうに考えています。

いずれにしても、今年度から基礎調査に着手しておりまして、既に業務を発注しておりますので、こちらの方の業務を、基礎調査を迅速に進めていきたいというふうに考えております。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

午後 3時 9分 休憩

午後 3時10分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時10分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月23日

自 午前 9時59分
至 午後 2時38分
於 委員会室3

国際観光振興室長 高橋 圭 君
物産ブランド推進課長 松尾 泰子 君
国際課長 坂口 育裕 君
国際課企画監
(平和推進・国際協力担当) 貝淵 裕幸 君
スポーツ振興課長 江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 清川 久義 君
副委員長(副会長) 下条 博文 君
委 員 溝口 芙美雄 君
" 瀬川 光之 君
" 川崎 祥司 君
" ごうまなみ 君
" 松本 洋介 君
" 坂本 浩 君
" 中村 泰輔 君
" 初手 安幸 君
" 中村 俊介 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 前川 謙介 君
文化観光国際部政策監
(国際戦略担当) 伊達 良弘 君
文化観光国際部参事監
(G7保健大臣会合担当) 松田 武文 君
文化振興・世界遺産課長 峰松美津子 君
文化振興・世界遺産課企画監
(地域文化・国民文化祭担当) 山浦 義次 君
文化振興・世界遺産課企画監
(世界遺産担当) 園田幸四郎 君
観光振興課長 長野 敦志 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【清川委員長】 委員会を再開いたします。
これより、文化観光国際部関係の審査を行います。
【清川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。
予算に係る報告議案を議題といたします。
文化観光国際部長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。
【前川文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の表紙をめくっていただき、2ページからでございます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

これは、先の2月定例会県議会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。令和4年度予算の補正を令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算につきまして

は、歳入予算の内訳は中段に記載のとおりでございます。合計3,218万2,000円の減、歳出予算の内訳は、下段に記載のとおりでございます、合計2億6,240万4,000円の減となっております。

歳入予算及び歳出予算の主な内訳につきましては、3ページから4ページの上段に記載のとおりでございます。

4ページの6行目をお願いいたします。

次に、令和4年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、文化観光国際部関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、企画費3,902万5,000円、観光費59億7,245万4,000円であります。

繰越の主な理由は、文化施設改修等整備費につきまして、世界的な半導体等の供給不足により年度内に工期を確保できなかったことによるものや、観光客誘致対策事業費等につきまして、全国旅行支援の年度内の執行完了や精算に必要な事業期間を確保することが困難であったことなどによるものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、先ほどの説明の中で、やはり減額になっているものが目立ちました。しま旅滞在促進事業費の5,777万円と観光需要回復促進事業費の3,792万円について質問いたします。

まず、令和4年度のしま旅滞在促進事業費の

事業内容の概要についてお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】 ただいまお尋ねのしま旅滞在促進事業費の事業内容でございます。

本事業につきましては、国境離島交付金を活用いたしまして、離島地域における宿泊と体験がセットになった旅行商品の造成とか、販売を支援するという事で、滞在型観光を促進するような事業でございます。

簡単に申し上げますと、旅行商品への支援であったり、企画乗船券への支援といったものが大半の経費でございます、それに併せてPR経費もこの中に組み込まれているという状況でございます。

【松本委員】 前年度からの繰越を除いて、令和4年大本の事業費が幾らだったのか。そして、5,800万円の専決減の理由についてお尋ねします。

【長野観光振興課長】 お尋ねのしま旅滞在促進事業費の令和4年当初予算に係る部分についての金額でございますけれども、これは6月補正予算で肉付け予算として計上させていただいております。その金額が約3億1,200万円でございます。

全国旅行支援の開始の見通しがなかなか立たず、全国からの誘客というのが厳しい中で、執行がなかなか進んでいないといったものを見込ませていただきまして、2月補正で約2億円を減額させていただき、現時点におきまして1億1,000万円といったような状況でございます。

結果としましては、11月以降は、令和元年に比べますと、利用実績としては伸びたという状況でございますけれども、やはり予算を全て使い切るまでに至らなかったというのが今回の専決補正の理由でございます。

【松本委員】全国旅行支援ももともとあった中で、国境離島交付金も活用して、やはり離島の宿泊体験というものはすごく大きいと思いますし、その中で3億1,000万円の金額があったにもかかわらず、実際は5,300万円しか使っていないということは、非常にチャンスをロスしているというか、減額がもったいないなということを感じます。

しまというのは、やはり離島はハンディもある中で、観光も頑張っている中で、この逃したものを、またしっかり取り戻していただく必要があると思いますし、もともと全国旅行支援があることはわかっているわけですから、その中で周知がどこまでできていたのかなというところに、もともとの3億円の根拠というのも含めて、本当に潤沢な予算があった中で活用できなかったのは残念だと思います。

次に、観光需要回復促進事業費の部分についてですが、こちらの事業概要と予算総額をお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】観光需要回復促進事業費でございます。これはいわゆる全国旅行支援等の旅行キャンペーンで、2月の時点でいきますと約200億円の予算を計上しているところでございます。この事業の中には、旅行割引と地域限定クーポンに加えまして、子育て世帯の利用促進を目指した予算についても内容として計上させていただいているという状況でございます。

【松本委員】こちらの方も3,792万円の減ですが、もともとの予算の総額と専決減の理由についてお尋ねします。

【長野観光振興課長】今回の約3,800万円の専決減の理由でございますけれども、全国旅行支援については、ご承知のとおり現在も予算を繰

り越して執行している状況でございます。

今回、専決の減になっているものは、昨年の11月から12月までの間に、その全国旅行支援を使って休日に県内を旅行されたご家族の方に地域限定のクーポン、これは平日と休日では約2,000円程度の差がございますが、それを県内の子育て世帯を対象にプラス2,000円をしまして旅行していただくといった趣旨の事業でございます。この事業として約2万人を想定して予算を計上させていただいたところですが、大変申し訳ありません、実績としましては1割、約2,000人の利用にとどまっているところでございます。今回、3,800万円の減額というのは、この経費の内容になっております。

具体的な理由としましては、いろいろお話をお伺いすると、土日においては子育て世帯はクラブ活動や、いろんな家庭の予定があって、なかなか旅行というような状況ではなかったというふうにもお聞きしております。周知等にも努めたところでございますけれども、最終的には1割程度の実績になっているのが現状でございます。

【松本委員】こちらの方も、もともと4,300万円のものが減額されて約566万円、1割の実績だったということで、本当に事業として趣旨はわかるんですけれども、実際9割が使われてないということに対しても、こちらもやはりチャンスロスをしていることになります。

そもそも、この財源が臨時交付金ということで、急にぼんと予算枠があって、現場の方も立て付けが大変だったと思いますが、この臨時交付金は国からですから、どちらも国に返すことになるのか、併せてお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】予算の残額、これには交

付金が全額充当されております。これは臨時交付金ということで、様々な経済対策等に関する経費に対して充当をされているという内容のものになっております。

減額に際しまして、この3,800万円を観光振興課としては減額をさせていただいているところでございますけれども、庁内各課で様々な経済対策、交付金を使った事業というのは行われております。財政当局にも確認したところ、その金額については国に返還することなく、他の事業に活用されていると聞いているところでございます。

【松本委員】国に返さなくて有効に活用していくという答弁でしたので、そこを了として、今ここに掲載されているだけでも相当額の減になっていますので、これをまた再度、今、需要も高まっておりますので、これからしっかりと有効に活用する提案を次回していただきたいと思っております。

後でまた説明があるかもしれませんが、予算ですので関連してお尋ねします。「ながさきで心呼吸の旅キャンペーン」の実施期間の延長の資料をいただきました。こちらの方は大変効果が上がっておりまして、予算38.7億円あったものが、今35億円まで使っているということで、執行残をこれからどういうふうに活用されるのか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】後ほど議案外でもご説明はさせていただこうとは思っておりますけれども、予算の内容でございますので答えさせていただきます。この3.7億円につきましては、先ほど委員からもあったように6月30日までの実施期間を7月21日まで延長して活用していきたいと思っております。ですので、現行制度の期間

を少し延ばして、この3.7億円をできる限り早期消化に努めていきたいと考えているところでございます。

【松本委員】5類移行になっても、その活用ができるということは大変ありがたいと思っておりますし、5類移行になって、制度やシステムの変更はないのか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】基本的な制度の内容につきましては、5月8日以前はいわゆるワクチン接種等の確認が必要だということが一つございました。これが、それ以降はなくなったということでございますので、住所の確認といったものは残っておりますが、基本的にはそれがなくなっただけといったようなところでございます。

【松本委員】ワクチン接種の確認がないということは、もう免許証とかあればスムーズに証明できると思っておりますし、やはりゴールデンウィークに上がった部分が落ち込んだ時の6月、7月の需要喚起という意味では、この3.7億円は大きな効果があると思っておりますので、ワクチン接種証明が要らないことも含めて、周知をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【川崎委員】横長資料の14ページ、「描いてみんな！長崎」事業が43万円程度減額補正となっておりますが、まず、令和4年度の予算額、そしてどういった取組をされたのかお尋ねいたします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】予算額につきましては、162万9,000円でございます。この減額につきましては、2月に予定しておりました作家の取材旅行が悪天候により中止になりましたので、それに伴う減額となっております。

取組内容につきましては、本事業は幅広い世代、志向の異なる読者層へ、小説や漫画などを通じて本県の魅力に気づいていただくことを目指しまして、いわゆる作品舞台をめぐる聖地巡礼など、本県に関わりのある作品を多く生み出すことにより交流人口の拡大を目指すものでございます。

具体的な内容としましては、出版社や作家への取材旅行の招聘、長崎県の地域資源を活用した作品の創作支援、出版社と作家とのネットワークの構築などに取り組んでおりまして、令和4年度の実績としましては、4名の作家を招聘しまして、それぞれに新作、計4作品を描いていただいております。

【川崎委員】4名の作家の方に作品を描いていただいたと。後で結構ですが、これはたしか昨年度だけじゃなくて、ずっと長くやっておられると思いますので、一覧でお知らせいただきたいのと、やはり漫画というかアニメの世界というのは、クールジャパンというか、お客様にとって非常に魅力あるものと承知をいたしておりますので、効果があるんだったら続けていただければとも思っているところでありますが、一覧表をまたいただければと思います。

次に、17ページの大型客船誘致促進プロジェクト推進事業費についてお尋ねいたします。ようやく大型クルーズ船も入港してくれるようになりましたが、誘致に向け、昨年度どういった取組をなされたのかお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】ご質問についてでございますけれども、令和4年度の主な誘致の取組につきましては、関係市町と連携いたしまして、国内外の船会社、旅行会社への訪問セールスでありますとか、国内外の船会社・旅行会社

を招聘した県内寄港地視察を実施しております。1年を通じまして、国内外の船会社・旅行会社等と約100回のコンタクトをとらせていただきまして、コロナ後の本県のクルーズ船の寄港回復を図るため、積極的な誘致活動に取り組んだところでございます。

【川崎委員】恐らくクルーズ船の活性化が世界的に流れがある中に、どこも寄港誘致に向けては競争が激化すると推測されるわけでありまして、そういった中で選んでいただける港に長崎がなっていくという意味では、例えばこういった船が長崎に寄港すると、あの船も寄ったから、じゃ我々もみたいな、呼び水という言葉が適正かどうかわかりませんが、クルーズ船のブランド、そういったものがあるんでしょうか、お尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】一般にブランド船といったような定義があるわけではないんですけども、有名な船ということはあるかと思っております。

誘致活動をする中では、船会社・旅行会社にヒアリングしてみますと、寄港地を決める決め手、要素といったところでございますと、寄港地における観光地の魅力とか、それから市街地へのアクセスのよさであるとか、そういったことを基にして寄港地を決めていただいていると伺っております。

ですので、有名な船ということでございますと、例えば「クイーン・エリザベス」や「ダイヤモンド・プリンセス」、これは長崎港にも数多く入港していただいておりますけれども、そういった船に寄港いただいているということは、長崎港における、先ほど申し上げた要素の魅力を評価していただいていると考えております。

引き続き、船会社やチャーター旅行会社などにもこういった長崎県内の港の魅力というものを発信して、誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】そういった意味でいくと、有名な船が来てくださるから長崎港はそれだけの位置づけであるということは今確認できました。

これは一般質問でもさせていただいていますが、朝到着して夕方に出ていくということから、どうしても観光消費が限定的であるということが前々から言われておりました、ぜひ発着クルーズを造成して、前泊、後泊で長崎の観光活性化、これにぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますが、このツアー造成ということについては、昨年度から本年、こういった取組をなされているのかお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】県では、クルーズ船の入港に伴う経済的な効果を高めますため、委員おっしゃっていただいたような県内での宿泊を伴うクルーズ商品の開発について積極的に働きかけを行ってまいりました。その結果といたしまして、例えばコロナ禍前、平成30年度でありますと4件、令和元年には9件の長崎を発地、または着地するクルーズが実現いたしました、県内に宿泊及び周遊する商品の造成といったことにつながっております。

また、直近では、令和4年11月、佐世保港下船後に九十九島や大浦天主堂などをめぐり、長崎市内に宿泊する広域周遊ツアーが造成されているところでございます。

これまでの結果といたしまして、平成30年には621人泊、令和元年には719人泊、令和4年には8人泊といったことで県内宿泊を確認しております。

本年につきましては、現在、県内に宿泊を伴うクルーズ商品の造成、こういったものは確認できておりませんが、クルーズ船の入港に伴う経済的な効果を高めるために、引き続き前後泊型のクルーズ商品や県産品の販売促進といった取組を通じまして、関係機関と連携しながら、そういった商品造成に対して積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】前後泊になってくると、物資の搬入・搬出、そういったところもあって、恐らく経済効果はただ寄港するものと比べると相当違うんじゃないかと思っております。ぜひこのツアー造成も、積極的に今後もお取り組みいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

23ページのサイクルツーリズム推進事業費についてお尋ねいたします。

長崎県もいろんな大会とかが開催されて、認知度も上がってきているんだろうと思っておりますが、昨年度の取組、そして、今後、大会開催への活性化に向けてどう取り組んでいかれるかお尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課長】サイクルツーリズムの取組でございますけれども、サイクルツーリズムについては、現在、県においては島原半島、それから大村湾南部に力を入れてやっているところでございます。

そのうち、特に島原半島につきましては、昨年度から地元の3市、それから観光連盟が主体となって取り組んでいるところでございまして、県としてはそれを後押しするという形で取り組んでおります。

昨年度、島原半島において取り組みました事業につきましては、島原半島一周のルートのお愛称を「イコモン」というものに決められました。

行こうよという意味でございますけれども、そういった愛称の設定だとかロゴマークの設定、それからサイクリングマップとかホームページの作成などを昨年いたしております。そのほか、コンビニエンスストアや宿泊施設などにサイクルラックを設置することによって、サイクリストを受け入れやすい環境づくりを昨年度から取り組んでいるところでございます。

それから、大会のお話でございますけれども、大会については、県・市では今のところ取り組んではおりません。島原半島につきましては、地元の若い方が自主的に取り組んでおりまして、「イッキ！島原半島」という大会がございます。今年も4月23日に開催されたんですけれども、こちらは島原半島内に広くポイントを設定しまして、レースするんじゃなくて、それぞれのペースでポイントをめぐってもらって、そのポイントを競うというようなものでございます。実際にそういった大会が行われておりますので、行政といたしましては、今のところそういったものの後押しを積極的にやってまいりたいと考えております。

【川崎委員】島原の取組をご紹介いただきましたが、南島原市が歩行者・自転車専用道路の整備を進めておられて、島鉄の廃線跡地三十数キロだったと思います。あと島原市もその廃線の部分をつなげていこうという考えということは確認をしているところであります。島原半島一周100キロぐらいということで、ナショナルサイクルルートという位置づけでいくと、十分その可能性を持っているんだというふうに思っているんです。全国5か所ぐらいがたしか指定をされたと思うんですが、この島原半島における指定の見通しはどうか、お尋ねいたし

ます。

【江口スポーツ振興課長】島原半島につきましては、委員からもご紹介があったように約100キロの走りやすいコースであったり、片や山とか坂もあるようなところで、自然環境、それから観光の要素も非常にあって、素晴らしいコースではないかと思っ、我々としても重点的に取組をしているところで。

ナショナルサイクルルートにつきましては、指定の要件がございまして、「ルート設定」「走行環境」「受入れ環境」「情報発信」「取組体制」と5つの要件がございまして、今現在、こういった要件をなるべく満たすべく、地元でそれをブラッシュアップしているところでございまして、残念ながら、まだそのナショナルサイクルルートの指定の見込みというものについては不透明な状況でございます。

【川崎委員】指定を目指して様々な活動があると思いますが、今5つの要素のこともおっしゃっていただきましたけれども、こういったところが強化すべきところなのか、課題を整理して進めていただきたいと思いますが、その課題についてお尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課長】私としても地元の島原3市と一緒に先進地視察などをしておりまして、先にナショナルサイクルルートに指定された琵琶湖やしまなみ海道、こういったところを見る機会がございました。そういったところと比べますと、やはりまだまだ走行環境が、要するに自転車と車道と分かれたような走行環境が、全部がそうというわけではありませんけれども、そういった先進地に比べたらまだまだ少ないのかなと思っております。

受け入れ環境についても、今、地元の方で取

り組んでおりますけれども、宿泊施設だとか観光スポットだとか、例えば自転車を部屋に持ち込むことができるような宿泊施設をどんどん開拓していったりとか、あといろんなポイントのところに例えばパンク修理セットを置いたりとか、そういったサイクリストのサポートになるような施設をどんどん増やしていくべきかなと思っております。

あとは、情報発信といいますか、そういったことを進めることによって、なるだけ多くのサイクリストの方に島原半島がサイクリストに優しい環境であるということを知っていただくということが、まずは必要ではないかと考えております。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】横長資料の18ページ、観光基盤整備事業費につきまして観光振興課にお伺いたします。

補正額として減額になっておりまして、6分の1、16%ぐらいの減ということになっておりますけれども、その理由と背景を中心にご答弁をお願いできないでしょうか。

【清川分科会長】しばらく休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

【清川分科会長】再開いたします。

【長野観光振興課長】観光基盤整備事業につきましては、事業の内容は市町に対する観光まちづくりの取組に対する補助金でございます。

今回、補正としまして1,900万円補正をしておりますけれども、当初予算と6月補正と2段構えで予算の計上もさせていただいているところでございます。少し着手も遅れた部分がございます。

して、市町の進捗として、最終的に事業費の実績が落ちてしまったというのがございます。

全体的には、まず、予定どおり進まなかったものでございますとか、2月補正の時点でそういった意味では事業の確定ができなかったものもございますので、今回、専決で落とさせていただいている状況でございます。

【中村(泰)委員】市町が使われる分ということですね。これをお尋ねしたのは、市町の方で、コロナが明けようとしているのか非常に難しいところがありますけれども、アフターコロナにおける準備の期間であったんだと思うんです。そこで、ぜひとも攻めの姿勢でこういった補助金もしっかり使っていただきたかったんですけども、各市町で温度差はあろうかと思うんですが、県として現在の市町のそういった取組の状況について、非常に雑駁ではありますけれども、その見解をお示しいただきたいんですけれども。

【長野観光振興課長】21市町の観光まちづくりの取組の状況でございますけれども、やはり地域によっても主体となるプレイヤーというのがしっかりいないと、なかなか観光のまちづくりというか、まちづくり全体がなかなか進んでいかないという状況がやはりございます。

そういった意味では、進んでいる小浜地区とか、東彼杵の取組でございますとか、様々な地域の中でのコミュニティが発生していったところでは、やはり今は少し進んでいっているのかなというところでございます。

ただ、県といたしましても、離島を含めて県内の周遊というのをしっかりつくることで観光消費額の増や活性化につながるものと考えておりますので、我々も市町と一緒に考えて

いく、そのためには一定プロといいますか、そういった方にご意見を伺えるような仕組みというのをつくる必要がございまして、この間、補助金だけではなくて、旅行会社といいますか、コンサルティングの会社の方を入れながら、地域に入ってどういったコンテンツをつくっていかうかというのを一つ一つ、今、丁寧につくり上げながらやっつけていこうとしているところでございます。

【中村(泰)委員】補助金の額だけじゃないということをおっしゃっていただきました。それはそのとおりだと思います。こういったものを国からの支出金が大きく減額されておりますけれども、しっかり市町をフォローしていただきたいと思えます。

続きまして、21ページの国際交流費について国際課にお尋ねいたします。

アジア・国際戦略推進費、また国際交流・協力費というものがそれぞれ10%以上減額という状況になっておりますけれども、こちらについても減額の理由と背景を中心にご回答をお願いできないでしょうか。

【坂口国際課長】アジア・国際戦略推進費、それから国際交流・協力費の減額の理由でございます。

アジア・国際戦略推進費の中では、上海事務所の運営事業費、これが700万円近い減額になっております。こちらは、2月補正の時に、ちょうど円安が急激に進んでいた頃でありまして、補助金の増額補正を700万円程度させていただきました。これは急激な円安に対応するために、為替の関係で経費が増額をしていくと、見込んでいましたが、その後、補正を組んだ後に、結果的にはそこまで円安が進まなかったという

ところで、その分が不要になって今回減額をさせていただいているところでございます。

それから、国際交流・協力費の方でございませうけれども、最も減額が大きいのは周年記念事業費の400万円の減になります。こちらについては、もともと昨年がベトナムクアンナム省との友好締結5周年の記念の年でありまして、訪問団をベトナムに派遣する予定でございました。夏頃に予定していたものが、コロナの影響で延び延びになっておりまして、年度末ぎりぎりまでそのチャンスをうかがっていたものの、結果的に実現できなかったことに伴う減額でございます。

【中村(泰)委員】よくわかりました。特に、国際交流事業が計画どおりにいかなかったわけではなかったということがよくわかりました。

最後に、23ページのスポーツ振興課に地域政策費でスポーツ振興費、こちらについて1割減ぐらいで出ておりまして、特にスポーツによる賑わいづくりの推進事業費、こちらが減額となっておりますけれども、この理由についてお尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課長】スポーツによる賑わいづくり推進事業費の減についてですが、こちらは主に県のスポーツコミッションの方に負担金としてお出ししているものでございます。そのうち、今回減額になった要素といたしましては、令和4年度の末頃に予定されていた大会や合宿が、急遽、チームの都合により中止になったものがございます。そのほか、誘致するための補助金を出しておりますけれども、実際に来られた規模が当初予定しておいた規模よりも小さくなったということで、それぞれ補助金の減額が少しずつあり、18チームについて減額が生

じたところでございます。そういったもののほか、コロナ禍において予定していた活動が若干できなかった部分がございます、その積み上げが580万円ほどの減になってございます。

【中村(泰)委員】 以上です。ありがとうございます。

【清川分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【坂本委員】 観光費の部分でお尋ねいたします。

先ほどの部長説明資料の4ページに、令和4年度の一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告がありました。この繰越計算書報告の6ページの観光費です。7、商工費、4、観光費、事業名は観光客誘致対策事業費ということで翌年度繰越額が58億8,315万8,000円となっております。財源の内訳は、全て国の支出金ということなんですけれども、このうち、全国旅行支援に係る繰越額というのは幾らになるんでしょうか。

【長野観光振興課長】 お尋ねの観光客誘致対策事業費58億8,000万円程度の予算の中の全国旅行支援分でございますけれども、このうち57億5,389万7,000円、これが全国旅行支援に係る事業の繰越になります。

【坂本委員】 それで、先ほどちょっとやり取りがありましたけれども、議案外で全国旅行支援の実施期間の延長ということでもありますけれども、このもらった資料では予算額が38億7,000万円ということになっております。この令和5年度に繰り越した38億7,000万円をこれで活用するというので、この残りについてはどういうふうな位置づけだったですかね。

【長野観光振興課長】 今の57.5億円の繰越額の内訳でございます。これは国との精算の関係もございまして、翌年度に繰り越した金額の中から、前年度の実績の部分を支払うといったとこ

ろ、これは精算に係る部分ですけれども、どうしてもそれが一部発生しているものがございます。それが約18.8億円でございますので、差し引きまして38.7億円が、今回の令和5年度として実際使える金額という形になります。

【坂本委員】 わかりました。いわゆる精算の分が18億8,000万円ということですね。

それで、令和4年度の実際の全国旅行支援の執行額というのは、トータルで幾らぐらいになるんですか。

【長野観光振興課長】 全国旅行支援の令和4年度分、これを利用して申し上げますと、先ほどの18.8億円を含めまして全部で122.8億円となります。

【坂本委員】 そうしたら、これが議案外で出されている、いわゆる利用者数としては、泊でいくと約183万人泊分が今言われた122億8,000万円というふうな執行額ということになるわけですね。わかりました。

それで、この122億8,000万円の内訳ですが、それぞれ旅行会社を通じてとか、あるいは宿泊施設に直接とか、いろいろ方法はあったと思うんですけれども、旅行会社も大手とか、それから長崎の地場の小規模などがありますが、そういうところの内訳がわかりますか。把握されていますか。

【清川分科会長】 しばらく休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

【清川分科会長】 再開いたします。

【長野観光振興課長】 今の122.8億円に係る部分については手元にはないんですが、全体的な割合でお答えをさせていただきます。

いわゆる大手旅行会社と言われているところでございます。これが修学旅行を除きまして、いわゆる個人の部分でお答えさせていただきますと、大手旅行会社で全体の売上の70%を売上げているという状況になります。

その他、宿泊施設への直接の部分が約22%、最後、その他の旅行会社、これは小規模な旅行会社になりますけれども、ここが大体7%から10%ぐらいになるという状況でございます。

【坂本委員】わかりました。この小規模のその他の旅行代理店、これは県内で何社ぐらいありますか。その辺は把握されてないですか。

【長野観光振興課長】県内と県外、かなりたくさんの方の企業がございまして、手元に今ございませんけれども、全ての会社でいきますと、大体1,000社ぐらいが今回の旅行支援で請求をいただいている状況です。登録自体は2,000社ぐらいあるというふうにお聞きしております。

【坂本委員】わかりました。そしたら、これについては関連がありますので、また議案外の中でさせていただきたいと思っております。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より所管事項の説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】それでは、委員会説明資料をお開きください。

当初版と追加1、追加2、2つの追加の資料を出させていただいております。

まずは、当初版の表紙をおめくりいただきまして2ページからでございます。

文化観光国際部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

（G7長崎保健大臣会合の開催）

G7広島サミットに伴う関係閣僚会合の一つであるG7長崎保健大臣会合が、去る5月13日と14日の2日間、長崎市の出島メッセ長崎で開催され、G7長崎保健大臣宣言を採択し、無事閉幕しました。

会合の誘致・準備に多大なご尽力を賜りました県選出国會議員、県議會議員の皆様をはじめ、G7長崎保健大臣会合推進協議会を構成する県内各分野の関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、機運醸成や開催周知に積極的に取り組んでいただいた個人や企業の皆様、そして、開催にご理解・ご協力をいただき、おもてなしの心で各国の関係者をお迎えいただき

ました県民の皆様、心から感謝申し上げます。

会合2日目には、県産食材を使ったメニューや県産酒でおもてなしする協議会主催の昼食会を開催するとともに、その昼食会後には、G7主要7か国の閣僚が揃って平和公園を訪れ、献花・黙祷を捧げられました。さらには、非公式ではありますが、核保有国であるフランス、インドを含む4か国の閣僚が、長崎原爆資料館を訪問され、被爆の実相に触れていただいたところであります。

今回の会合の成功は、国内外における国際県長崎の知名度を向上させるうえで大きな実績となりましたが、その成果を更なる国内外からの交流人口の増加と消費拡大につなげるため、引き続き国内外への本県の魅力発信等に努めてまいります。

（長崎ヴェルカのB1昇格について）

プロバスケットボールチーム長崎ヴェルカは、B2西地区を43勝17敗の2位で通過し、その後のプレーオフでは決勝で敗れたものの、来シーズンのB1昇格が決定しました。

B3リーグ参入からわずか2シーズンでB1に昇格するという偉業を成し遂げた長崎ヴェルカの活躍は、県民に夢や感動を与えるとともに、地域の活性化にも大きく寄与することから、県といたしましても、引き続き市町や関係者の皆様と一体となって、チームを応援する環境づくりに努めてまいります。

（国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について）

去る5月24日に開催された県実行委員会において、開会式を「アルカスSASEBO」、閉会式を「長崎ブリックホール」において開催することが決定されました。

また、会期については国と調整し、令和7年9月14日から11月30日までの78日間となりました。

両文化祭の愛称とキャッチフレーズについては、それぞれ約1,500点の応募があり、3月に開催した有識者等による選考委員会において、愛称は「ながさきピース文化祭2025」、キャッチフレーズは「文化をみんなに」が選ばれ、県実行委員会に合わせて、入賞作品の表彰式が実施されたところでございます。

今後は、愛称とキャッチフレーズを活用しながら、より一層の機運醸成を図るため、県内外への情報発信を積極的に行うとともに、市町をはじめ関係団体と一体となって開催に向けた準備を進めてまいります。

文化の振興については記載のとおりでございます。

（世界文化遺産の保存活用について）

8月初旬に予定している県民向けのPRイベントを皮切りに、首都圏でのPRイベントの開催等、年間を通して関係市町と連携した登録5周年記念事業に取り組むことで、県内外におけるその価値や魅力の再発信、および保護意識醸成を図るとともに、誘客促進に繋がるよう取り組んでまいります。

（観光の振興について）

令和5年1月から3月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、3年ぶりに帰省や旅行の自粛を呼びかける行動制限がない年末年始となったことや、長崎ランタンフェスティバルの開催など、感染拡大を防止しながら社会経済活動の回復を目指す動きが進んだことにより、前年同期と比較すると62.4%増となりました。

ここで追加2をお願いいたします。

そうした状況の中、昨年10月から実施している全国旅行支援「ながさきで心呼吸の旅キャンペーン」につきましては、7月21日まで期間を延長することといたしました。令和4年度の利用実績は約183万人泊となり、今年度についても繰越予算の活用により約74万人泊の利用が見込まれるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大きく落ち込んだ観光需要の支えや県内観光産業の回復に寄与しているものと考えております。

それでは、当初版の5ページにお戻りいただきまして、下から3行目でございます。

県といたしましては、この全国旅行支援終了後も、訪れた観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる魅力ある観光地を創出することにより、県内各地への周遊の促進に向けて、引き続き、市町と一体となって、地域主体の持続可能な観光まちづくりの取組を支援するなど、観光客のリピーター化や観光消費額の拡大を目指してまいります。

（インバウンドの推進について）

インバウンドについては、早期の需要回復を図るため、海外の航空会社と連携して九州の玄関口である福岡からの誘客プロモーションを実施するほか、本県を旅行先として選んでいただけるよう、多言語Webサイトや県公式SNSで継続的に情報発信するとともに、個人旅行化の一層の進展を見据え、個人の興味・関心に直接訴求するデジタルプロモーションの強化に取り組んでまいります。

このほか、昨年度から、九州観光機構や各市町と連携し、富裕層・中間層に訴求する観光コンテンツとして、アクティビティを通じて自然や異文化を体験するアドベンチャーツーリズム

の県内4地域での商品化に取り組んでいるところです。本年9月には北海道でアドベンチャーツーリズムの世界的な商談会である「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」が開催されることとなっており、これを好機として本県ならではの魅力を世界に発信し、誘客促進に繋げてまいります。

クルーズについては、去る3月16日に約3年ぶりに国際クルーズの受入れを再開し、5月末までの県内への入港数が37回となり、コロナ禍前の2019年同時期と比較して約50%まで回復しております。引き続き、受入拡大に向けた積極的な誘致活動や広域周遊対策など経済的な効果を高める取組を促進し、クルーズ船入港の効果を最大限取り込んでまいります。

上海線・香港線の国際定期航空路線については、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏ダイヤ期間である本年10月28日までの運休が決定しておりますが、現在、10月29日の冬ダイヤからの運航再開に向けて、航空会社や保安検査、カウンター業務や飛行機の誘導等を行うハンドリング事業者などの関係者と協議を行っているところであります。

今後できるだけ早期に運航再開ができるよう、継続して協議を進めてまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、県内事業者のテストマーケティングの場として「チャレンジコーナー」を設置しており、現在、市町を通じて参加者の募集を行い、年度内6回の実施を予定しております。

県内の「食」の魅力を発信する取組としては、県産食材の県内飲食店での利用を促進し、観光客等への魅力を発信していくため、県内外の料

理人や生産者が参加した食のイベントを3月に実施いたしました。個別商談を通じた生産者と飲食店の新たな取引開始や、イベントをきっかけとした素材の魅力を引き出すためのメニュー開発がなされ、SNS等で情報発信を行ったところであります。

県産品の輸出促進につきましては、台湾、中国、韓国において、記載のとおりのお取組を行っております。

今後は、新たな商流を構築するため、賞味期限が長い「酒、麺、菓子」の3品目について、現地との結びつきが強い民間事業者を活用した販路開拓に取り組むとともに、海外のECサイト内でのプロモーション等による県産品の輸出促進に取り組んでまいります。

ここで追加1をお願いいたします。

（ポルトガルとの交流促進について）

今月22日、昨日でございますが、昨日から、知事が、ポルトガル外務副大臣等のお招きにより、本県と古くから交流の歴史を有するポルトガルを訪問しており、25日からは、徳永県議会議長にもご同行いただくことになっております。

今回の訪問は、ポルトガル外務副大臣のほか、ポルト市長やポルトガル日本商工会議所から招請をいただいたことに加え、駐日ポルトガル大使の全面的な支援により実現したものであります。

ポルトガル政府関係者等との人的ネットワークを強化し、歴史的なゆかりを有するポルトガルとのより緊密な関係構築を図りたいと考えております。

また、今回の訪問では、文化・スポーツ分野のほか、スマートシティやデジタル等のポルトガルの先進的な取組、産業関連分野など、幅広

い分野における更なる連携・協力に向けて、議長同席のもと、ポルトガル外務副大臣との意見交換のほか、ポルトガル政府との連携協定の締結を予定しており、今後の新たな施策構築に向けた契機にしたいと考えております。

（日本スポーツマスターズ2024長崎大会の開催準備）

来年秋に本県で開催される長崎大会については、去る6月12日に実行委員会の設立総会及び第1回総会を開催し、県内競技団体や自治体のほか、医療・経済・観光・物産などの各分野の関係団体ご出席のもと、事業計画や収支予算のほか大会日程及び会場についてご承認いただきました。

開会式は、長崎市において、令和6年9月27日に行い、競技は県内10市町において、一部の競技を除き9月28日から10月1日までの4日間開催されます。

県といたしましては、大会の開催により、地域・世代を超えた交流を拡大し、地域の活性化に繋げていくことができるよう、引き続き、準備に取り組んでまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【峰松文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係

の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和5年2月から5月までの実績を5ページまでに記載しております。

直接補助金につきましては、長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金等で計17件、間接補助金につきましては、同様に長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金等で計23件でございます。

次に、6ページをお開きください。

令和5年2月から5月の1,000万円以上の契約状況一覧表は記載のとおりでございます。

次に、7ページをお開きください。

令和5年2月から5月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、8ページまでに記載しております。

次に、9ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、令和5年2月から5月までの実績としまして、令和4年度長崎県博物資料収集委員会等が開催され、その概要を13ページまでに記載しております。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、離島・半島地域振興特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、離島・半島地域の振興対策に関する意見書といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、3ページ目の1(5)と(6)、6ページ目の4(3)についての処理状況を記載しております。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、観光・I R・新幹線対策特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、I R対策、新幹線対策及び観光振興対策、国際戦略に関する意見書といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、4ページ目の3(1)(2)(3)と5ページ目の(4)(5)(6)についての処理状況を記載しております。

最後に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、ながさき新産業創造特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、ながさき新産業創造に関する意見書といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、2ページ目の1についての処理状況を記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

引き続き、去る6月上旬に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、文化観光国際部関係の要望結果をご説明いたします。

文化観光国際部関係におきましては、CIQ体制の強化、観光振興に向けた取組の推進など4

項目について、法務省、国土交通省など8府省に対し要望を行いました。

以上が文化観光国際部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【清川委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】私から全国旅行支援の期間延長についてご説明を申し上げたいと思います。

資料といたしましては、「補足説明資料 議案外」と書いたA4縦のペーパーになります。昨日配信させていただいていると思います。そちらのペーパーをご覧ください。

今回、観光需要回復促進事業費（全国旅行支援）の実施の延長につきましてですが、ご承知のとおり昨年10月からこの全国旅行支援については開始しておりまして、本年1月10日以降は、この1番に記載のとおり事業概要でございます。旅行代金の20%の割引ですとか、地域クーポンの付与といったところで観光需要を喚起し、県内観光産業の回復を図る目的として実施しているところでございます。

今回、この実施期間を6月30日までから、夏休み前の7月21日まで延長することとしておりまして、現在、県のキャンペーンの事務局を通じまして、宿泊施設等へ延長をお伝えするとともに、6月26日、15時からの予約開始に向けて準備を進めているところでございます。

この延長を決定するまでに至った現在の予算と実施の状況でございます。3番に記載しておりますが、本年度につきましては、先ほども少

しご説明させていただきましたけれども、令和4年度の予算を繰越して実施しているという状況でございます。予算額といたしまして、この表の一番左側に書いてございます38.7億円、泊数にしまして73.8万人泊となっております。

現在の利用状況や予約状況、予約販売を進めている旅行会社等へ聞き取りを行いまして、この6月30日まで実施した場合、四角囲みで囲んでおりますとおり約35億円、予算に対する執行率は90%となることを見込まれております。そのような状況の中で3.7億円の執行残を見込んでいるという状況でございます。

現在、利用者の状況ということで下段の表にも記載しておりますけれども、予算の73.8万人泊に対しまして、現在、4月から6月の見込みまで含めて68.1万人泊を見込んでおります。

各月の利用状況をご覧くださいますと、4月を100とした場合には、5月が142、6月が156と利用は一定進んでいる状況でございます。全体の予算を使い切るまでには至っておりませんが、旅行需要の下支えについては繋がっているものと考えているところでございます。

ゴールデンウィーク以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類への移行ですとか、観光産業には追い風が吹いている状況でございます。しかしながら、過去の統計を見ても、5月から7月にかけては、やはり宿泊数が落ち込むといった傾向もございまして、こういった残となる予算を有効に活用しまして、夏休み前の旅行需要喚起を促してまいりたいと考えているところでございます。

なお、参考までに、実施に際しましては、7月22日以降は、これまで精算業務を担っております全国统一窓口での対応といったものもなく

なりまして、実施期間をこれ以上延ばすといった場合には、新たな精算体制や追加費用が必要になるということもございますので、可能な限りこの期間での予算消化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【松本委員】 部長説明資料の2ページのところです。まず、G7長崎保健大臣会合の開催ということで、非常に成功裏に終わったということを伺いましたが、その開催に当たって何か課題

のようなもの、総括してありましたらお尋ねいたします。

【松田文化観光国際部参事監】 会合の開催に当たりまして、主催者であります厚生労働省におきましては、要人警護の観点から情報統制が徹底されておりまして、会合の詳細な日程が直前まで、当日までなかなか示していただけないという部分がございます、会合の準備、開催準備に支障を来したという部分はございました。

そうしたもろもろの課題もございましたけれども、一部報道におきまして、「長崎を訪れた各国の方々と地元の県民・市民が触れ合う場面がなかったんじゃないか」、あるいは被爆の実相に触れていただくという点におきまして、「原爆資料館への訪問や被爆者との懇談が実施されなかった」といった声があったことについては承知しております。

こうした声も含めまして、現在、関係機関にご意見を伺いながら振り返りをしているところでございまして、よかった点のみならず、そういった課題につきましても今後活かしてまいりたいと考えております。

【松本委員】 G7の長崎保健大臣会合、大変大きな会議をされたことは、本当に大変な準備があられたと思いますが、おっしゃるとおりおもてなしのところとか、どうしても同じ建物内で会議がメインになってきますから、私もバッジもいただきましたけれども、いつあっていて、どういうふうに動いていたのか、後の報道等で確認するだけでしたし、おっしゃるとおり被爆者との接点というものもなかなかつくれなかったというご意見は、私も県民の方からいただきました。なぜこういうことができなかったのか、現状についてお尋ねいたします。

【松田文化観光国際部参事監】まず、今回の保健大臣会合につきましては、G7主要7か国及びEUの保健担当大臣が、国際社会が直面いたします保健分野の課題について議論する政府系国際会議でございます。

日程のほとんどは、会議ということになっておりまして、その上で昨年の安倍元総理大臣の襲撃事件、それから本年4月に和歌山でございました現岸田総理襲撃事件などを踏まえまして、国におきましては警備体制を強化いたしました。宿泊施設は会合の会場でございます出島メッセ長崎に隣接しますヒルトン長崎、こちらの方を利用いたしまして、屋外への動線、移動を極力減らすということなどから、コンパクトな厳戒態勢の中で会合が開かれたということがございましたので、地元県民の方との触れ合う場面というのを設定するのが、なかなか難しかったということもございます。

原爆資料館への訪問と被爆者との懇談につきましても、長崎に来られたからにはということで、私ども事務局の方といたしましても、都度都度、主催者でございます厚労省の方に要望を重ねてきたところではございますけれども、先ほど来説明しておりますとおり、警備体制の強化や日程的な制約等がございまして、当初は平和関連施設への訪問は一切困難な状況でございましたけれども、最終的に平和公園への訪問と平和公園における献花と黙祷をささげていただくことが何とか実現できたという状況でございます。

【松本委員】そういった背景があるのであれば、セキュリティの関係から仕方がないと思いますし、また、逆にコンパクトにできたということは実績にもつながると思います。セキュリティ

も万全で、長崎県はしっかりと国際会議ができるということを知らしめることにもなったと思いますので、総括をしていただき、今後またコンベンションの誘致にもつなげていただきたいと思います。

続きまして、3ページにある国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭についてお尋ねいたします。

国体の文化版ということで、全国規模の大会でございまして、この開催日数が78日間の長期にわたるということでございます。開催の規模とか、そういうものの確認のために過去の参加者の人数がどれくらいあったのか、お尋ねをいたします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】過去の開催規模でございますが、出演者、来場者に運営関係者などを含めた総参加者数は、過去の開催県の平均で約188万人となっております。

【松本委員】県内の方も含めて約188万人の方が来県、これまでの実績があるということは、大変大きな規模の経済効果もありますし、本県の文化、伝統芸能の発信についても好機だと思っております。

これを開催する運営側の関係団体とか、実施する人数といったものは今の段階でわかるのでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】運営の規模でございますが、今後、市町、関係団体と協議をしながら実施計画を決めてまいりますので、現時点で具体的なスタッフ等の人数については、まだ把握しておりません。

【松本委員】それでは、予算の規模ですが、県としてどれくらいの予算規模を想定しているか、令和7年の開催に向けての準備についてお尋ね

いたします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 予算規模につきましては、こちらで現時点では具体的な事業計画が確定しておりませんし、予算の積み上げができておりませんので正確な数字はお示しできませんけれども、過去の開催県の国、県、市町などを合わせた総事業費は10億円を上回るものと推計をしております。

【松本委員】 参加規模が約188万人で、78日間も実施すると。過去にも総額10億円近い予算がかかっているということ、しかももう2年後の話ですので、相当な準備も要りますし、そして関係団体だけでも60団体ほどあるというのを伺いました。この2年後に向けての機運醸成の具体的な取組についてお尋ねいたします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】 機運醸成につきましては、今後、積極的な広報PRを展開していきたいと思っているんですけれども、例えば先日、愛称、キャッチフレーズを公募いたしまして、愛称を「ながさきピース文化祭2025」、キャッチフレーズを「文化をみんなに」ということで決定いたしました。

今後、こういった愛称、キャッチフレーズをベースにロゴマーク、チラシ、ポスター等を作成してまいりまして、いろんな媒体を使って広報に努めてまいりたいと考えております。

【松本委員】 キャッチフレーズ「文化をみんなに」と、もともとキャッチフレーズというのは、その言葉だけで何をしたいかが伝わるのがキャッチフレーズなんですけど、「文化をみんなに」というだけで、何を伝えたいのかがなかなか、公募して決まったからもう仕方がないんですけれども、私は伝わらないのかなと思いますし、それだけ大規模なもの、そして関わる方々も相

当数の方がいらっしゃると思うんですね。予算も10億円規模、経済効果も大きいものであれば、やはりもうちょっと踏み込んだ、2年間かけてタイムスケジュールや実施計画等も明示していただきたいし、予算の方も、先日の事業概要説明では準備経費として1億円今回計上していらっしゃると思いますので、そういったところも、今後、しっかり見える形で出していきたいと思っております。

続きまして、先日の概要説明の時にeスポーツの活用に向けた研究という項目がありました。ここでちょっと気になった記載がありました。そのeスポーツに対して「地域課題の解決の可能性を探るため、関係団体との勉強会を開催します」と。このeスポーツの活用と地域課題の解決についての関連性をお尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課長】 eスポーツについてのお尋ねでございます。

昨年11月にeスポーツ勉強会というのを開催いたしました。こちらの勉強会には、県の関係部局、市町、大学や学校関係の方も来られました。こちらでは、eスポーツを活用した地方創生、eスポーツの行政課題、もう一つはeスポーツによるゲーム依存症についての勉強会などを実施したところでございます。

それで、地域課題の解決という部分につきましてはですけれども、いわゆるeスポーツという部分について、単にゲームをして競うというものではなくて、近年、少子高齢化対策に活用されていたり、例えば高齢者の介護予防に、手先を動かしてeスポーツを楽しみながらそういった予防をしていくとか、商店街の活性化のために商店街でeスポーツの大会、イベントをやることによって、今まで来られなかった若い人たちを

呼び込むとか、教育の関係でもクラブ活動でeスポーツを取り入れることによって、今まで割と内向的な子どもさんたちがeスポーツを通して、みんなで競技をすることによって明るくなったとか、クラブ活動に積極的に参加するようになったとか、そういったいろんな課題の解決というものにも使われておりまして、そういったものについてみんなで勉強しようかといったようなことで開催したものでございます。

【松本委員】今回、あくまでも関係者の中での可能性を探るという勉強会だったということでしたが、おっしゃるとおり、eスポーツであれば、ただのゲームというわけではなくて、けがもしないし、手先も使うことで高齢者の介護予防にもなるし、実際に私もフリースクール等でeスポーツを取り入れて、不登校の子どもたちが積極的に外に出るようになったとか、様々な実例を伺いました。

やはり大事なことは、あくまでも内部の勉強にとどめるのではなくて、今後、具体的に何をやるのかの次のステップが重要になってくると思いますが、今後の展開についてお尋ねします。

【江口スポーツ振興課長】今のところの県の役割、特にスポーツ振興課としての役割といたしましては、そうした地域課題に使えるということと関係の部署であるとか、県庁内だけではなくて、県内の例えば観光だったり福祉だったり教育の関係者の方に広くお知らせしていくというプラットフォーム的な役割がスポーツ振興課としてはあるのではないかと考えておりまして、県内に「eスポーツ連合」という地元の企業で組織した団体もございまして、そういったところの活動を県としてもサポートしながら、いろんな分野で活用できるように県としても協力し

てまいりたいと考えているところです。

【松本委員】ぜひ、実例として実績も上がっている話も聞いていますので、せっかくですから、県として市町や関係団体とその情報を共有して、次の一歩に向けて進めていただきたいと思います。

最後に、為替の円安の関係で、やはり輸出が伸びていると伺っております。実際、ちょっと確認しましたら、本県でも、これは輸出額で水産物と農産物を除いた加工食品、陶磁器等の輸出額を調べてみても、平成25年5,563万円が令和3年5億96万円ということで約10倍に膨れ上がっている実績がございまして、この要因についてお尋ねいたします。

【松尾物産ブランド推進課長】加工食品等の県産品の輸出拡大を図りますため、平成27年度から県内で県産品を広く取扱う唯一の貿易商社であります県貿易公社と連携いたしまして、本県と歴史的交流が深く、地理的優位性がある東アジア、中でも中国、香港、韓国を重点国といたしまして、見本市への出展やバイヤー招聘、現地プロモーションを実施してまいりました。

その結果、県貿易公社の現地パートナーの数は、平成26年時3社であったものが令和4年は17社に伸びました。そういうことが量的拡大に結びついたものと考えております。

【松本委員】追い風でありますし、やはり加工品というのは非常に輸出もしやすいと思いますし、中でも陶磁器の輸出が急増しているということで、やはりニーズは上がっているのかなと思います。

この追い風を受けて、今後、令和7年の目標が、資料をいただきましたら、さらに上をいって7億円を目標にしているということですが、

今後、さらに拡充していくための取組についてお尋ねいたします。

【松尾物産ブランド推進課長】さらなる輸出の拡大に向けましては、コロナ後でありますので、各国における価値観や消費行動の変容もあると思います。そういうことも踏まえまして、先ほど申し上げました県貿易公社によります重点国での取組に加えまして、新たな取組といたしましては、賞味期限が長く、輸出シェアが高いことから、販路拡大が見込まれる「酒、菓子、麺」の3品目を重点化いたしまして、販路拡大をするために、各品目ごとに現地との結びつきが強い民間商社等と連携いたしまして、現地のニーズに合った営業活動やプロモーションを行うことで、新たな取組国における商流を構築し、輸出の拡大を推進し、総合計画の目標を達成することを目指すこととしております。

【清川委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時23分 休憩

午後 1時30分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、文化観光国際部の審査を行います。

【中村(俊)委員】私からは3点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず、昨年、知事が広島県知事とともに、被爆地の知事として初めてNPTの再検討会議に参加をされました。今年度の当初予算にも当該会議及び準備委員会への参加が盛り込まれてお

りますけれども、現時点において、引き続きこの会議等に参加をされるということで間違いがないのかということを確認させていただきたい、まず、それをお伺いいたします。

【貝淵国際課企画監】NPT再検討会議でございます。今年度もNPT再検討会議に参加する方向で当初予算は組んでおりまして、昨年度に引き続きサイドイベントを開催し、核兵器廃絶に向けた被爆地の思いを国際社会に発信したいと考えております。

そして、サイドイベントの内容につきましては、現在、広島県等と協議を進めているところであります。

また、昨年、知事が参加しておりますけれども、知事の参加の可否につきましては、様々な公務の状況も踏まえながら検討を進めているところであります。

【中村(俊)委員】2点目は「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」の開催準備ですけれども、大会の開催によって、地域・世代を超えた交流を拡大し、地域の活性化につなげていくということでありまして、もう少し具体的に内容を詳しく教えていただきたいと思います。

【江口スポーツ振興課長】マスターズについては、年1回、日本のどちらかで開催されている大会でございます。長崎で開催されるのは初めて、九州では、宮崎、北九州に続いて3番目の開催となります。

それで、幅広い交流という部分につきましては、マスターズというのはいわゆるシニア世代の方が競技に出られるために長崎を訪れますけれども、我々が期待しているのは、現役を少し退いた方、お金を持っておられて時間にも余裕があるような方、そういった方が例年、各地で

開催される大会にもいらっしゃっていますので、そういう人たちに長崎のいいところを事前にお知らせして、なるべく県内周遊とか消費を図ってもらいたいと、単に競技に出るだけではなくてというところに力を入れてまいりたいと考えております。

【中村(俊)委員】では、最後3点目の確認になりますけれども、県の認識をお伺いしたいんですが、観光振興、あるいはインバウンドの推進という観点から、現在、コロナのダウングレードを含めまして、大型クルーズ客船の受入れが再開されていると。2バース化も確実に進捗を見ているということで大変喜ばしいなと理解しております。

これは複数年前にさかのぼるんですが、長崎市の青年団体の方々から、これは長崎市に対して政策提言ということで、大型クルーズ客船の受入れに加えて、いわゆるメガヨット、これは浮桟橋というものを整備しなきゃいけないんですけれども、要は東アジアとか中東、ヨーロッパのエリアにいらっしゃる超富裕層の方々のメガヨットを長崎に寄港させて経済効果を、大型クルーズ客船と比べると薄利多売的なところはあるのかもしれないですけれども、ある意味でこれもかなり有効な手段じゃないかなというふうに考えるんですが、現時点、もしおわかりになるなら県の認識をお伺いしておきたいと思えます。

【高橋国際観光振興室長】現在、メガヨット等の受入れということについては、具体的に何か進んでいるということはないんですけれども、例えば市町の中ではそういった超富裕層の方々を受け入れて、高単価の形で消費をしていただくというような取組を検討している市町もあり

まして、その中の手段としてメガヨットで来られる方々とか、あとはプライベートチャーターとかも含めてあると思いますけれども、そういった富裕層の方々を取り込むというようなことについて、私どもも前向きに捉えておりますので、そこは引き続き各市町と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【川崎委員】アドベンチャーツーリズムについてお尋ねをいたします。

部長説明もありましたが、私は昨年11月定例会で質問させていただきました。私の認識といたしましては、このアドベンチャーツーリズム、大きくは自然、文化、アクティビティの3つの要素があって、参加者は自己の変革や成長を目指すと言われていたと。アメリカの関係する協会によりますと、市場規模は、世界レベルでしようけれども、日本円で約100兆円と言われていて年々増加傾向にあるということ。ツアーの特徴は、観光地を点で楽しむ形態ではなく、地域の自然がもたらす影響や土着の文化を学びながら包括的に面で楽しむため、必然的に長期間の滞在となると。個人やグループの利用が主だけれども、観光消費は一般的な旅行に比べ1.7倍から2倍と言われていまして、長期間であって、観光消費はこのような大きい効果があるということ。そして、地域に落とされる金額の割合が、マストツーリズムが14%に対してアドベンチャーツーリストは65%。つまり、集中的に地域にお金が落ちるといふ分析がなされています。今後、非常に期待ができる分野だと思っておりますが、部長説明では、県内では4つの地域で商品化に取り組んでいるという説明がありました。

これを踏まえまして、長崎県の取組を詳細にご紹介いただきたいと思います。

【高橋国際観光振興室長】アドベンチャーツーリズムの取組につきましては、我々としても非常に大きい市場規模がある、それから地域消費も高い割合で見受けられるということで、私も取組を推進しているところでございまして、令和4年度から九州観光機構とか市町、観光関係の事業者と連携いたしまして、雲仙、平戸、対馬、五島列島の4地域におきまして、トレッキングやサイクリング、シーカヤックなどを活用したアドベンチャーツーリズムの商品化に向けた取組を進めているところでございます。

本年9月には、アドベンチャーツーリズムの世界的な商談会でございます「アドベンチャー・ワールドサミット（ATWS）」が北海道で開催されることになっております。こちらには世界各国から多くの旅行会社やメディアが参加するということですので、この機会を捉えまして、本県の魅力を積極的に発信し、富裕層を中心とした新たな層の取り込みを図っていきたくて考えております。

【川崎委員】4つの地域をご紹介いただけますか。

【高橋国際観光振興室長】4つの地域につきましては、雲仙、平戸、対馬、五島列島の地域でございます。

【川崎委員】やっぱりツアーですし、海外の方が中心になるのかなと思っていますので、地元におけるガイドの方の存在は非常に大きいものだろうと思っています。地域を楽しむ、そして地元の人と触れ合っていく、誰しもやはりその人との様々な交流が、結構ずっと記憶に残っているということもあって、ガイドさんというの

は非常に大事な存在だと思っています。

このガイドの確保、養成、こういったところが、今、先進的に4地域で取り組まれていると思うんですが、きちっとガイドさんの配置といえますか、育成していただくということが非常に大事だと思っているんです。まず、その認識を伺いたしたいと思います。

【高橋国際観光振興室長】観光庁によりますと、アドベンチャーツーリズムのガイドというのは外国語での対応はもちろんなんですけれども、一般の旅行のガイドと比較して、ツアーの総合コーディネーター、そういった力というものを要求されるということで非常に難易度が高いというふうにされておまして、委員ご指摘のとおり、県としましても、アドベンチャーツーリズムを推進する上で質の高いガイドの確保、それから育成、そうした取組が必要であると考えております。

【川崎委員】長崎で取り組まれている方と1月だったか意見交換をさせていただいたことがあるんですけれども、やっぱりなり手がいないんだと。特に、若い人たちにしてみると、今からの市場かもわかりませんが、なかなか安定した収入が得られないということ。そういったことがあると、仕事をしばらくやった上で、いろんな知識も身につけ、経験も積んでいった上でこういったガイドになるというような流れじゃないと、今はなかなか難しいんですよというお話がありましたから、このガイドの養成というのは非常に難題なんだろうと思っています。かといって、これを成功させるためには不可欠ですから、ぜひとも真摯に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。

次に、G7サミットについてお尋ねいたしま

す。

公明党会派の本多議員も一般質問で取り上げさせていただきました。ぜひ7年後は長崎へ誘致をというところ、これは何としても取り組んでいただきたいと思っています。経験を積んでいく、力をつけていくというご答弁だったと思いますけれども、まずはやるんだということを決めて、そこで足らざるところを補っていくという方向にしないと、力をつけていくといっても、そこに行く時に力がついたかどうかというようなことだったら遅いと思いますし、もう7年後に向けて、今から何が足りないのかという課題を見出して取り組んでいただきたいと思っているんです。

日本における平和の象徴というのは、広島、長崎、そして沖縄、その2つの都市は既にサミットが開催をされているわけでありまして。7年後は長崎で開催する、この流れは非常に大きな意味があると思っています。県の見解を求めます。

【松田文化観光国際部参事監】G7サミットの実現ということになりますと、一般質問の中で知事もご答弁差し上げたとおり、本県にとっては大変名誉なことでございますし、国際県長崎というプレゼンスを揺るぎないものとする上では大きな実績になるものとは思っております。

また、今回のサミットでも議論がなされておりますけれども、ウクライナ、インド・太平洋、そういった地域情勢、それから、核軍縮・不拡散といったテーマの議論がなされている中で、同じ被爆地の長崎でまたサミットを開催し、そこでG7首脳から核兵器の廃絶、世界恒久平和のメッセージを発信するということになれば、それは核兵器のない平和な世界の実現に向けた

大きな意義をもたらすものと思っております。

ただ、一方で、サミットは、核軍縮・不拡散、地域情勢のみならず、いろんな世界のあらゆる分野の重要課題について議論がなされるところでもございます。開催地選定に当たっても、そういった総合的な視点や角度で検討がなされて選ばれるものだと思っております。

そういった意味でも、まずはサミットを開催するに当たって求められる予算規模、人員体制、それからセキュリティというのは、今回の保健大臣会合の比ではないほどのレベルを求められますし、そういった十分なノウハウとか、宿泊施設といった受入れ環境というのも必要になってまいります。

したがって、今現在、ここで受入れをやり出すという発言はなかなか難しい部分はございますけれども、当然2030年がゴールではございませんで、国際県長崎というプレゼンス向上のための取組というのは引き続きやっていきたいと思っております。

【川崎委員】様々な課題があるというのは、私もよくわかりますが、まずは本当に長崎に手を挙げてほしいんですよ。そこからスタートだと思うんです。いろいろ課題があるのはよくわかりますが、まずは誘致をやるというところから、じゃ、何が足りないのかというところを、そこでしっかりと皆さんで検討していく中において、課題解決に向けて努力をしていただければと思っているんです。まずは、そこはしっかりと県・市、長崎市とも連携を図っていただきながら、ここはぜひ求めていってもらいたいと思うんですが、どうでしょうか、部長、やり出すということは今言えないにしても、そういう決意を持って前に一歩進めていただきたいと思

うんですが、部長のご見解を。

【前川文化観光国際部長】ありがとうございます。今、委員からもお話がありましたとおり、本会議の場でご質問いただいて、知事が7年後誘致するという表明をされない中で、私がそれに先んじて発言するのは、なかなかはばかれるものもございますけれども、気持ちとしては川崎委員と我々も同じでございますので、市としっかり連携しながら、まずは今回の保健大臣会合の振り返りというものもしっかりやっておりますので、その課題の検証を行って、そこをまたさらに一歩進めるために解決していくということをしっかり行い、気持ちは前に向かって取り組んでいきたいと思っております。

【川崎委員】現段階での目いっぱいのご答弁、ありがとうございました。ぜひよろしく願います。

次に、食による観光客誘致についてお尋ねいたします。

今年度、物産ブランド推進課で事業を組み立てて取り組んでおられますが、まさに長崎は食の力で観光客の呼び込みをしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。今回の事業で観光客誘致に資する取組のポイントをお尋ねいたします。

【松尾物産ブランド推進課長】食は、本県の魅力を伝える重要な要素であると考えております。食の魅力づくりの取組であるとか、その食の効果的な情報発信を行うことで認知度向上と誘客促進に取り組むこととしております。

今年度につきましては、これまでも行っておりましたけれども、首都圏等でのホテル、料飲店での食材のフェアであるとか、県内におきましてはお魚とお酒を顕在化したセットメニュー

を展開するお店を増やすとか、県内のシェフと生産者がマッチングした新しいメニューの開発、それを多くの観光客の方に食していただいて、長崎のファンになっていただいて、また来県をいただくとともに、長崎から帰っていただいても、その県産品を買っていただいて県産品の認知度向上につなげる。また、それが広がってたくさんの方々に長崎にお越しいただくといったことを目的としております。

【川崎委員】先ほど紹介があったお酒とお魚のセットメニューとか、県庁にも貼ってありましたけれども、ポスターなども拝見させていただいております。ああいう訴求も非常に大事だと思っているんです。常々、ポップ、ポスターでの周知とか啓発ということについて否定はいたしません。やはりそこにいる皆様からの一言一言、これが消費拡大につながっていくなと思っていて、自分の中で勝手にもう一品、もう一杯みたいな感じのキャッチフレーズで皆様が薦めていただければ、消費も大きく変わってくるんだろうと思っているんです。つまり、お酒だったらうんちくを語る、食だったらここでこういうふうにとれて、こういうふうに育って、こういう人たちがつくられてみたいところがちょっと語られるだけで、そしたらそれをいただきましょかということになり、個人の消費が上がっていくところにもなっていくと思うんですね。そう考えると、ただ貼っていますよ、ポップを置いていますよだけじゃなくて、そこに一言添えることによって拡大できるということであれば、そういう皆様方の接客レベルというか、おもてなし、そういった技術向上というのは消費に大きく響いてくる、影響してくると思うんです。実際そうでしょう。そうだと思う

んです。やはりそのところに、ぜひ関係の皆様と意見交換をしていながら、こういった形であれば人が育っていくのか、そこを後押ししていただけるような、そんな取組もぜひ検討いただきたいと思います。見解を伺います。

【松尾物産ブランド推進課長】委員おっしゃるとおり、観光客、訪れる多くの方々に長崎の食に満足して帰ってもらうためには、本県でしか味わえない食の提供をするとともに、使用する県産の食材や食の魅力を県内のシェフの方やお店の方々が語り部となってお客様に直接お伝えいただくというおもてなしは非常に重要と考えているところでございます。

昨年度も行っているんですけれども、生産者と料理人のマッチングを行う時には、生産者の方に食材の魅力を語ってもらうことで、料理人の方にその食の魅力をお伝えして、そのシェフの方々が飲食店に帰ってから、ずっとそれを説明していただくようなことを私どもは期待しております。また、今年度もそういうことも、ぜひ料理人の方々、飲食店の方々にもお願いしていきたいと思っております。

【川崎委員】接客、配膳サービスをされる方、最前線でお客さんに接する方々たちとの会話というところがポイントなんだろうと思います。料理人の皆様にわかっていただく、料理人の方は恐らくその素材というのはしっかりと認識しながら仕入れをして、お料理も作られると思うんです。そこを配膳される方の接客技術といいますか、消費拡大のための取組、そういったところができるような仕組みをぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、国際航路の就航状況でお尋ねいたしますが、この説明がありましたけれども、かね

てより台湾線についてはチャーター便を取り組んで、いずれは定期便就航という流れだったと思いますが、現在、その動きについて県の取組をお伺いいたします。

【高橋国際観光振興室長】台湾線につきましては、台湾の航空会社と継続的な協議を行っているところでございますけれども、空港の国際線の受入れ体制が整ったところから就航の検討をしたいという意向が示されておりまして、さらに、まずはコロナ後の需要をもう一回測るために連続チャーターから始めたいという意向が示されている状況でございます。

現在、長崎空港の受入れ体制ということに關しましては、空港のカウンター業務とか、航空機の誘導を行うグランドハンドリングと言われる方々、こちらの人員不足が非常に深刻な状況になっておりまして、国際線の受入れ環境が整わず、チャーターを含めました国際航空路線の再開に至っていないという状況でございます。

航空会社や関係機関とこの課題解消に向けて協議を継続して行っているところでございまして、10月28日まで運休予定である定期路線の上海線及び香港線の再開を目指すとともに、委員からご指摘がございました台湾線の就航ということにつきましても、早期の運航ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【坂本委員】全国旅行支援について、議案外の関係性を午前中に引き続いて質問させていただきます。

午前中、予算の報告議案のところ、昨年度の実績とか、今年度に延長するというところで規模等を確認させていただきました。概略は了解なんです。3点、質問と要望もあろうかと思

います。

まずは、地域限定のクーポン、これは今年の1月分ぐらいからだったですか、電子クーポンを導入ということになっていまして、この電子クーポンはスマホなんかアプリを入れて使うということで残額もわかって便利だと、使えるということで、それはそれでいいんですけども、ただ、スマホを持たない方、例えばガラケーなどの方がこれを使えないということで、実際このキャンペーンを使った県民の方からそういう要望みたいなものがありました。この電子クーポンについても、いわゆる紙ベースというか、そういうものできないものかどうなのか、その辺についてお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】ただいまお尋ねの全国旅行支援のクーポンの関係でございます。

このクーポンにつきましては、個人の方がお泊りになった際に紙でQRコードが発行される形になっております。まず、使う手法といたしましては、2パターンございまして、委員おっしゃっているとおり、アプリをまずダウンロードして、そのQRコードを読み込んで決済をしていくという使い方、もう一つはその紙のQRコードをお店に持って行っていただいて、そのお店の方で決済をしていただくというような使い方、この2パターンがございます。ですので、機械をお持ちでない、いわゆるスマホをお持ちでない方もできる限り使えるような仕組みにはしてございます。

ただ、お店の方で、どうしてもアプリ以外は使えないという業者もございまして、そのあたりは徐々に広げていきながら我々も取り組んできたところでございますけれども、そういったお店で使えないという部分についてはござい

ます。仕組みとしては、そういったスマホがなくても使えるような仕組みということで始めたという制度です。

【坂本委員】そういう声は多分少数だと思うんですよね。今答弁があった2パターンがあって、でも紙ベースのクーポンが使えない店があるということです。でも、この目的は観光需要の喚起でありますので、ぜひそういった漏れる方が出てこないようにしていただきたいと思うんです。

ちなみに、このクーポン加盟店で紙ベースのクーポンがQRコードを見せれば使える、それが使えない店というのは、例えば加盟何店舗中何店舗とかというのは把握されておりますか。

【清川委員長】しばらく休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 1時57分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

【長野観光振興課長】委員ご質問の電子クーポンの導入状況、加盟店の数でございます。全体で申し上げまして、5月29日現在で2,800店舗の方にこの電子クーポン、あるいは紙クーポンを使えるような形で加盟いただいているところでございます。

そのうちの電子クーポンのみの対応しかできないという部分については、その2,800店舗のうち約1,600店舗、残り1,200店舗は電子と紙、両方使えるような形になっております。大体半分程度は紙のクーポンも使えるような状況になっております。

【坂本委員】半分ということですから、使えない方も結構いらっしゃると思いますので、ぜひ両方使えるように、せっかく延長されるわけで

すから、ぜひお願い申し上げます。

それから、2点目は、予約販売が6月26日、来週の月曜日の15時から延長分が開始されます。それで、いわゆる先ほど旅行代理店の大手、中小、それから旅館等宿泊施設の直接、どれくらい実績があるかということで聞きましたけれども、現実、いわゆる中小のところはもう予算枠が多分ないという状況になっているんじゃないかと思うんです。ただ、3番目にある予算のところですね、いわゆる執行残が3億7,000万円あるということで、今回、これを7月21日まで延長ということですので、中小のところでしたいんだけれども、もう予算枠がないという声もあったんですね。それから言うと、今回のこの延長分についても、基本的にそういう予算枠の関係で中小はできない、いわゆる大手のところしか今回のこの延長分はできないという理解でよろしいのでしょうか。

【長野観光振興課長】今回の旅行支援の延長の部分でございますけれども、委員がおっしゃったとおり、今年4月に、旅行支援についてはやはり急激な予約の上昇もございまして、予算管理といった部分で、小規模な代理店にお任せしている状況がどういった状況かと申しますと、なかなか実績を把握することが難しいと。タイムラグがかなりございまして、何がリスクになるかという、例えば予算が少なくなった際に、我々がここで停止というのを早めにかけてあげないと、例えば自分は予約を取ったのに支援が適用できないといったリスクも当然ございます。そういった意味から、やはり短期で今回も延長するという状況でございますので、今回も予算管理上なかなか難しいというところで、中小の部分については、やむを得ず今回は見送ったと

いう状況でございます。

【坂本委員】今のそういうリスクの関係、わからないでもないんですけども、ただ、今回のそもそもの全国旅行支援は観光需要の喚起と県内の観光産業の回復ということがあると思うんですね。中小の皆さんもこの全国旅行支援を活用して本当に頑張っている、そして自分たちも助かっているというところもあるわけなんです。そういうところが、今回の新年度になってからの延長で、6月30日までの延長分の時に、突然じゃなかったんでしょうけれども、4月の末、5月1日に午前零時をもって予約停止というふうな、ちょっと唐突な印象を受けているという声も聞いているんですね。せっかく全国旅行支援を使って小さいところが頑張ろうということをやっている。それが今回のこの再延長についても全く蚊帳の外という声も聞いたんですよ、昨日、これはプレスリリースがあつてですね。実は、宿泊施設の方から連絡があつて初めて知りましたということもあつて、結局この予算残の見込みというのが3億7,000万円あつて、これが本当に使えないのかなというふうな、なかなか納得しがたいところもありますので、ぜひそういう声があるということを受け止めていただいて、今後の対応をお願いしたいと思います。

それから、最後3点目ですけども、これは7月21日で終わるということで、事業完了に努めていくと最後に書かれておりますけれども、この全国統一窓口での対応がなくなるということで、新たな精算体制の構築にかかる追加経費が必要となるということで、これ以上はもうできないという判断だと理解しますけれども、全国的に幾つか、さらに延長というところがあるじゃないですか。例えば近隣で言うと、鹿児島県

が9月末というふう聞いておりますし、佐賀県も11月末というふうにあるんですけれども、そこら辺はどういう判断でしているか、把握されていますか。

【長野観光振興課長】九州各県も同じように延長する県があるということは私もお聞きしております。

延長に当たっては、それぞれの県の予算残額等々ございますけれども、精算体制の問題もございしますが、この全国旅行支援の予算の一つの条件と申しますか、割合としまして団体旅行に対して20%以上は使うことといったような条件がございます。本県は、幸いにして修学旅行や団体旅行が進んでおりまして、その条件はクリアしているという現況でございます。

各県とも、どちらかという、団体旅行が進んでいないという状況があって、その条件をクリアするために延長せざるを得ないというところもあるとはお聞きしていますので、そういった意味では少し団体旅行の需要というのを考えると、夏なのかという、やはり秋口まで少し延ばさないと消化できないという見立ても中にはあるかと思えます。

そういった意味で、各県のそれぞれの判断というのは、延長の考え方というのはございますので、本県としては、まずは7月21日を考えたというところでは今回は延長しているところでございます。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】私から、まず、コロナ禍前と比べまして、観光客の皆様がどれだけ戻ってきたかということでのお尋ねをいたします。

コロナの対策の方針が大きく変わって、感染症法上においても5類となったということで、

観光施策においては、ここでしっかりアクセルを踏むタイミングと考えております。

ゴールデンウィークから1か月経過したところですが、コロナ前の令和元年を100とした時の、翌令和2年から令和5年の推移を示すためのデータがありましたらお示しいただけないでしょうか。

【長野観光振興課長】コロナ前との比較でございます。本日配付しております部長説明資料の中にも1月から3月までの県の観光動向調査の数字を記載させていただいておりますけれども、これはあくまでも前年との比較の数字でございます。1月から3月までの県の観光動向調査では、先ほど言ったように前年に比べては62.4%、これは幾つか定点で、約200施設ぐらいの施設で調査をしているんですが、そこで前年度に比べて62.4%宿泊者が伸びているという状況です。これを令和元年との比較でいきますと、1月から3月でマイナス2.1%ということで、ほぼコロナ前の状況に戻ってきているとお聞きしております。

1月から3月までというのは、ご承知のとおり行動制限のない年末年始とか、全国旅行支援といったものがございまして、各地でイベントなども徐々に開催されるといった状況があって、やはり1月から3月まで戻ってきているという状況でございます。

これまではご承知のとおり、令和2年においては、これがかなり落ち込んで、コロナの感染拡大に伴って、観光動向調査でいきますと約13.2%、要するにコロナ前の令和元年と令和2年の一時期を見ますと、1割程度まで落ち込んだという時期がございます。その後、感染の拡大と収束の状況で上下いたしまして、昨年の10

月、特に全国旅行支援が始まった時期あたりから、水際対策であったり、様々な対策が緩和されていく中で、徐々に、年度後半に向けて戻ってきたというところがありまして、先ほどの1月から3月の数字につながっているような状況でございます。

【中村(泰)委員】新聞でもこの記事が出ていたと聞いておりますけれども、令和5年1月から3月期で、コロナ前と比較して2.1%減ということで、ほぼほぼ一致してきたというところがございます。

一方で、国の支援などが示された、また実施された中での数字ですので、若干そこに支援があったということは否めないと思います。

一方、今後、インバウンドがまた回復してくるなどの期待もございますけれども、観光客の推移がこれからどのように伸びていくのか、その展望についてご見解をお示しいただけないでしょうか。

【長野観光振興課長】先ほど、1月から3月までの数字を申し上げましたけれども、この中で一つだけ、外国人の旅行者につきましては、実はまだ令和元年と比べて全て戻ってきているという状況ではございません。ですので、今後、様々な形で海外からのお客様を受け入れるといった状況もございますし、やはり夏に向けての旅行需要というのも当然高まっていくものというふうに思っております。

我々は、それをいろんな形で支援をしていきたいと思っておりますが、特に新幹線が昨年開業しておりますので、そういったものをしっかり活かしながら、旅行支援といった形ではございませんけれども、後押しをしていきたいと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】インバウンドが戻らない中でマイナス2.1%まで来たというところですね。これは本当皆様の頑張りによってここまで回復してきたものだと思います。夏の対策というのもございましたし、今後、またしっかりここを、国の支援が徐々に薄まってくるとは思いますが、決して他県に劣ることのないような観光施策をお願いしたいと思います。

続きまして、クルーズ船の来航の状況でございます。先ほど、部長からのご説明にもございましたけれども、コロナ禍前の同時期と比べて約50%まで入港数が回復しているというところではございました。コロナ禍前は、実際入港される船より、入港を希望される船が多かったと。それもあって2バス化が進められているということで理解をしておりますけれども、実際入港を希望されているお客様がどれだけなのか、この実態の数字と一緒になのか、まずはそこについて確認させてください。

【高橋国際観光振興室長】国際クルーズの受入れは3月16日から再開しておりますけれども、そこから入ってきているクルーズ船につきましては、リクエストがあった部分については全て寄港につながっているというところがございます。

【中村(泰)委員】基本的に受入れに対してしっかり応えているということでございます。

県全体で50%ということでしたけれども、県南・県北それぞれあるわけですが、各港の状況について、またその何%というところでご回答をお願いできないでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】5月末までの数字でございますけれども、長崎港であればコロナ禍前と比較して7割程度の戻り状況となつてございまして、ほかの主要な港でいいますと佐世保

港、こちらは10%程度の戻りということになっております。また、ほかの離島港につきましては、こちらは逆に350%、要は3.5倍という数字になってございます。

【中村(泰)委員】かなり数字の振れ方というか、幅があるなと、それぞれ特徴があるなということがわかりました。

佐世保の方で10%、離島の方で3.5倍、特にそこについて理由といたしますか、背景をお知らせいただけないでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】まず、佐世保港につきましては、コロナ前からかなり中国から来られるクルーズ船が多かったということでございまして、平成29年には佐世保港に来るクルーズ船の98%程度が中国からのクルーズ船というところもございました。現在、中国は、日本に対する団体旅行客を解禁していません。その影響でなかなか中国からの国際クルーズが来られてないということが原因になっているのかなと思っております。

離島港につきましては、もともとコロナ禍前の2019年は2回の寄港になっておりまして、これが国際クルーズが再開した3月16日以降ですと7回来ているというようなところで、3.5倍ということになってございます。

離島港につきましては、コロナ禍においても、長崎、佐世保も含めてですけれども、誘致活動を継続的にやっております、その結果がこういった形につながってきているのかなと思っております。

【中村(泰)委員】離島については、しっかり頑張って成果を出してきたということで理解いたしました。

先ほどの観光宿泊客の件もそうですけれども、

恐らく今後、中国の動向が、相当我が県においてもかなりの影響といたしますか、中国のお客様が戻らない中でもここまできたというところがありますし、今後、中国のお客様が本当に増えてくると、もしかしたらそれを超えてくる、コロナ禍前を超えてくる可能性もあるんじゃないかと感じましたので、なかなか中国の動向はつかみづらいところはあろうかと思えますけれども、しっかり見据えて対策をお願いしたいと思います。

もう一つ、クルーズ船のところ、他県も同様な状況はあろうかと思うんですけれども、他県の港に比べてどういう状況にあるのか、何か指標があればお知らせいただけないでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】他県も国際クルーズは順次再開をしておりますけれども、その中で、長崎港については全国2位という順位になっております。1位は横浜、国際クルーズですと40回来ておりまして、長崎港は6月21日時点で39回来ていて2位ということになっております。

これはコロナ前も2位、3位といったあたりで推移していたしましたので、コロナ前ベースですっかり長崎港に対しても寄港が戻っているものと考えております。

【中村(泰)委員】欧米を中心としたクルーズで、横浜、長崎に来ていただいているということで、そこは変わらず上位にあるということで安心をしたところでございます。

先ほど、中国の話をしていただきましたけれども、ぜひとも中国のクルーズも、長崎に勝ち取っていただきたいと思えます。

続きまして、SAGAアリーナについてお尋ねをいたします。先月、佐賀駅近くのSAGAアリーナがオープンになりまして、先週の末はB'z

がライブをするという、なかなかB'zに長崎に来ていただくというのは難しいんですけど、佐賀にB'zがこけら落としで来たということで、音響がものすごくいいということで、福岡の施設よりいいんじゃないかというのも聞いていまして、これからビッグなアーティスト、ミュージシャンが佐賀でライブをするんじゃないかなということも聞いているんですけども、まずはこのSAGAアリーナの活況について、県の認識をお伺いいたします。

【江口スポーツ振興課長】 SAGAアリーナは、来年、佐賀において国体、来年から全国スポーツ大会になりますけれども、それが開催されるということで大きな施設を造られました。また、佐賀バルナーズのホームアリーナとして使うものと認識しております。

それで、SAGAアリーナの詳しい状況については、申し訳ないんですけども、データ等持っておりません。ただ、私もスポーツの関係で、まさに佐賀バルナーズと長崎ヴェルカがプレーオフもされましたので、そういった機会に足を運びまして、施設の中については見せてもらったりしているところです。

【中村(泰)委員】 なかなかまだ状況も見えてこないところがあるのかなとは思いますが、今後、松任谷由実さんとかディズニーといったイベントも企画されているようです。

長崎は、今後、スタジアムシティということで、恐らくジャパネットさんがアーティストを積極的に呼んでいかれるのかなということも聞いてはおりますけれども、そういったジャパネットさんの取組と今の状況といたしますか、それに対する県の連携についてお尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課長】 スポーツを所管して

いる部署ですので、V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ、それからそのホームスタジアム、アリーナを建設しているリージョナルクリエイション長崎と色々な機会に意見交換などをやる機会もございますので、私が知っている限りをお答えいたします。

まず、スタジアムシティの料金や広さ、床がどういったものになるのかというのがまだ明らかになっていない模様です。例えば、私たちが接触する競技団体、いろんな競技の団体がいらっしゃるんですけども、その中で室内競技をされるようなところは、やはりスタジアムが今度できるということで、そこで何らかの大会ができないだろうかということに期待して、我々にちょっと探りを入れたり、もちろんリージョナルクリエイション長崎にも直接聞いているかと思っておりますけれども、そういった料金表とか、体系がまだ明らかになっておりません。

今、リージョナルクリエイション長崎については、ホームページ上でわかる活動といたしましては、東京ビッグサイトの方で来週、eスポーツの総合展示会が開催されるみたいです。そういったものに出たりとか、また、5月にはウェルネスツーリズムということで、同じく東京で多くの事業者の方が集まるようなところ、そういったところにブースを出してアピールをすると、そういったことを今されているものと承知しております。

【中村(泰)委員】 なかなか情報が限られている中でありがとうございました。

長崎の若い人たち、自分が昔を振り返ってみても、やはりライブが長崎ではないなと。なかなか大きいアーティストが来ないなというのを感じたところでございますし、やっぱり福岡が

いいなという理由、何でなのと聞くと、「ライブがあるから」とか「アーティストがよく来るから」とかということを使う者が今でも多くいます。ですので、佐賀のこういった取組を聞くと、単純にうらやましいなと思いました。ジャパネットさんもこういった展開をされると思うんですけども、ぜひとも県も連携をしながら進めていただければと思います。

最後に、簡潔にG7についてお伺いさせていただきます。

先ほど、G7のよかった点、悪かった点、反省といったところでご答弁がありましたけれども、経済効果について、定性的でも結構ですので、何かもし出ているようでありましたらお示しいただけないでしょうか。

【松田文化観光国際部参事監】保健大臣会合に係る経済波及効果ですけれども、主催者が厚生労働省でございまして、そちらの方に確認しましたところ、経済波及効果はもともと算出をしておらず、今後も算出する予定はないと。その算出に必要な参加人員、宿泊者数も公表はされておられません。

【中村(泰)委員】わかりました。なかなか表に出てきていない数字かと思います。いろんな方が、重要な方が県内、また市内で動かされたというのは聞いておりますし、なかなか数字として出てこないのは残念ですけれども、回答として一旦承りました。ありがとうございます。

以上です。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【溝口委員】日本スポーツマスターズ2024長崎大会についてお尋ねしたいんですけども、第1回目の総会が開催をされておまして、その時、競技の種目等について、何競技ぐらいす

るようになったのかお尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課長】来年、長崎県内で13競技が開催されます。補足で申し上げますと、県内10の市町で13競技が開催されるということになっております。

【溝口委員】13競技がわかっているなら、その10市町、それぞれこの割り当てができていると思うんですけども、その辺についてはどのような形になっているのでしょうか。まだないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課長】どこで何が開催されるということにつきましては、総会を開催する前に、まずは競技団体から県内のどこであれば開催できそうなのかということヒアリングをいたしまして、ヒアリングをした結果、該当の市町に実際できますかと、この期間施設が空いていますかということをお尋ねして、それぞれ決定をしております。

【溝口委員】わかりました。それでは、10市町あるんですけども、そこにはそれぞれ実行委員会か何か立ち上げて、それぞれやっていくことになるんですか。県の方でまとめてやっていくようになるんですか。

【江口スポーツ振興課長】例年の開催方法を見ますと、市町で実行委員会をつくっているところもあるようですけれども、ほとんどが今までの分については県の方で実行委員会をつくって、それに市町、競技団体にも参画してもらうという形で、それぞれには実行委員会をつくらないパターンが多そうです。

ただ、それぞれの市町にいるんな競技がきますので、その部分の選手とかご家族といった方たちへのおもてなし、そういった部分については市町にしっかりやっていただきたいと考え

ておりまして、これからそういった方向で市町の皆さんにもお願いしてまいりたいと思っております。

【溝口委員】13競技が10市町で開かれるとわかっていけば、それをペーパーでほしいと思うんですけども、13競技に長崎県としてはそれぞれ参加をするということで考えていっているんですか。

【江口スポーツ振興課長】例年開催されているマスターズは13競技でやっておりますけれども、全部それぞれの競技に長崎県内のチームも参加するものと認識しております。

といいますのは、先ほど申し上げました実行委員会についても、13競技が開催されるということで13の競技団体が参画していただいておりますので、運営面ももちろんやっていただけるものと思っておりますけれども、参加も長崎県内のチームがしていただけるものと認識しております。

【溝口委員】それでは、13競技全て出すということであれば、それぞれに予選会とか何とかはしていくんですか。もう代表としてそれぞれの協会から出していただくということになるのか。何しろアスリートの人たちが第二ステージに出るということでしょうから、そんなに多くはないと思うんですけども、国体に出た人たちなんかもその中に入ってくるのかどうかわかりませんが、その辺についてはどのように考えているんでしょうか。

【江口スポーツ振興課長】それぞれの競技の選手の選出につきましては、それぞれの競技団体の中で予選会を開催するのか、それとも開催せずにどういった方法があるか、ちょっとわかりませんが、選手を選抜されるものと認識

しております。その部分については各競技団体にお任せしたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。では、県の方から、実行委員会の方から予選会をなさいますとか、そういう指導はしないということで、それぞれの協会に任せるとのことなんですね。

【江口スポーツ振興課長】そういうことでございます。

【溝口委員】それでは、47都道府県からそれぞれ参加をしてくると思うんですけども、参加人数、応援団も含めて、今まで開催したところが大体どのような形であったのか、長崎県としてはどのような計画をしているのか、お尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課長】大体生で数字がわかるもの、つまり大会にエントリーした選手、それから役員の皆さん方、これが一番実数としてわかるんですけども、今まで開催されたところでいきますと、大体7,000名とか8,000名ということになります。

ただ、今日の答弁でも申し上げましたように、選手だけではなくて、委員もおっしゃっていただきました家族の皆さんとか、ご友人の皆さんとか、そういった方たちもたくさん来ていただけるものと思っておりますし、そういった方たちの取り込みもしっかりやっていきたいと思っております。長崎県といたしましては1万人を目標に掲げております。

【溝口委員】それでは、1万人の方が大会で戦いが終わったら少しずつ減っていくと思うんですけども、4日間という長きにわたって大会があるわけです。その経済波及効果としてはどのように考えているんですか。

【江口スポーツ振興課長】先催県から聞いてお

ります数字としましては、7億円から8億円の経済効果があると聞いております。長崎県については、今から開催でございますので、そういったものが幾らになるのかということについては、まだ算出はできておりません。

【溝口委員】わかりました。こういう大会ができてから、もう大体20年ぐらいなるんですね。長崎県としては初めてですけれども、他県と違った形、何かを取り入れていこうとしているのかどうか、違ったものを考えているのかお尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課長】残念ながら、まだそういったことについては方針等出ておりません。この前、第1回の実行委員会を開催いたしましたけれども、今年度、3回の企画運営委員会といたしまして、実行委員会の総会から、もう一つ実務レベルで集まってどういったことをやっていくのかというのを3回にわたって話し合っていく中で、そういった特別なことというのも皆さんからお話があれば取り入れてまいりたいと考えております。

【溝口委員】初めての長崎県大会でございますので、ぜひ成功するように、皆さん方が一致団結していろんな案を出していただいて、成功裏にできるように努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【下条副委員長】私からは、観光産業の労働力確保についてお尋ねをしたいと思います。

本日の午前中、部長説明にもございましたし、先ほどの中村泰輔委員のご質問にもありました。コロナ禍から回復をしているということ、それから、相対的に日本の価格が非常に海外に比べて安くなっているというところから、インバウ

ンドも大変需要の拡大が見込めるということです。こういった話を宿泊、また飲食、交通、サービス業などの観光産業の皆様と話をしたところが、皆様が、いや、労働力が足りないんだというようなお話をされます。この観光産業に関わる労働力の不足、もしくは働き手の不足の点を県としてどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

【長野観光振興課長】観光産業界の人手不足ということでございますけれども、先般の先議の時にも予算を計上させていただいておりましたが、あの背景には、どうしても人手不足といったところがございます。

宿泊業におきましては、民間の調査によりますと全国的にも人手不足と答えているところが80%を超えるとといったような数値も出ております。私どもも長崎県内の事業所にお伺いすると、やはり大半の事業者が人手が不足していると認識されている状況です。

そういった中で、稼働部屋数を減らすとか、あるいは食事を本来は提供できるのに提供できないといったようなところもあるという状況をお聞きしておりまして、やはり人手不足に対しては県としても、今は省力化という部分でハード的な支援を行っておりますけれども、今後は団体ともいろいろお話をしながら、何ができるのか、どうしたらいいのかというのをしっかりと耳を傾けて議論していきたいと考えております。

【下条副委員長】わかりました。県としても、やはりここは問題だということ、それからできることを現場からお聞きして対応しているということだと思います。

実際、この担い手のところは非常に難しいと

思うんですよ。特に、コロナで外的な要因があって縮小した。そして、それが計画的に図った形で回復しているわけではなくて、ようやく回復してきた。不確定な、不安定な材料の中で人を雇うという状況、これにはリスクもありますし、投資に対する考え方もありますし、何より県の皆様がどのような形で支援をしていくのか、こういったところは難しいと思いますが、全体的には回復をされていていい話だと思うんですね。

長崎において、観光は基幹産業の一つです。ここが回復をしていくということは、必ず景気も回復をしていく、また人口の流出のような産業のマイナスの部分も何とか止めていく、人口減少問題にも重要な観点だと思います。ぜひとも現場の皆様の声を聞いて、適切な、的確な施策をとっていただきたいと思っています。

私はその中で、やはり皆様におかれましては、観光産業の長崎における具体的な戦略が必要だと考えています。

私は、ニューヨークの観光産業で働いている先輩とよく意見交換をします。なんで長崎は観光産業DXが進んでないのかというお話をよく聞きます。具体例を申し上げますと、ニューヨークにはシティパスと呼ばれるものが幾つかありまして、これは観光DXの最たるもので、全てスマホで予約ができて、並ぶことがなく、決済もしないで、登録をしていけば、これでどんどん中に入っていける、決済も終わるといったものですね。

例えば今、一事例を挙げましたが、こういった観光のDX、もしくは今のような具体的な長崎の戦略というものをお考えではないのか。これはひいては省力化につながるんじゃないかと思

いますが、いかがでしょうか。

【長野観光振興課長】観光のDXのお話でございます。まず、やはり来ていただいた旅行者の利便性の向上を図っていくという視点が重要なのかなと思っています。

県内では、ご承知のとおり、今、MaaSの取組が進められており、交通の予約や旅の行程を便利に最適化する仕組みも徐々にできつつあります。

九州全体におきましても、先日、九州戦略会議がございましたけれども、やはり九州MaaSということで一定交通事業者の皆様とも連携しながら、一つの大きな枠組みを作っていこうというような動きもございます。

そういった意味では、我々観光振興をつかさどるセクションといたしましても、やはりDXの視点というのは欠かせないものと思っていますし、様々なコンテンツをつくっていく中でDXの視点というのはしっかり入れながら、我々も後押しをしていければと考えております。

【下条副委員長】ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、私は、まず、観光事業者の実際の現場の声を聞いていただく、そして、適切な労働力不足に対する施策をやっていただくということが基本になりますが、もう一つ、今申し上げた観光DXの一番の観点は、お客さんの使い勝手なんですよ。ユーザーインターフェース（UI）というんですけれども、ここが一番大切なポイントだと思います。このユーザーインターフェース、インバウンドでも、また国内でも、長崎に来ていただいた方が非常に周遊しやすい、旅行を、観光を楽しみやすいというものが、それが省力化につながるとか、こ

の観点、この最後の観点はもちろん事業者が自分たちのサービスを上げるということで大切なことなんですけれども、どうしてもいろいろお話を聞いていますと、やはり利益のことを考えていったりとかする中で、先々の投資を考えていく中で、若干欠如しがちなんじゃないかというふうに思っております。ぜひとも、県の皆様におかれましては、総合的な分析や数字を持たれていると思いますので、このユーザーインターフェースを向上して、長崎がより魅力的に、回復で反転攻勢できるように、また労働力不足も対応できるようにお願い申し上げて、私の質問といたします。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時37分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、次週6月26日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時38分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月26日

自 午前 9時59分
至 午後 2時26分
於 委員会室 3

生活衛生課長 岩松 尚 君
生活衛生課企画監
(動物愛護管理センター整備担当) 荒木雄一郎 君
食品安全・消費生活課長 立石 寿裕 君
水環境対策課長 松尾 晴彦 君
資源循環推進課長 赤澤 貴光 君
自然環境課長 笹淵 紘平 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 清川 久義 君
副委員長(副会長) 下条 博文 君
委 員 溝口 芙美雄 君
" 瀬川 光之 君
" 川崎 祥司 君
" ごうまなみ 君
" 松本 洋介 君
" 坂本 浩 君
" 中村 泰輔 君
" 初手 安幸 君
" 中村 俊介 君

交 通 局 長 太田 彰幸 君
管 理 部 長 猪股慎太郎 君
乗合事業部長 柿原 幸記 君
貸切事業部長 江頭 興祐 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 大安 哲也 君
県民生活環境部次長 峰松 茂泰 君
県民生活環境部次長兼地域環境課長 吉原 直樹 君
県民生活環境課長 猿渡 圭子 君
男女参画・女性活躍推進室長 松尾 由美 君
人権・同和対策課長 石田 祐子 君
交通・地域安全課長 瀨田 次則 君
統 計 課 長 下野 明博 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【清川委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入る前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けすることにいたします。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

それでは、4月の人事異動により新たに就任した県民生活環境部の幹部職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。

【清川委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に関わる報告議案を議題といたします。

県民生活環境部長より予算に係る報告議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】県民生活環境部関係の議案について、ご説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料のうち、「令和5年6月定例会県議会 予算決算委員会 観光生活建設分科会 関係議案説明資料 県民生活環境部」の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分、報告第15号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第5号)」であります。

これは、先の2月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和4年度予算の補正を3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

まず、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算につきましては、計1億1,508万7,000円の減、歳出予算については、3ページ目になりますが、計4億8,137万8,000円の減を計上いたしております。

歳出予算の主なものにつきましては、3ページ目下段から4ページ目中段にかけて記載のとおりでございます。

続きまして、報告第15号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第5号)」につきましては、4ページ目の中段から5ページ目上段にかけての記載のとおりであります。

このほか繰越計算書報告に関しましては、令和4年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費につきましては、5ページ目中段に、令和4年度長崎県流域下水道事業会計予算繰越計算書報告及び令和4年度長崎県流域下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書報告につきましては、5ページ目下段から6ページ目にかけて、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】分科会の横長資料の23ページ、食品店における感染防止対策第三者認証事業費の1億7,650万円の減の要因について、事業概要も含めてお尋ねいたします。

【岩松生活衛生課長】飲食店における感染防止対策第三者認証事業費1億7,650万9,000円の減でございます。

まず、事業内容につきましては、飲食店における新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を図るための第三者認証制度を実施する経費に加えまして、来店者にクーポンの配布などを行いまして認証を取得した飲食店における利用促進を図る認証店利用拡大キャンペーンの経費、第一弾、第二弾と2回行ってありますが、これに係る経費でございます。

今回の減額の主なものにつきましては、第二弾の認証店利用拡大キャンペーンに参加した認証店に対する補助金の実績に合わせて1億588万5,000円の減に加えまして、認証制度の運用業

務の委託の中でまん延防止等重点措置等が発令された場合、感染拡大期に備えた業務、時短営業などが要請された場合の遵守状況の確認のための見回り、こういったものがなかったということから契約変更を行いまして6,734万2,000円を減額したものでございます。

【松本委員】第三者認証制度というものの自体が、認証店の今回のクーポン券の利用率が低かったということを伺いました。実際にクーポン券を配布したのは第三者認証制度登録店舗の何店舗のうち何店舗が登録したのか、お尋ねいたします。

【岩松生活衛生課長】認証店につきましては、4,040店舗でございますが、第二弾のキャンペーンにつきましては、そのうち3,000店舗がご参加してくれるのではないかと見込みを立てまして、そのうち実際に参加していただいた店舗については2,309店舗、想定に対しますと77%の参加率でございました。

【松本委員】4,000店舗、認証店があって、そして、これはその場で配ることができるクーポンでもあったし、プラス要素は大きいと思うんですよね。4,000店舗の中で実績が2,309店舗ということでしたから、これは委託事業でもあるので、やはり周知や制度上の何かしらのマイナスがあったので利用率が低かったと思うんですが、そちらの見解についてお尋ねいたします。

【岩松生活衛生課長】参加店舗が想定に届かなかった理由でございますが、クーポン事業でございますので、補助金が実際に認証店のお手元に届くまでに一定の時間がかかる、いわゆるツケ払いのような格好になるということで参加を躊躇した店舗がかなりあったように伺っております。

【松本委員】もう一つ、この認証制度は委託事

業で第三者認証を取っていく、委託をするんですけれども、これは令和4年度の当初から始まった事業ですけれども、目標店舗数というのが想定されていたと思いますが、そちらは何店舗だったでしょうか。

【岩松生活衛生課長】目標店舗は8,800店舗でございます。

【松本委員】当初は8,800店舗の目標で予算計上も国の補助金ということでしたけれども、実際、登録したのはその半分ほどになっているということ。そして、クーポン券を实际利用したのは、その中のさらに半分の2,300件ということで、計画の半分ということで本当に残念でもあるし、飲食店も厳しい状況の中で頑張っている中で効果というものが、もうちょっと足りなかったのかなというふうに感じます。

総括として、この感染防止第三者認証制度は、令和4年度当初、そして追加補正もしてありますが、その予算の総額と、その事業自体の減額金額の総額についてお尋ねします。

【岩松生活衛生課長】令和4年度の飲食店における感染防止対策第三者認証事業の事業費でございます。

まず、当初予算ということで2億5,710万4,000円を、併せて追加補正を、第一弾キャンペーン用として4億7,670万6,000円を、第二弾キャンペーン用としまして9月に4億5,183万1,000円の補正をお願いしておりまして、9月補正後の予算額は11億8,564万1,000円でございます。これに2月にキャンペーンの実績見込みによる補助金等の減額を2億663万6,000円。また、第二弾キャンペーンの実績による補助金等の減額、専決補正でございますが、1億7,650万9,000円、合わせまして3億8,314万5,000円の減額を行いまして、専決補正後の最終予算といた

しましては8億249万6,000円でございます。

【松本委員】 総額で3億8,000万円、4億円近い金額が減額になっているということで、この金額がもし市場に入っていれば、またさらに多くの飲食店にもプラスの要素もあったのではないかと思います。

観光の時も同じような質問をしたんですが、この減額した金額というのは、今後、活用の用途はあるのでしょうか。

【岩松生活衛生課長】 財源については臨時交付金でございますが、この臨時交付金の実績については、歳入計上課であります政策企画課が財政課に報告しております。財政課において各課の執行状況を見て県庁全体で調整するというふうに伺っております。

【松本委員】 観光の方は流用できるという形で、交付金であるのでということでした。

ただ、これが第三者認証制度というのは、もう5類に入ってますから、なかなかこの事業として使うのは難しゅうございますので、その用途を変更して、この3億8,000万円が再度、予算計上できるように、どうしても減額になった原因は仕方ないとしても、しかし、その残った金額が、いかに飲食店に有効的に活用されるか。今後も感染拡大防止のための用途として活用できるように検討をまた財政の方にも伝えて、申し送りをしっかりして締めていただきたいと思います。

以上です。

【清川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【川崎委員】 令和4年度補正予算概要、専決補正についてお尋ねいたします。

国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費であります。まず、復興工事の計画がどのような内容か、お知らせをお願いいたします。

【笹淵自然環境課長】 今お尋ねのありました国立公園雲仙八万地獄復興対策事業の全体の復興計画でございますが、八万地獄の復興につきましては、長崎県、環境省、雲仙市の連携によって進めているところでございます。

発災後、雲仙市が中心となりまして、環境省、長崎県、地元の関係者も含めて会議を開催して八万地獄の創造的な復興に向けたランドデザインというものが昨年度取りまとめられました。

ランドデザインの中では、「地球の躍動・鼓動を身近に感じられる雲仙地獄」といったコンセプトを掲げまして、自然と一体となるデザインの歩道を新たに通していく、それから、地獄の景観を眺めながらくつろげる交流テラスを新たに整備するといったことが具体的な方策としてまとめられたところでございます。

今後、雲仙市において、さらに具体的なデザインを検討した上で、土地を所管しております環境省と役割分担しながら、そうした歩道、テラスの整備を進めていくということで、今年度、環境省で八万地獄の再整備基本設計業務を実施する予定ということで聞いております。

長崎県の事業としましては、崩壊した斜面を安定化させて国立公園の景観に配慮した緑化をするといった工事を担当することになっております。

現在、工事の詳細設計と本体工事用の仮設道路の設置を並行して進めている状況でございます。詳細設計の結果を踏まえて今年の10月には工事が発注できるように準備を進めております。

全体としましては、県の工事については、令和6年6月までに斜面の安定化の対策工事を終えて、令和6年度中に緑化工事までを終える予定で今進めているところでございます。

【川崎委員】 ありがとうございます。すぐ近

くの小地獄では命を落とすような崩落があって、すぐその直後に八万地獄、観光の象徴だったエリアがあのような状況になって非常に心を痛めているところでありますので、復旧ではなく復興ですので、ぜひふさわしい事業展開をお願いしたいと思っております。

まず、確認ですけど、そこには宿泊施設に対して温泉の引き込みがそちらからあっているというふうに思っていますが、そこについては課題は残っていないのか、確認いたします。

【笹淵自然環境課長】今お尋ねのありました温泉の引き込みの課題につきましてですけれども、八万地獄の被災によって源泉が一部土砂に埋もれてしまったところもございますけれども、源泉を埋めていた土砂については撤去されて、さらに発災後に新たに湧出した温泉もあるということで、そうした源泉を活用して、今現在は各旅館、ホテル等への供給については復旧をしていて大きな問題は生じていないというふうに承知しております。

ただ、現在、新たに斜面が崩壊した場合に、ホテルですとか国道側に土砂が流出しないように土のうが置いてある状態になっておりますので、その下にも恐らく源泉があるということで、県の安定化の工事が終われば、また、その土のうを撤去して現在の状況を調査した上で今後の温泉利用を考えるということになっております。

【川崎委員】今、業務に影響はないというご説明でしたので、そこは安心しておりますが、仮設でしょうから、今後、本工事を行った時に、工事中も含めて問題がないようにご配慮いただきたいと思っております。

その八万地獄の中に、私も初めて知りましたが、爛つけという機能があって、これはまさに温泉とは別に、恐らく上水でしょう、上水を

館内に引き込むのに先人の知恵で自然エネルギーを活用した温水供給の設備ということで設置されてまして、まさにボイラー要らずでSDGsの理念にも合致する、そういったものと認識いたしております。

にわかに爛つけというのが、観光客に対して見せる装置としてどうかというお声があるのは私も承知しておりますが、復興事業の中において、この爛つけというものがどのように復興されていくのか。ぜひ観光資源として整備をしていただきたいと思っておりますけれども、見解を伺います。

【笹淵自然環境課長】今お尋ねのありました爛つけの観光への利用という観点でございますけれども、まさにランドデザインを検討する中でも再整備に当たっては、そうした地域で伝統的に行っていた温泉熱の利用方法というのを観光客の方にも積極的に見ていただいて、持続可能な地域づくりを進めている。そういったことを観光客の方にも知っていただく、それによって雲仙の価値をさらに高めていこうといったような議論が提案されているといったところでございます。

環境省の再整備に当たっての基本設計の中でも、そうした提案を踏まえて検討されるということで伺っておりますので、県としても、そうした地域の提案がしっかりと反映されるように環境省に働きかけてまいりたいと思っております。

【川崎委員】比較するのはどうかと思っておりますけれども、草津温泉には湯畑があって、そこを楽しみに来られている方も多くいらっしゃいます。その周辺には足湯もあったりしてにぎわいを見せている、そういったものであります。

そこに匹敵する云々は、ちょっと次元が違うので置いておいても、まさに先ほどランドデ

ザインのところで説明があった躍動・鼓動を感じられる復興ということであれば、この自然の恵みというところをいかに見せていくか。ジオパークのこともありますし、ここを真摯に考えていただきたいなと思っております。爛つけ設備を目指して、それを見に来ていただくというぐらい、ぜひ魅力ある設備、復興事業の推進をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、31ページの4R・ごみゼロながさき推進事業についてお尋ねいたします。

昨年度の事業概要についてお伺いをいたします。

【赤澤資源循環推進課長】4Rごみゼロながさき推進事業の件についてでございます。

この4Rごみゼロながさき推進事業につきましては、廃棄物の減量化や適正処理に関する施策を推進するというところのため、令和3年3月に策定しました「第5次長崎県廃棄物処理計画」に基づきまして、ながさき環境県民会議を中心としたゴミゼロ県民運動の展開、あるいはリサイクル製品の認定及び活用促進、それから、未来環境条例に基づくごみ捨て重点防止地区の巡回指導、それから、今年度から開始したものでございますけど、産業廃棄物のリサイクル促進に関する施設整備への助成など、県民、事業者、NPOなどが主体的かつ一体となって各種事業に取り組む事業ということで予算化しているところでございます。

【川崎委員】この名称が「ごみゼロ推進事業」、非常にいいタイトルだと思っておりますが、しかし、ごみゼロというのをどのようなところをゴールにしていくのかということがポイントかと思っておりますが、こういったイメージをされているのか、お尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】「第5次長崎県廃棄物処理計画」におきましては、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、ごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を将来像としているところであります。

将来像に向けた基本目標の一つとしまして、廃棄物発生量の最小化というのを掲げております。この中でリフューズ、いわゆる発生の抑制、リデュース、減らすということ、リユース、再使用、リサイクル、再生利用ということで、この4Rを推進していくこととしております。基本的には、この順に取り組んでいくことが大事だと考えておりますが、それでも処理せざるを得ないという場合は、適切な方法で処理をしていくということが重要なのではないかと考えております。

こうした4Rに対する意識を県民一人ひとりが自覚して実践していくということで、資源循環型の社会が構築されて、なおかつ、その状態が維持されていくということが目指す姿ではないかと考えております。

【川崎委員】最後におっしゃった県民の意識づけとありますが、そこのところは一人ひとりに持ってもらうことで随分違ってくると思うんですが、そこにはどういう働きかけを県民に対して行っているのかお尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】先ほどお話ししましたながさき環境県民会議は、行政であるとか、NPO、企業、団体、県民の方も入っておりますが、そういった方を中心として組織し、4Rを推進しているところでございます。

こういった活動団体を含めまして、PRとか、こういった形で4Rを進めていくかということの啓発活動を進めているところでございます。

【川崎委員】今の取組が、まず4Rという言葉

自体がどうなのかということもありますし、もう少しここは、非常に大事な事業だと思っているんですが、これ、強化が必要なんでしょうね。後で議案外でもいろいろ聞きますけど、そこはもう少し力を入れていくべきだと思います。啓発の仕方もいろいろあると思うんですけど、大事な点でありますので、より一層強化をよろしくお願いします。検討してください。答弁は結構です。

以上です。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【坂本委員】横長資料の第三者認証店ですね、23ページですが、先ほどやり取りがありましたので概略理解できました。

ただ、認識を1点お尋ねしたいんですけれども、この第三者認証の事業というのは令和3年度から始まりましたね、そして令和4年度、数字は先ほど説明があったとおりですけれども、去年の10月の予算決算委員会の中で令和3年度の第三者認証事業ということで出ているんですが、この時に県内の飲食店、店舗数ですね、先ほど目標に対して少し低いんじゃないかということで、それに関連するんですが、県内飲食店の8割の8,800店舗を目標として、これは令和3年度で結果的に決算が約4億円なんですけれども、その時点で3,791店舗を認証したということで約4割ちょっとなんです。先ほどのやり取りでいくと、令和4年度の3月末の専決の報告ということで店舗数が4,040件ですよ。そのうちキャンペーン参加が2,309件ということでありました。それからいくと去年の3月末時点から今年の3月末時点の1年間で、いわゆる認証を受けた店舗数が200店ぐらいしか増えてないということがあって、そんなものなのかなという感じがします。

しかも、去年の9月の第2弾の補正予算ですね、先ほどありました4億5千幾らの時点で、去年の9月11日現在で認証店舗数が4,007件、そのうちキャンペーン参加の店舗数が2,184件というふうな報告があっていて、それからすると去年の9月11日時点から今年の3月末の半年間で、認証店として受けた店舗数が33件、クーポンキャンペーンの参加が125件ということで、ほとんど増えてないなというような感じがして、そこら辺の理由というのかな、それを教えてください。

【岩松生活衛生課長】今、委員からご指摘がありましたように、認証店の参加店舗数自体は、年度が進むにつれて認証率がなかなか上がらないといった状況がございました。これは令和3年度につきましては、認証を受けるために必要な二酸化炭素濃度の測定器ですとか換気扇ですとか、そういったものに対する導入補助が10万円あったんですけれども、それがなかった。意欲のある飲食店さんは、わりと早めに認証を取得していただいた状況がありました。

あと、皆さん方ご存じのように、認証点であればパーテーションなんかを置いていただく必要とか、大皿の料理の提供を控えてくださいねとか、こういったことがお店の営業上の支障になるとお考えになられた店舗が一定数あられて認証店の数が増えてこなかったのかなというふうに思っているところでございます。

【坂本委員】わかりました。そしたら、もとの目標ですよ。県内の店舗数の対象となる約8割の8,800店舗と。これをどっちかというところ修正して、もう少しクーポンキャンペーンの参加だとか、それ以外のところの中身を充実させるような、そういうふうの方針転換してもよかったのかなというふうな感じがしているんですけど、そこら辺、全く検討されなかったんです

かね。

【岩松生活衛生課長】目標店舗の数の立て方でございますが、令和3年度に認証事業が始まる時に客席のある飲食店が県下で約1万1,000件ございました。飲食店における感染防止対策でございますので、一定数の参加があれば十分な感染防止対策になるのかなということで8割を目標にやっというということで目標を立てたところですけども、これを途中で目標数を引き下げるのはいかなものなのかということで、実績が伸びずに非常に悩んだところではあるんですけども、目標については、従前どおり8,800件でいこうということになったような状況でございます。

【坂本委員】そこらあたり、判断として難しいところもあったんじゃないかなと思いますけれども、ちょっとやっぱり令和3年度と令和4年度の2年間かけたこの第三者認証事業なんですけれども、これで随分と助かったといえますか、飲食店もたくさんあると聞いております。私も議員として働きかけもしてたんですけど、どうしても最初から、いや、そこまでできないという、そういう声も結構いただいている、そこら辺、もう少し早めに担当課の皆さんと相談しながら、せっかく国庫事業でできた分ですから、すればよかったかなというように思いますけれども、内容的には理解をいたしました。

それから、すみません、別件で2点、横長資料の29ページですけども、水道普及費が、これは生活基盤施設耐震化等交付金事業費ということで、減額補正が6,300万円ということでちょっと大きいんじゃないかなという気がしました。例えば、前年度と比較して例年大体これくらいなのか、あるいは令和4年度は何か事情があったというふうな例年より多かったのか、そこ

ら辺をお聞かせください。

【松尾水環境対策課長】まず、6,300万円の減額補正の件ですが、主な減額の理由といたしましては、具体的に申しますと、まず、水道の管を埋めた後に舗装の復旧とかをやるわけですけども、その舗装の復旧に対しまして、普通、道路の真ん中とかちょんまげみたいな形で舗装が残るんですけども、そこだけを補強するのではなくて、全面を舗装するというふうな形で道路管理者にお返しするというのが一般的です。

今回、そこだけで約2,000万円ぐらい減額しております。それはなぜかといいますと、道路管理者と協議をして全体を直さなくても、その部分だけ直しておいていただければ、その後、改良工事とかでもう一回舗装し直す可能性があるのも、その部分は要りませんよということで、それが一つ、2,000万円ぐらいの減額になっております。

もう一つが、諫早市内の工事になるんですけども、40年以上経過した水道管の更新工事を行うということで、当初、送水管の84件ほどしておりました。しかし、4件のうち2件が入札不調となりまして、年末までに2回ほど追加でまた入札を行ったんですけども、それでも落札者が決定せず、年度内執行が困難であったということで事故繰越を回避するため減額とさせていただきます。これが約1,800万円になります。

もう一つが壱岐市であったんですけども、壱岐市で経営の効率化を図るために遠隔操作システムというものを整備する予定にしておりました。それを積算をするわけですけども、発注前に部品の見積り等を取らなきゃいけません。それでメーカーさんから部品の見積りを取ろうとしましたら、メーカーさんの方から、電気製

品とか半導体の部品とかがたくさん入っている
ので年度内に納品はできませんよということで、
見積りの段階で断られたという事態があったも
のですから、これも事故繰越を回避するために
今年度に再度発注するというので返納してい
ただいております。それが約1,800万円くらいご
ざいまして、全体を合わせますと6,300万円とい
うことになります。

【坂本委員】わかりました。ありがとうございました。

例年に比べて、6,300万円の減額補正というの
が比較的多いのか少ないのか、そこだけ再度お
尋ねいたします。

【松尾水環境対策課長】今、資料がないので、
ちょっと調べさせていただけますか。すぐ調べ
ます。

【坂本委員】後ほど教えていただければと思い
ます。

引き続き、同じ横長資料の33ページです。こ
れ、自然環境課になると思うんですけども、
県有施設等災害復旧費5,000万円に対して
3,500万円の減額というふうなことで、現年、過
年というふうな災害復旧費ですけども、この
中身は、先ほどのやり取りの中身なのか、中身
を教えてください。

【笹淵自然環境課長】これは毎年発生する大雨
ですとか、そういった災害が発生した時に素早
く復旧工事ができるように要求しているもので
して、八万地獄については、別のものになり
ております。

現年災害について、災害が発生してからの予
算要求となると、復旧工事が遅れてしまうので、
あらかじめ3,000万円の予算を確保してあり
ましたが、昨年度は大きな災害等が発生しな
かったので、その分を減額しているものになり
ます。

【坂本委員】わかりました。これは残るとい
うことは幸いなことかもしれないですけども、
近年で例えばこういった事業に主に使ったとい
うのが報告できますか。

【笹淵自然環境課長】近年でございますと、令
和2年の台風災害で五島の西海国立公園の自然
公園施設が破損したりですとか、歩道が土砂で
流れてしまったりですとか、そういったところ
が災害としてありました。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【松尾水環境対策課長】先ほどの坂本委員の昨
年度の状況についてご説明いたします。

昨年度が交付金と補助金を合わせまして13
億8,600万円の事業費に対しまして、水環境対策
課の予算に関係があります交付金につきまして、
4,204万円を減額補正しております。

【中村(泰)委員】横長資料の統計課の点で1点
確認させていただきます。

横長資料の21ページの移動理由調査事業費
でございますけれども、こちらが大体35%ぐ
らいの減額となっておりますが、この理由につ
いてお尋ねいたします。

【下野統計課長】移動理由調査事業費の減額に
ついてご説明させていただきます。

令和4年度の当初予算といたしまして506万
2,000円を計上させていただいております。そ
れに対しまして今回の専決で180万円の専決を
お願いしております。結果として、最終予算額
といたしまして326万2,000円でございます。ち
なみに、これは昨年度、令和3年度から取り組
んでいる事業でございますけれども、令和3年
度の最終予算額が285万6,000円ございま
した。

この減額の理由につきましては、まず、入力
業務、これは外部委託しておりますけれども、

こちらの分の見積りないし入札の時の入札減でございます。その部分で減額になった部分と、あとアンケート用紙を県で印刷して市町にお配りしておりますけれども、この枚数が当初の見込みよりも少なくなったこと。あと、私どもも市町の方に定期的に伺うように予定をしておったんですけれども、令和3年度、令和4年度もコロナの影響もございまして、オンライン会議に切り替えたということでの旅費の減等々によりましての減額でございます。

そういうものを含めまして令和3年度、令和4年度の実績、あるいは令和4年度の途中の経過も踏まえまして、ちなみに令和5年度の当初予算につきましては約330万円を計上させていただいておりますので、実績といたしましては、例年300万円前後で事業を執り行わせていただいているという状況でございます。

【中村(泰)委員】内容はわかりました。事業をやれなかったというより、うまくコストダウンができたということを感じました。ただ、例年300万円ぐらいできていたものを、なぜ令和4年度は500万円で予算を申請されたのか、そこが気になりました。

【下野統計課長】令和4年度の予算を計上させていただく時期が、令和3年度の半年ほど経過した時期でございましたので、その時点ではそこまでの減額が見込めなかったものですから、令和4年度につきましては令和3年度とほぼ同額の予算を計上させていただいたと。ただし、結果といたしましては、令和3年度が先ほど申しましたような減額がございまして、令和4年度の途中経過を見ましても、令和3年度並みの執行状況でございましたので、令和5年度につきましては、先ほど申しました330万円ほどで予算を計上させていただいたということござ

います。

【清川分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

報告第1号のうち関係部分及び報告第15号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、県民生活環境部長より所管事項の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】「観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたします議案はございませんので、議案外の主な所管事項についてご説明をいたします。

2ページをお開き願います。

（ながさきプロボノチャレンジ推進事業につ

いて）

去る5月25日、特定非営利活動法人サービスグラントと「ながさきプロボノチャレンジ推進事業に関する連携協定」を締結いたしました。プロボノとは、民間企業等の人材が職業上有している専門的な知識や経験、ノウハウなどをボランティアとして提供する活動であり、本協定により、サービスグラントと相互に連携・協働してプロボノを実施することで、県内のNPO等が抱える運営上の課題解決につなげるものであります。

県としましては、今後、プロボノの実施による支援や、プロボノの普及・活用促進によりNPO等の運営基盤強化と地域課題の解決に向け、取り組んでまいります。

（男女共同参画の視点からの防災について）

去る5月28日、対馬市峰町の峰港用地で、大雨や地震・津波災害等を想定した総合防災訓練が行われ、避難所設置訓練において、男女共同参画の視点からの避難所の運営に関するパネルや様々な備品・物資の展示等を初めて実施しました。

また、今回の訓練では、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画及び災害から受ける影響やニーズの男女での違いに配慮した取組の必要性の周知と併せて、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等に対する住民意識の高揚が図られたものと考えております。

今後もこのような訓練を重ね、男女共同参画の視点に立った防災の取組を促進してまいります。

4ページをお開きください。

（地球温暖化対策の推進について）

県では、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの

排出抑制のための各種施策に取り組んでおります。

今年度からは、県有施設へ太陽光発電設備を導入するとともに、公用車を電動化し、その発電した電力で走行させるなど、行政自ら率先した取組を行い、その手法を県民や事業者等に周知し活用していただくことで、県全体の脱炭素化を推進してまいります。

また、最近の世界的な気候変動や国の動向等を踏まえ、温室効果ガスのさらなる削減や、再生可能エネルギーの導入を加速することを目指し、今年度、実行計画の見直しを行うこととしております。

今後とも、県民の皆様や市町など関係機関と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

（国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について）

県では、令和3年8月の大雨により被災した雲仙温泉地区において、国及び雲仙市と連携して災害復旧・再生に取り組んでいるところです。

現在、崩壊した八万地獄の上部斜面を安定させるための工事に必要となる詳細な測量調査・実施設計業務を進めており、今年度秋以降に工事に着手する予定です。

また、併せて本体工事を円滑に進めるため、9月完了を目指して工事用の仮設道路設置を進めております。

引き続き、関係機関と連携して、雲仙温泉地区の早期の災害復旧及び活性化に向けた取組を着実に進めてまいります。

このほかご報告いたしますのは、2ページから人権尊重の社会づくりの推進について、交通安全対策の推進について、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタ

ル改革～」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

続きまして、「観光生活建設委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページをお開き願います。

（長崎県動物愛護管理センター（仮称）の整備について）

昭和51年に大村市に設置されたアニマルポートながさきについて、老朽化や狭隘化などの課題解決を図るため、新たな施設整備の検討を進めているところであります。

検討に当たっては、本年1月に学識経験者や動物愛護ボランティアなどで構成する「長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会」を設置し、これまでに4回の協議が行われております。

検討委員会においては、飼養室や哺育室といった収容施設、診療室や手術室といった治療・健康管理施設など、動物愛護センターに必要とされる機能や規模を検討した上で、整備場所について、機能・規模に応じた土地の広さや交通の利便性等を踏まえた候補地を選定し評価が行われております。県としては、こうした検討結果を踏まえ、今般、施設の整備場所を大村市にある県工業技術センター隣接地のグラウンドとすることに決定いたしました。

今後は、民間活力の導入も検討しつつ、新たな施設の基本計画策定などを進めていくこととしており、引き続き、施設の整備推進に努めてまいります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及

び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【猿渡県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年2月から5月までに実施したものとなっております。

説明に入ります前に、資料記載の補助金内示額一覧表、直接補助金に誤りがございましたので、資料の差し替えを行っております。ファイル名に「差し替え」とある方をご覧ください。

資料3ページの7行目、「長崎県フードバンク活動支援事業補助金」以降9件の県内示額について、差し替え資料に記載した金額が正しいものとなっております。訂正してお詫び申し上げます。

改めまして、資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施します個別事業に関し、市町等に対して内示を行った補助金であります。

直接補助金の実績については、2ページから4ページに記載のとおり、令和5年度大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金など計26件となっております。

また、間接補助金の実績につきましては、5ページから6ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金、計19件となっております。

次に、7ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況でございますが、記載のとおり計10件となっております。

なお、8ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、11ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、「基本的人権・信教の自由を守る長崎県民の会」から要望のありました1項目であり、県の対応につきましては記載のとおりであります。

次に、13ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関については、上段に記載のとおり、長崎県環境審議会、長崎県環境影響評価審査会の2件、また、私的諮問機関等については、下段に記載のとおり、長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会など10件を開催しており、会議の概要については、14ページ以降に記載のとおりであります。

続きまして、去る6月上旬に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、県民生活環境部関係の実施結果をご説明いたします。

資料、「令和6年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

県民生活環境部におきましては、最重点項目、国営諫早湾干拓事業、重点項目、離島地域に係る燃油価格の格差是正など9項目について、環境省をはじめ、厚生労働省、経済産業省、国土交通省に対し、部長、次長、担当課長により要望を行いました。

このうち、国営諫早湾干拓事業につきましては、事業アセスに掲げた水質改善について、環境省総合環境政策統括官ほかに要望を行い、これに対し、「環境省としては、アセスに対する意見を求められる立場であり、要望については、事業主体である農林水産省にしっかり伝えたい」との回答がありました。

また、海岸漂着物対策でございますが、回収・処理等に要する財源の確保などについて、環境省水・大気環境局長ほかに要望を行い、これに対し、「引き続き予算を確保したい」との回答をいただきました。

さらに、鳥獣被害防止対策の強化につきましては、環境省自然環境局長ほかに要望を行い、これに対し、「今後も引き続き予算確保に努めていきたい」との回答がありました。

いずれの項目も、提案・要望の施策内容について当方の説明に傾聴いただくとともに、有意義な意見交換をさせていただきました。

以上が県民生活環境部関係の実施結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、生活衛生課企画監より補足説明を求めます。

【荒木生活衛生課企画監】補足説明資料1ページをご覧ください。

長崎県動物愛護管理センター（仮称）の整備についての整備場所の概要についてご説明します。

整備場所につきましては、大村市が所有されている長崎県工業技術センター隣接のグラウンドとなります。

整備場所の決定に当たりましては、先ほど、部長説明にもございましたように、検討委員会において、まず、施設に必要な機能と規模を検討いただいた上で、整備場所について、その機能、規模に応じた土地の広さや、空港やJR、高速道路から近いといった交通の利便性のほか、動物の鳴き声や臭い、殺処分や焼却といった業務の特殊性、譲渡会や啓発イベント開催時の集

客の可能性といった観点から評価いただき、その結果を踏まえ、県において総合的に判断し、決定したところであります。

概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

それでは、具体的な位置についてですが、地図をご覧ください。

地図の中央下ほどに高速道路の大村インターがございますが、このインターをおりますと、地図左側の国道444号線に合流します。その合流する交差点を右折し、山側へ2キロほど進んでいただいた右手側の道路に面したところがございます。

周辺は、工業団地となっており、民家はほとんどなく、近隣には長崎県環境保健研究センターや長崎県建設技術研究センターなどの県関係施設があるような場所となっております。

資料の2ページ目には、現地の写真を掲載しているところでございます。現在は写真のようにソフトボールができるようなグラウンドとなっているところでございます。

以上で長崎県動物愛護管理センター（仮称）の整備についての整備場所の概要についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。事前に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 次に、政府施策に関する提案・要望の実施計画について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【松本委員】 動物殺処分ゼロについて質問いたします。

県では、令和5年4月に「長崎県動物愛護及び管理に関する条例」を制定されまして、この条例の第4条に、「県は、殺処分がなくなることを目指し収容した動物の譲渡を推進することその他必要な施策を実施するよう努めるものとする」とありますが、実際、動物の当県における殺処分は、全国でも最も多い状況であります。

この解決策として、県が動物殺処分ゼロに向けた具体的な取組を定めたロードマップを作成するというにしておりますが、その内容についてお尋ねします。

【岩松生活衛生課長】 動物殺処分ゼロに向けたロードマップでございますが、令和11年度に動物殺処分ゼロを目指しまして、この達成のために大きく3つの柱、まず、入り口対策として収容数の削減、出口対策として収容動物の譲渡推進、この両輪に加えまして市町や県民の参加と連携強化を図ってまいることといたしております。

具体的には、収容数の削減については、令和3年度を基準年といたしまして、この年が収容数1,600頭余りの動物を収容しておりますが、今

年度は960頭を目標といたしまして、ロードマップの終期、令和11年度には340頭まで収容数を減じてまいりまして、この全てを譲渡することで殺処分ゼロを達成しようという計画でございます。

収容数を減ずるためには、例えばですが、地域猫に対する不妊去勢の数の増加でしたり、あと、譲渡推進については、今までなかなか譲渡に結びつかなかったような幼弱な動物について、ミルクボランティアさんと連携しながら譲渡可能な月齢になるまで飼育をして譲渡につなげていこう。また、市町や県民、もちろんボランティアさんも含まれますが、こういった方々と連携強化ですとか、よく問題になります多頭飼育の問題解決に向けて福祉部局との連携、こういったことにも取り組みながら、令和11年度には動物殺処分をゼロにしたいということで計画しているところでございます。

【松本委員】 令和11年度と期限も決めて、そして具体的に数字目標も入れて資料を提示されたのは評価するところであります。

ただ、実際にロードマップの中で、例えば野良猫の数を減らすために不妊化の取組を広げるとか、譲渡会に関しても、実際、実務をするのはほとんどボランティアの方々なんですね。もちろん獣医師の方々も不妊治療をされるんですけども。

今、県内にボランティアの団体はどれくらいあって、そして、具体的に連携がどれくらい今できているのか。そして、それをこれからどう推進していくのか、お尋ねします。

【岩松生活衛生課長】 お尋ねの動物愛護に関する県内のボランティア団体ですけれども、登録団体ということで当課が把握しているのが50団体でございます。また、これに加えて保健所、

動物管理所と連携しながら活動を行っていただいているボランティアさんも多数おられようかと思っております。

現在の連携状況ですけれども、知識や経験が豊富なボランティアさんを動物愛護推進員ということでお願いをしまして、県内各所で譲渡会ですとかミルクボランティアの取組、啓発活動、動物愛護フェスタでの連携、こういったものを図っているところでございます。

今後、委員おっしゃられましたように、ボランティアさんの協力なしでは殺処分ゼロを達成することは到底できないと思っておりますので、ミルクボランティアさんに対する支援ですとか、経験豊富なボランティアさんを動物愛護活動が広がるようにいろんな場所に派遣するといったような連携をより強化してまいりたいというふうに考えております。

【松本委員】 先ほど補足説明にありましたとおり、令和9年の供用開始を目指し、大村に長崎県動物愛護管理センター（仮称）の整備を計画しております。こちらが今後のゼロに向けての拠点になると思うんですね。

もちろん、こちらはあくまでも愛護管理センターであって、殺処分をするところではありませんので、実際にボランティア団体の方々の活動の拠点にもして、実際に建物もPFIで建てる計画ですが、委託管理とかも、やはり民間活力の導入という意味では、県だけではできないところがあるので、ボランティア団体に管理センターで委託業務をお願いするとか、具体的な取組も求められていくと思うんですが、そちらのお考えはいかがでしょうか。

【荒木生活衛生課企画監】 委員ご指摘のとおり、ボランティアとの連携、ボランティアの協力というのは、必要不可欠と考えております。

今後、動物殺処分ゼロを目指して飼養動物の譲渡を推進していくにあたっては、市町やボランティア団体と連携して一緒に取組を進めながら、センターを拠点として、今後、こういった連携ができるのかについても引き続き検討してまいりたいと思います。

【松本委員】 県内に50近く団体がありますけど、それぞれの規模はもう小さかったり大きかったりして、それを県全体で50団体をしっかりとまとめて、そして、県全体の動物愛護団体として委託していくことによってスケールメリットも出てくると思うんですね。

実際のところ、県でできるところというのは、そういったつなぐ役割、旗を振る、市町に対してももちろん協力要請もしていかなきゃいけないと思います。

実は議員になりたての時に愛護団体の方から陳情を受けて、大村にあるアニマルポートが、前は「畜犬管理所」という名前であって、ひどく暗いところに、しかも、ごみ処理場の隣にあって、県の担当者の方も譲渡に全く協力してくれないと。ボランティアでやっても、なかなか譲渡が進まなくて殺処分が進んでいくことを1時間以上、こんこんとご相談を受けました。

この状態に対しての行政の在り方というもの、命ですからしっかり考えなきゃいけないと思うし、教育でも、やはり子どもたちに対して命、動物の命の大切さというのも伝える、社会全体で対応していく必要があると思うんですね。

今回、新たに令和9年度に供用するというところで、一つのゼロに向けてのロードマップはできました。しかし、その具体的な中身を詰めていくのはこれからでありますので、しっかりと連携して取り組んでいただきたいと思います。

次に、女性活躍推進について質問をいたしま

す。

ジェンダーギャップについて、報道等でも日本が146か国中125位という状態で、くしくも昨日、日光市でG7の男女共同参画女性活躍担当大臣会議がありましたが、このG7の中でも日本は最下位、その上がイタリアの79位ということで、行政として女性活躍推進に対して具体的に動く必要があると思っております。

本県におきましては、ながさき女性活躍推進会議を組織しておられて、予算も計上して、企業における女性の活躍の場を広げる取組を官民一体となって実施されてますが、会員数と事業内容についてお尋ねします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 ながさき女性活躍会議の趣旨に賛同していただいている企業、団体、自治体は、令和5年5月末現在、360あります。

事業としては、企業経営者に対して女性活躍が重要視される背景を理解していただくことを目的とした経営者セミナーや、女性活躍企業の表彰、それから、管理職登用に向けた女性人材育成講座などを実施いたしております。

【松本委員】 360の企業が登録しているということですが、この登録していることやセミナーが本当に実際、長崎県の中で女性の活躍に具体的に成果につながっているのかというのがなかなか見えないと。やっぱり登録して終わりになっているのではないかと、実際どこで女性が活躍しているのかというのが目に見えているところではありませんし、実際している企業はよくやっというところだと思いますけど、そこを表彰するだけで、果たして本当に広がっていくのかなというところに疑問を持ちました。やはりもう一歩踏み込んだ具体的な女性活躍推進に向けての取組が必要だと思っておりますが、ご見解をお尋

ねします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】会員登録していただくと、各種セミナーの案内や制度改正などの情報提供が受けられ、また、積極的に取り組んでいる企業については、ホームページや新聞、雑誌などで紹介されるほか、自社のホームページ等でもPRできることになっております。

また、県内大学生に女性活躍の意義を学んでいただき、県内企業で働くイメージを持っていただくことを目的として開催しているセミナーの講師に女性社員を派遣していただいたり、職場環境の見学や女性社員との交流を実施する企業見学ツアーの訪問先に選ばれることで、女子学生に自社の取組を知ってもらうことにもつながっております。

今後も、女性活躍企業のメリットが見える化することで会員数の拡大を目指してまいります。

【松本委員】キャリアアップに対しての女性の学生時代、就職する前から、教育の段階から、憧れであったり、ライフスタイルが様々多様化しておりますが、まだ働いてない状態から活躍している女性の生の声を聞く、そして、どうやってスキルアップしたかというのをお伝えすることは非常に大きな意味があると思うんですね。就職してしまってから、その場の中で考えることはなかなか難しいところもあると思うんですけども、そういった意味で県内の女子大生、女子高生の方々に対して、県内企業が率先することは、女性の県外流出を抑えることにもなっていくと思うんですね。そういった具体的なことをしていただきたいと思います。

キャリアアップという意味では、実は、私の両祖母が県議会議員で、実際、祖母同士が見合いをさせて私が生まれたんですけども、その

時代に女性の権利というのはすごく大変で、父方の祖母は、実は祖父が浪人中で、祖父を食べさせながら4人の子どもを育てて県議をしていたという話を父から伺いました。

時代は大分変わって女性も働きやすくなっておりますし、実際、女性でもキャリアアップされた方はたくさんいらっしゃいます。その方の実績とか、自分でやった話というのを、まだ経験してない方に伝えることによって、それが一つの憧れや自信にもつながると思いますので、そういった県内でキャリアアップされた方の声をぜひ伝えていただきたいと思います。

それと同時に、やはり出産、育児、子育てというのが、一つのキャリアアップの中の障害になっていきますし、国として出生率を上げることにも求められているという意味では、非常に就業支援が大変だと思います。活躍したくてもできない環境にいる女性もいると思いますが、そういった方々の相談への対応はどのようになっているのでしょうか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】女性の就業についてワンストップで支援するウーマンズジョブほっとステーションを設置しまして、主に再就職についてのアドバイスや職業訓練の紹介などを行っております。

令和4年度の相談者数は延べ1,022名で、就職決定者は217名となっております。

相談の内容としましては、自分に合う働き方や仕事は何かということや、履歴書などの書類の作成についての相談が多いと聞いております。

【松本委員】様々な相談があって、一步踏み出せない方々のために相談窓口を設けて、令和4年度は1,304人が来所され、217名が就職されたというのは、大きな成果があると思っております。

もう一つ大事なことは、母子家庭など様々な福祉的な状況で支援を必要とする場合もあると思うんですが、女性の相談がきた時にワンストップで様々な違う部署にも、縦割りではなくて支援していく体制づくりというのも大事だと思うんですが、そちらの福祉的な対応はどのようになっているのでしょうか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】ウーマンズジョブほっとステーションにつきましては、長崎県人材活躍支援センター内に設置いたしまして、若者や中高年を対象とした就業相談コーナーや、ハローワークと連携しているところであります。また、福祉関係の相談があっても、ひとり親家庭等自立促進センター「YELL(エール)ながさき」と相互に連携を取り合っただけでワンストップでの対応ができています。

今後も、各支援窓口と連携して、就業を希望する女性に寄り添った支援をしてまいりたいと考えております。

【松本委員】オンライン相談や、先ほどからありますウーマンズジョブほっとステーションなどは、本当に寄り添った支援だと思いますが、一番大事なのは周知だと思うんですね。どこまで県内の女性の方々にそれが伝わっているか。まだ知らなくて苦労されている方が今もいるかもしれません。その方にどうやって届けるかというのは、やっぱり市町の理解協力も必要だと思いますし、社協とか様々な支援をしている団体等と連携して、こういった窓口がありますよと。しかも、これは長崎市にしかありませんし、この1件だけがどうなのかなというふうに思います。県央や県北にないことに対する対応も、あくまで窓口でございますから必要だと思います。そういったことも含めて今後積極的に取り組むことを要望して、質問を終わります。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【川崎委員】食品ロス削減についてお尋ねいたします。

まず、県内の状況ということで、食品ロス削減推進法が令和元年10月に施行され、本年はちょうど5年目を迎えるわけでありまして、全国と本県の食品ロス削減状況についてお伺いをいたします。

【赤澤資源循環推進課長】全国については、先般、令和3年度の状況ということで523万トンの食品ロスが発生しているというふうな発表があったところでございます。

ちなみに、全国の食品ロスの発生量につきましては、令和元年度は570万トン、令和2年度が522万トンということで、令和元年度から2年度にかけて48万トンが削減されているという状況でございます。

本県の食品ロスの状況につきましては、令和3年度分が未算定ですので、令和2年度までという形で回答させていただきますが、県内の状況につきましては、令和元年度が5万3,129トンに対して令和2年度が4万7,862トンということで、1年間で5,267トンの削減という形になっております。

1人1日あたりの食品ロスの発生量では、令和2年度が全国で113グラムに対して本県は98グラムということで、全国よりは発生量が少ないという状況でございます。

【川崎委員】削減の傾向になっているということは承知いたしましたが、掲げた目標についての達成状況はどうか、お尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】本県では、令和3年3月に令和3年から令和7年までを計画期間とします食品ロス削減計画を策定しております。この中で令和7年度の目標値として、1人1日あた

りの食品ロスの発生量を98グラムにしようということで目標値を設定しているところでございます。

先ほど申し上げましたように、本県の令和2年度の1人1日あたりの食品ロスの発生量は98グラムということで、令和7年度の目標値と同じ数字になっているところでございます。これは食品ロスの削減に対する県民の意識の高まりということで、家庭からの食品ロスが減少している一方で、コロナ禍ということもありましたので、一時的に外食産業からの食品ロスが減少したということも一因となっているのではないかと考えております。

【川崎委員】各自の意識改革については、すばらしいことではあります。今お話があったように、達成はできているものの、コロナ禍の消費が縮小している段階ということでありましたので、まさにコロナ禍が明けて平時を取り戻そうとしている中、外食等の消費活動が活発化してくると考えます。

そういった中において、おのずと食品ロスも増加していくというふうには考えられますが、削減に向けてどう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

【赤澤資源循環推進課長】先ほど申し上げましたように、コロナ禍による一時的な減少ということが当然あり得ると考えております。したがって、今後、アフターコロナの外食産業からの排出抑制ということで、会食後の乾杯後30分間、終了前10分間を自席で料理を楽しむという、いわゆる3010運動、こういったものを推進しているところでございます。

そのほかにも食品ロスの削減を推進するために10月の食品ロス削減月間を中心にしまして、テレビCMなどによる周知啓発を行うほか、小

中学生を対象としました食品ロス削減ポスターコンテストといったものを開催することで意識の醸成を図っていく。そのほか、企業等からの未利用食品の有効活用ということで、先般ご審議いただきましたとおり、フードバンク活動団体への活動支援ということのほか、マッチングの支援、そういったものに取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】地道に取り組んでいただくことが大事かと思いますが、外食産業がこれから伸びてきます。先ほどの3010運動も、自ら意識しながらやっていかないといけないんだろうなというふうに思っております。しっかりと今から見据えていただいて、より啓発をお願いできればと思っております。

次に、リサイクルについてお尋ねいたします。

まず、このリサイクルということに対する県の基本的な考え方についてお伺いいたします。

【赤澤資源循環推進課長】リサイクルに対する基本的な考え方につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、こういったいわゆる4Rを推進し、基本的にはこの順に取り組んでいくことが非常に大事ではないかと考えているところでございます。

一方で、リサイクルについても当然進めていく必要があるかと考えております。例えば産業廃棄物を活用してリサイクルの推進ということで、今年度から産業廃棄物のリサイクルを促進するために産廃のリサイクルの施設整備に向けた助成を開始したところでございます。

こういった形で限りある資源を有効に活用するためには、廃棄物を新しいものに再生し利用するというリサイクルについては重要なものであって、資源循環型社会の形成に大きく寄与す

るものではないかと考えております。

【川崎委員】少し絞って質問いたしますけど、文書ですね。県庁内の廃棄文書の処分の状況についてお伺いいたします。

【吉原次長兼地域環境課長】県庁内の廃棄文書につきましては、令和3年3月に策定しました「第5次県庁エコオフィスプラン」に基づいて、県の事務事業において発生した紙ごみなどの廃棄物については、減量化や資源化に努めること。また、その中でも機密文書については、リサイクル処理への転換に努めることにしております。

本庁の公文書については、機密文書リサイクルによる処理を行っており、また、それぞれ職員個人が管理する私文書につきましては、シュレッダーで裁断処理し、全量がリサイクルされていると当課では認識しておりましたが、今般、一部の所属におきまして焼却処理を行っていることが判明したことから、6月22日に廃棄文書のリサイクルの徹底を要請したところでございます。

廃棄文書のリサイクルが徹底されておらず、また、そのことを把握できていなかったことにつきましては、反省しているところであり、今後、廃棄文書のリサイクルを徹底してまいります。

【川崎委員】時間がたてば人も当然入れ代わり、人事異動もあり、意識については改めて年度の初めに確認をしていかないと、そういったことも起こるんだろうというふうに思っております。

今のご答弁は知事部局の範囲と承知いたしておりますが、これは県の取組といたしましては、教育委員会あるいは警察本部、こういったところも同じ視点に立って取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、しっかりと働きかけていただきたいと思います。見解を伺います。

【吉原次長兼地域環境課長】先ほど答弁いたしましたとおり、教育庁、県警本部、これらの出先機関、また県庁の地方機関に対しましても、要請の文書を発出しているところでございます。

廃棄文書の処理状況につきましては、委員ご指摘のとおり改めて詳細な調査を行い、廃棄文書のリサイクルを進めるよう、関係機関、所属へ働きかけてまいります。

【川崎委員】委員会の前に県警、そして教育庁、各々この取組についてお伺いをいたしました、ちょっと残念な結果なんですね。今の通達というのが、ちゃんと意識されているかということ、決してそうじゃないように感じました。ここでこの話をしてもどうかと思いますけど、もう一度そこは確認をしていただきたいと思います。

教育庁に至っては、令和3年はリサイクル率は55%、令和4年は下がって46%ということで報告をいただいております。つまりリサイクルされてないというのは焼却に回ってるんですね、つまり地球温暖化対策に逆行するような。

理由は、リサイクルはコストがかかるということのお話をされておりました。コストがかからないようなやり方ということで焼却ということになっているんでしょうが、それが地球温暖化の促進をしているということから、コストというかけ方に対する意識についても、しっかりと検討、確認をしていただきたいと思います。当然、コストを下げることについてはいいことだと思いますし、異論はないんですが、それが地球を傷めて、そして、それが様々な気候変動が起こって、災害が起こって、なおコストがかかると。まさに地球規模で考えていかないといけないんでしょうが、まさにそこが自分たちの足元からしっかりとやっていくことが、まずは大事だと思っております。

地球温暖化対策について、「行政自ら率先した取組を行い、その手法を県民や事業者等に周知し活用していただくことで、県全体の脱炭素化を推進してまいります」という部長説明もありました。この決意からしっかりと範を示していただきたいと思っております。徹してリサイクルに努めてほしいと思っておりますが、部長の決意をお伺いします。

【大安県民生活環境部長】今回、委員ご指摘がありましたとおり、県庁の文書廃棄においてリサイクル処理が徹底されてなかったこと、また、把握ができてなかったこと、まずはここについては大変申し訳なく、反省しているところでございます。改めて、リサイクルをまずは徹底していくという形で取り組んでいきたいと思っております。

リサイクルの推進は、まさに限りある資源の有効活用になりますので、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画においても、廃棄物の排出抑制、また、リサイクルの推進などの適正な処理を重要なものとして位置づけております。

また、リサイクルについては、県民の皆様、事業者の皆様と行政が一体となって取り組まなければいけない課題だと考えております。

そのような中で、県の事務事業においては、第5次県庁エコオフィスプランに基づいて取組を進めているところですが、まずは改めて廃棄物の減量化、資源化に県が率先して取り組んでいくということ。また、県全体の取組に関しましては、先ほど、ごみの中で議員から情報発信、意識啓発という話もありましたけれども、そういった点につきましても、県民・事業者等で組織する会議体として「ながさき環境県民会議」がでございます。県民会議の中でご議論をさせて

いただき、また、様々な工夫をしながら取り組み、県全体でのリサイクルの推進、また、資源循環型社会の形成に向け取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】 よろしく申し上げます。

続いて、動物殺処分ゼロプロジェクトについてお尋ねいたします。

先ほども質問がございましたので確認をいたしました。令和11年にゼロを達成するために3つの柱、収容数の削減、収容動物の譲渡推進、市町や県民の参加と連携強化という3つの柱で取り組むという説明がございました。

確認ですが、この中で市町との連携ということですが、保健所の管轄ということからすると、長崎市、佐世保市、そして、それ以外が長崎県という役割分担になっていると思っておりますが、動物殺処分ゼロということについては、長崎県だけがということではなく、長崎市も佐世保市も同じ足並みでやっていただきたい、やっていくべきものと思っております。

まず、両市との連携についてどういう状況か、お尋ねをいたします。

【岩松生活衛生課長】 委員ご指摘のとおり、県立保健所だけでこの殺処分ゼロを達成することは到底かないませんので、長崎市、佐世保市と、これまでも県が策定いたしました「動物愛護管理推進計画」に基づいて相互に協力しながら取組を進めてきたところでございます。

今般、ロードマップの策定、また、条例の制定に当たりまして、両市にも直接伺いまして、改めて協力をお願いし、ご理解をいただいたところでございます。

今後とも両市とも連携を深めながら取組を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 確認ですが、R11のゼロ達成につ

きましては、長崎市、佐世保市とは目標は共有されてますか。

【岩松生活衛生課長】R11で殺処分ゼロをゴールとして共有しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】よろしくお願ひいたします。長崎県全体でどうかということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど、ボランティア団体との連携についても説明がありました。まさに、お力をお借りしないと達成できないんでしょうね。連携をしっかりとお願いしたいと思っております。

また、新しい管理所、新アニマルポートの整備についても説明がありました。現在、「長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会」が4回ほど開催されて、そこで議論されているということでしたので議論を見届けていきたいと思いますが、一般質問等を通じて何度かご要望させていただいていますけど、まずは先ほどの譲渡推進という、3本柱の一つである譲渡が促進できるように、推進できるようなしつらえはしっかりと整備をしていただきたいなど。県民の皆様が本当に集いやすい、そういったしつらえ、規模感、ぜひそこはお願いしたいと思っております。

また、動物を飼うことの大変さ、覚悟、そういった表現でいいかどうかですが、ぜひそういうことを学ぶ場をしっかりと整備していただきたい。紙を貼って終わりとかじゃなくて、例えば動画とか、もう少しわかりやすいような形で伝えられるように、あるいは学校の社会科見学で学べるような場とか、そんなところで工夫をしていただきたいと思っています。

数年前ですけれども、大阪府の施設に行かせていただいて、非常に立派でした。今申し上げ

た2つの点は、かなり力を入れておられました。参考にさせていただきたいと思っています。

また、手術室といったことについても、現在のアニマルポートにはきちんとした整備がされてないと。今度はしっかりと整備をして、命に瀕する動物が持ち込まれた場合は適正な処置をできるように整備をお願いしたいと思っております。

次に、動物の遺棄のことについてお尋ねいたしますが、今のアニマルポートは、基本的に引き取らない姿勢と認識しております。それは動物殺処分ゼロに向けて先ほどの3本柱の一つ、収容数の削減、これを考えると、安易に引き取るということは、これはやはりおかしい話だろうと思いますから、そういう引き取らないという姿勢ということで認識いたしております。

そこで、ちょっと問題が起こってるんですが、例えば、悪意を持ってということではなく、自分の家に猫が生まれてしまったとか、知らないうちに、自分の飼い猫じゃない、生まれてしまったとか、あるいは自分の庭にぽんと置かれたとか、そういったケースがあって、それをどうしたらいいかということで管理所に持ち込むケースがあるかと思えます。

こういった時に引き取らないという姿勢を貫けば、これはどうなるのかというところがあって、ここがどうも動物の遺棄につながっているケースがあると私は認識をいたしております。こういったケースの場合どう対応するのか、お尋ねいたします。

【清川委員長】時間が過ぎておりますので簡潔に答弁願います。

【岩松生活衛生課長】ご指摘のとおり、基本的に引き取らない方向なんですけど、動物の命が危険にさらされているといった場合であれば保護することもあり得るのかなと。また、動物を捨

てることは、動物愛護管理法上、罰則があるような違法行為でございますので、これにつきましてもしっかりと啓発を図ってまいりたいというふうに思っております。

【川崎委員】遺棄するスポットというのが、どうもあるようなんですよ。長崎市でも、ここがなんか集中的に持ち込まれるというか、そういったところがありますが、そういったことはつかんでおられますでしょうか。

【岩松生活衛生課長】具体的に把握はしておりませんが、委員がおっしゃられるように、例えば地域猫をしているようなエリアにほかから持ち込まれるとか、ほかから流入するといったケースがあるようには伺っております。

繰り返しになりますが、動物を捨てることは犯罪ですので、啓発を進めるとともに、情報収集をしたいと思っております。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】私からも動物の犬猫の殺処分ゼロについて質問、確認させてください。

先ほどから質問が行われておりますが、今回、令和11年に殺処分ゼロにしていくというロードマップを作成されたことは、非常にいいことだと思っております。

私、10年前にこの殺処分ゼロについて質問した時のことを思い起こせば、予算は250万円ぐらいしかついておりませんでした。今回、10年たって今年度の予算が3,800万円計上されている、このこともすごくいいことだと思っております。

確認なんですけど、予算の3,800万円がどのようなことに使われていくのかということを確認させてください。

【岩松生活衛生課長】予算の最も大きな部分を占めるのは、地域猫に対する不妊化の助成でござ

います。あと、普及啓発に向けてインターネットのサイトを大きくリニューアルしたり、あと啓発資材の作成、こういったものに使っていく予定でございます。

【ごう委員】地域猫の不妊治療についてが一番予算を取っているということで、やはり入り口をちゃんとやっていくことが一番だと思っているんですね。もちろん譲渡会とかをやっていくことも必要なんですが、しっかりとTNRをやって不幸な猫を増やさないということに一番重きを置いていただきたいと思っております。

予算は3,800万円ですが、ふるさと納税で3,600万円ぐらいの寄附があったというふうに伺っておりますが、予算と、この納税の寄附とは全く別ものなんでしょうか。

【岩松生活衛生課長】ふるさと納税につきましては返礼品やサイトの運営手数料を除いた分が事業課に配分されると伺っております。3,800万円の予算の中に、このふるさと納税でいただいた浄財も含まれております。

【ごう委員】わかりました。ふるさと納税分も予算の中にきちんと入ってやっていくということですね。わかりました。

ボランティアさんからのお話をいろいろ聞いていく中で、やはり多頭飼育崩壊の現場が非常に増えているということで、これについて私も県南の方の案件で対応させていただいたこともあるんですけども、やはり福祉部局との連携が非常に重要ということで認識されていると思います。

現在、県はその認識の下に立っていると思うんですが、21の各市町がそういった認識の下に立っているのか。例えば、犬猫のことと多頭飼育崩壊のことで福祉部局との連携の仕組みがきちんとできているのかどうかということを確認

させていただきます。

【岩松生活衛生課長】委員ご指摘のとおり、多頭飼育の問題の背景には福祉的な問題が潜んでいることが非常に多くございます。私どもがお声がけをしましたり、福祉の方から逆にお声がけをしていただいて、例えば社協さんとか民生委員さんとか、そういったところの集まりに私どもが伺いまして、動物の相談窓口、保健所がございましてということで、ますます連携を図っていかうということで対応しているところでございます。

【ごう委員】連携というのが非常に重要だと思うんですが、しっかりとした仕組みをつくってしまった方がいいのではないかと考えています。こういった案件があった時には、動物の部署と、それから社協と、例えばケアマネさんが集まって会議をしますよとか、その時にどういうふうな対応をしますよというきちんと決まりごとをつくってあげた方が、各市町の方も戸惑いなくやれるのではないかと考えておりますので、そのあたりをぜひ仕組みをつくってほしいと思っております。

それともう1点が、これって犬猫の問題なんですが、実は社会課題の解決だと思うんですね。県民の困りごとを解決していくという視点に立った時に、例えば自分の家の裏に猫が遺棄されていた。その時にどうすればいいのかということをもっと県民の皆様方に正しく周知していく必要があると思います。わからないからボランティアさんのところに持ってこられるということで、ボランティアさんが手いっぱいになってしまうというような現状だと思うんですね。こういったことを県として、例えば捨て猫を見つけたらこうしましょう、チャートをつくって、ここに相談します、窓口はここですみたいなこ

とを一定きちんとしていただいたものを、今後つくっていくホームページとかで周知をしていくということが必要だと思っておりますが、そのあたり、どのようにお考えですか。

【岩松生活衛生課長】委員おっしゃられるように、関心のない層、興味のない人たちにどうやって届けていくかということが大きな課題だと思っております。その方たちに必要な情報、正しい知識を持っていただくためのいろんな施策を打っていかなければいけないというふうに考えているところです。

【ごう委員】ぜひその周知啓発活動にも力を入れていただければと思います。

あと、TNRしていく際に重要になってくるのが獣医師さんの関わりだと思うんですね。このあたりは、今、県としてどのように関わっていたかとお考えでしょうか。

【岩松生活衛生課長】県の獣医師会にまずお願いしまして、実際手術を行っていただく先生方に地域猫のご協力をいただくということで考えております。

【ごう委員】その後もしっかりとした連携、そして情報の共有が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

あともう1点、別のテーマですが、地球温暖化対策の推進について確認させてください。

資料の中にありました「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づいて、今年度から県有施設へ太陽光発電設備を導入、それから公用車を電動化するとございますが、これ、具体的にどの施設に、どのようなことをやっていくのか、お知らせください。

【吉原次長兼地域環境課長】太陽光発電設備につきましては、県有施設のうち波佐見町にあります窯業技術センター、それから、長崎市にあ

ります長崎こども・女性・障害者支援センターに設置する予定としております。公用車につきましても電気自動車を2台導入する作業を進めているところでございます。

【ごう委員】県内の2つの県有施設に導入していくということで確認をいたしました。

このことをまず県が率先して行って、この手法を県民や事業者等に展開していくということでございますが、じゃ、県民や企業の方々がこれを導入していこうと思った時に、もちろん補助がいろいろあると思うんですが、現在、どのような補助があって、それを今活用しているのがどれくらいなのかということとはわかりますでしょうか。

【吉原次長兼地域環境課長】太陽光発電設備の導入に関しましては、例えば、建物のZEH化に対する国の補助がございます。当課では、太陽光発電設備を導入していただくため、説明会などの場を活用し、国の補助制度について説明をしているところでございます。

【ごう委員】説明をしているということでございますので、ぜひ今回、県が先んじてこういった活動をして、その効果等についてしっかりと県民の皆様方、企業の皆様方に周知をしていただいて、そして、せっかく国の補助メニューがあるということなので、これを活用していただいて、一日も早い長崎県としての地球温暖化対策、温室効果ガスの削減につなげていただければと思っております。

私もちょっと調べてみますと、経済産業省の補助メニューで、今年の10月31日が締切りで、蓄電池等を設置するような補助金もあるようでございます。こういったことをしっかり県民の皆様方に周知をしていただくということが必要だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

【清川委員長】ほかにご質問はございませんか。

【初手委員】浄化槽の整備関係についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

小規模町村といいますが、町レベルでは下水道のエリアを見直して拡張しないという方向で今それぞれ検討されております。そのかわりに、じゃ浄化槽をいかに普及させていくかというのが環境整備にもつながってくるというふうに思われます。

こういう小規模の町村に対して浄化槽の設置に関する補助とか、あるいはメンテナンスといいますが、維持管理等に対する補助的な面を今後上積みをしていく考え方についてどのような捉え方をしておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、今、各町では浄化槽の設置の個数については実情に合わせて要望を出されていると思います。先ほど見ました資料にも浄化槽設置については、件数も決まっていると思いますけれども、その辺は町から要望があった浄化槽設置の件数については十分対応ができていますかどうか。その2点についてお尋ねをいたします。

【松尾水環境対策課長】浄化槽の2点のお尋ねですけれども、1点目の県の補助の状況と申しますと、多分ご存じだと思いますけれども、基本的に設置の補助というのがございます。設置の補助につきましては、例えば5人槽ですと88万3,000円に対して、その4割というのが公共の補助になります。大体33万円になりますので、それを国と県と市で3分の1ずつで11万円ぐらいで補助しているという状況でございます。

要望が一番上がっているのが国の4割の補助について何とかそれを上げていただけないかと

ということで、5割とか6割にしてもらえませんかという補助の要望がございました。それに対して先ほど政府施策要望があったんですけども、その中で私どもの方で国の浄化槽の担当課長に赴きまして、4割の補助を何とか上げてくださいという要望はしております。

それとまた、要望が強い部分なんですけれども、もう一つが維持管理費に対する補助を何とかしてもらえないかというご要望もございます。維持管理費に対しましては、基本的に補助はございません。ただ、これは市町で独自にやられているところがございます。21市町の中で今5市町が独自の補助をされております。金額は3万円から下は5,000円ぐらいまでということで、この5,000円が法定検査の料金ということで、それを補助されているという状況でございます。

あと、浄化槽を整備するための補助というのが、さっき言いました設置分の補助と宅内配管に関する補助、それと撤去に対する補助をやっております。

これ、先ほどの2番目の質問に該当するんですけども、そういうものを増やしていくためにどういうふうなやり方があるかということで、まず、市町の要望に応えられているかというお話がございました。これにつきましては今年度からくみ取転換に関する補助をやっております。昨年度までは単独浄化槽の転換に対してしか補助はなかったんですけども、令和5年度よりくみ取転換についての補助をやり始めました。国は令和3年12月から制度を改正してくみ取転換を上げましたが、県は令和4年度には間に合いませんでしたものですから、令和5年度からくみ取転換の分の補助を出しております。

予算につきましては、もともと今年が大体1,620基ということでしております。市町からの

要望をいただいた時には、約2,000基ぐらいの要望がございました。実際に拾えたのが1,620基でした。

その分につきましては、なんでそこまで基数が減ったかと申しますと、先ほど言いましたくみ取転換、この分で約500基ぐらいのプラスの要望が上がってまいりました。未普及のところに残っている分のほとんどがくみ取箇所が多いということで、それについて要望が多かったものですから、先ほど要望について十分にんえられているかというお話でしたが、今年度はいくみ取転換の初年度でもありましたので、予算自体が限られておりましたので、十分ではございませんけれども、今後、くみ取転換が伸びていけば、その分の費用については、また財政課にお話をして予算要求をしていきたいと考えております。

【初手委員】待つだけというの、なかなかやりにくい面もあるかと思えますけれども、実情的なものを含め、そしてまた、下水道自体のエリアが限られてきたということも含めれば、ぜひ今後も前向きな形で対応していただければというふうをお願いをして、私の質問を終わります。

【清川委員長】 しばらく休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

【中村(泰)委員】 質問をさせていただきます。

まずはデータの利活用、EBPMについてお尋ねいたします。

3年前にこの委員会の場でEBPMについてお伺いをいたしました。その時の統計課長のご答弁の中で、令和2年度に統計課としては再編し、

利活用支援班というのを設けられたということでご答弁をいただきました。また、取組の中で人材の育成と分析事例の蓄積を中心に取り組んでいくということもご答弁をいただいております。

まずは、利活用支援班を設けられてからの県の取組についてお尋ねいたします。

【下野統計課長】統計課におきましては、利活用支援班を設けております。設けた以降に、先ほど委員からお話ございましたEBPMの推進、うちの方から申しますとEBPM推進の支援という形で市内と連携して取り組んでおりまして、その中で人材育成でありますとか、そういう事例の創出という形で今取組を進めております。

そうした中で事例の創出につきましては、まず一つが先ほどもご質問ございました移動理由アンケート、これはこれまで現状がきちんと把握できなかったことをアンケートを取ることでよってきちんと把握して、それを施策につなげていこうということで取組を進めているのが1件ございます。

それ以外につきましても、長崎大学の経済学部の方がつくられましたDRC、出島リサーチ&コンサルツというところと連携いたしまして、総務省の統計データ利活用の推進事業費を活用して、大学生の就職に関する意識調査も取り組んでおりますし、こういうところで今進めております。

そういう中で、これまで明らかにならなかったようなことをデータで少しずつ明らかにしていきながら、そういうところを企画部でありますとか産業労働部をはじめ関係部局と連携しながら、人口減少対策等々につなげていけるように連携を進めているところでございます。

それ以外につきまして、人材育成につきましては統計課職員によります市内での研修、これを年3回ほど実施しております。昨年度は約140名ほどの県、市町の職員さんの受講がございました。

あと、県職員以外にも、昨年度でありますと、DRCにお願いいたしまして、私どもがなかなかできない、より高度な分析事例、統計の専用ソフトを使ったりとか、そういうところでの分析事例の研修にも取り組んでおりまして、そういう中で県でいきますと公設試の水産試験場とかで勤務されている方も受講いただき、一定レベルの高い統計分析研修も受講いただくなど、市内のスキルアップに努めているところでございます。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。取組について具体的に述べていただきましたのでよくわかりました。私といたしましても、担当課の方がデータをどう料理したいかということが一番イメージしておられますので、そういった方がノウハウを、また、スキルを得ないと、なかなかこういったことは進まないと思います。ですので、研修を、特にまた市町の職員の皆様も含めてなさっているということは非常に素晴らしいと思いますか、もっともっと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、統計といえば「ながさきの統計」という冊子が我々にとっては一番目につくものです。しかしながら、今回、5月号では異動人口調査の結果が示されていまして、各市町で人口増減率がどうかとか、県内でどういうふうに異動されているのかという事実が示されています。統計ですから事実なんでしょうけれども、今、EBPMが進められている中で、見解といたしますが、なぜそうなのかとか、そのあたりが、なか

なか、ここに加えていくとなると、また仕事が増えていくというふうに思うんですけども、読んでいても、また定例的なデータが載っているなといったところで、これがどういうふうに生かされているのかというのが、正直、この資料だけではなかなか見えにくいところがございます。

この「ながさきの統計」が実際どのように生かされているのかということで統計課の認識をまずお尋ねいたします。

【下野統計課長】今ご指摘の「ながさきの統計」でございますが、こちらにつきましては庁内あるいは関係機関にもお配りさせていただいておりますけれども、正直、これがどう活用されているのかというところで配布先のニーズというのは、最近は捉えていない状況でございます。そのところは改めて確認させていただきたいと思っております。

あと、活用につきましては、先ほど例として異動人口の年間集計を取り上げていただきましたけれども、こちらにつきましては少なくとも庁内におきましては、企画部をはじめ人口減少対策に取り組んでいる部署とは共有させていただいております。

そういうところではこちらの切り口とかも多少紹介はさせていただいておりますけれども、このような形の取りまとめの中では淡々と事実のみを記載させていただいている形にしておりますので、そのところの記載の工夫につきましても検討させていただきたいと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。現状そうなっているといたるところでわかりました。ただ、前向きに検討をというふうにおっしゃっていただいたので、そこはぜひとも前向きに取

り組んでいただきたいと思います。やはり毎月出ているものなので、要は、これからEBPMの価値であるとか、このデータがどういうふうに生かされるとかといったところまでここに書いていただくと、要はEBPMに関わらない、広く県民の方でありますとか、我々議員も含めてですけれども、この統計データがどういうふうに生かされていくのかというのを一番知れるものだと思っておりますので、EBPMを知らせる手段は、これ以上ないのかなと思っておりますので、ぜひともこの冊子をうまく使っていただきたいと思います。

そして、いろいろと取組をなさっておられて、3年前にお伺いした時にも国との人事交流の中で総務省の統計局から職員の方に来ていただいたといったところもあって、そういった動きを私もお伺いして、これから変わっていくのかなという期待を3年前に持ったところでもあります。

実際、それで総務省の統計局のいろいろなデータを見ていくと、勝手にグラフを作ってくれるものがあつたりとか、様々な事例がそこに示されておるんですね。先ほどもそういった国の事例といいますか、ほかの良好事例についてお話しいただいたんですけども、実際に県の職員の皆様も、こういった国のツールをどのように、どれだけ使っているのかというところで、なかなか定量的にお話しするのは難しいと思うんですけども、どのような認識がございますか。

【下野統計課長】今、委員からお話がございましたが、国の方で、例えば統計ダッシュボードというような形で、いろんな統計データが割と簡単に見える化でグラフにできたり、すぐ作表ができたり、そういうサイトがございます。

先ほど申しました職員研修の中でも、そうい

う形で国のサイトのご紹介とか申し上げております。仮にそれを参考にしながら、そこに載っていないようなデータを扱いたいというのがございましたら、先ほど申しました利活用支援班をはじめ統計課にご相談いただければ、どのような統計データがあるのかということの相談に乗ったりとか、場合によっては分析手法で私どもで対応ができないようでしたら、先ほどお話がございました総務省との人事交流を含めて、今パイプもございますので、データ利活用センター、国の統計局のセンターもございますので、そういうところにもご相談しながら分析の支援とかも行っていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 今のご答弁では、どう取り組もうとしているのかがよくわからない。現状、皆様がこのサイトについて認識しているのかとか、各担当課がこういうものを使おうとしているかどうかはちょっとよくわからなかったんですけれども、そのあたりは例えば3年前と比べて担当課がこういうものに対して徐々に積極的になっているのかとか、各担当課の課長はじめ、そういった責任ある方が、こういったものを利用されようとしているのか、そういったところの変わり方というか、動き、気持ちの変化、姿勢の変化とかを伺いたいんですけれども。

【下野統計課長】 正直、各課長さん方と意見交換させていただくことは、余り大勢ではございませんけれども、少なくとも人口減少対策等々で移動理由アンケートをベースに、今、庁内でよく意見交換をさせていただきますけれども、そういう中で移動理由アンケートだけではなくて、ほかの各種統計調査も組み合わせて現状を把握していこうとかいう形で、県庁の中でもデータ、エビデンスに基づいてということの認識

は、徐々にではありますけれども、確実に高まってきているのかなという感じはいたしております。

ただ、先ほど申しました、国のいろんなサイトがありますけれども、その活用状況につきましては、一方でPPDACサイクルと申しまして、まずプロブレム、課題があって、プラン、計画を立てて、データでアナライズ、分析をやってコンクルージョンという形で、データ分析をするに当たりまして、まず課題が最初じゃないかという考えがございます。

そういう中で、事業課の方で課題をお持ちのところと私どもがうまく連携していきながら、そのところでデータの分析なり掘り起こしが必要でしたら、そういうところでうまく連携していくように取組を進めていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。なんといいですか、気持ちとしては皆さんの必要性として、それが必要であるということで徐々に機運が高まっているのかなというようなところでは感じたところがありますけれども、やはりもっともっと、今、時代の動きが早いです。AI、チャットGPTということで、とんでもないスピードで動いている中で、3年たったけれども、県庁の中でどういうふうに変ったのかということについては、こういった資料も含めてですけれども、そんなに劇的に変わったのかなというような、私としては、そういう見方をいたしております。

ですので、もっともっとこういったデータを活用した施策立案を進めていただきたいと思いますし、研修も140名とおっしゃいましたけれども、もっともっとこういったものが増えていって、実際、県庁の中でこういった事例があって、人口

減少だけじゃなくて、データの利活用はどこでも、どの担当課でも必要なことですから、我々が感じられるぐらい、押し進めていただければと思います。

もう一つ、長崎県の男女共同参画の現状と施策につきましてお尋ねいたします。

こちらの資料の23ページで、女性の一般労働者とパートタイム労働者の推移ということで数字がございました。これで少しびっくりしたのが、パートタイムの労働者の割合が全国に比べてぐっと伸びています。この背景が、どういうものがある、県としてはどういうふうにご覧いただけるのか、お尋ねいたします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】女性のパートタイム労働者が長崎県には多いということのご質問かと思えますけれども、こちらについては所管外なので、持ち合わせておりません。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 7分 休憩

午後 零時 7分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして県民生活環境部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

午後は、1時半から交通局の審査を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

午後 零時 8分 休憩

午後 1時30分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

交通局長より予算に係る報告議案の説明を求めます。

【太田交通局長】 よろしくお願いたします。

「観光生活建設分科会関係議案説明資料」の2ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、報告第14号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

先の令和5年2月定例会県議会の本分科会におきまして、令和4年度予算の補正を専決処分により措置することにつきましてあらかじめご了承いただいておりますが、令和4年度の収入支出の状況を踏まえ、3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

収入につきましては、営業収益が乗合及び貸切事業において見込みより上振れしたこと、また、諫早バスターミナル跡地の売却による特別利益が生じたことなどから増額補正を行い、補正後の事業収益の総額で56億9,900万円を計上いたしております。

費用につきましては、物価高騰等に伴い軽油費等が増加しましたが、経営計画に沿って投資の抑制や路線バスの再編を実施するなど、人件費及びその他費用の縮減に努め、補正後の事業費用の総額で52億3,000万円を計上しております。

以下、補正の主な内容につきましてご説明い

たします。

収益的収入及び支出の補正。事業収益につきましては、合計で5億3,320万5,000円の増を計上いたしております。

3ページをご覧ください。

事業収益の主なものは、記載のとおりでございます。

事業費用につきましては、合計で2,321万5,000円の減を計上いたしております。事業費用の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出の補正につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第14号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第14号は、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般に対する質問を行います。

まず、交通局長より所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】議案の説明資料の2ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

（交通局の経営状況について）

交通局の経営状況については、人口減少や乗務員確保難に加え、令和2年からはコロナ禍による急激な乗客減等により、これまでにない大幅な減収が続いており、経営計画を見直し、車両購入の抑制や各種経費の見直し、独自の期末手当の削減を行うなど、大幅な経費削減を実施するとともに、路線バスについて、長崎自動車株式会社との独占禁止法特例法に基づく共同経営方式での路線再編などに取り組んでおります。

令和4年度においては、営業収入が、コロナ禍前には届かないものの、社会経済活動に制約がなかったことや旅行支援策が講じられたことなどから、前年度に比べ7億円を超える増となり、また、費用についてはこれまでの経営効率化策の効果などから微増にとどまり、経常収支において黒字を見込んでおります。

また、諫早バスターミナル跡地の売却益を加えた事業収支（税抜）は4億5,000万円の黒字を見込んでおります。

令和5年度の路線バス等の利用状況は、空港

リムジンバス等で増加傾向にあり、また、今後は、経営計画後期5か年行動計画に沿い、営業所の再編と資産活用による収益確保、県央バスの統合、バス車両や施設への投資再開などに取り組むこととしており、引き続き健全経営に努めてまいります。

（長崎市内の路線バスの再編と東長崎営業所の活用について）

交通局と長崎自動車株式会社においては、長崎市域の路線バス網の維持を図るため独占禁止法特例法に基づく共同経営方式により、昨年度、長崎市の東長崎、日見、滑石の3地区で路線バス再編を実施したところでありますが、東長崎地区の路線再編に伴い廃止となった長崎自動車株式会社の東長崎営業所に、県営バス矢上営業所を移転し、今年5月1日から県営バス東長崎営業所として活用しております。

このような共同経営での路線再編に伴う他社営業所の活用は、全国でも初めての事例であり、地域資源の有効活用と地域公共交通網の維持にとって有効なものと考えております。

今後も、共同経営による長崎市内の路線バス網再編について、長崎自動車株式会社との協議や関係機関との調整を進めてまいります。

（乗合バスの状況について）

交通局が路線バスを運行する長崎市、諫早市、大村市においては、公共交通機関の利用促進や維持に努めていただいております。今年度、長崎市においては、公共交通機関の利用促進と市民への物価高騰対策の一環として、長崎市内の「公共交通機関の運賃無料デー」を企画し、路面電車や路線バスの交通事業者へ支援を行うこととされております。

「運賃無料デー」は、長崎市内の路線バスと路面電車に無料で乗車できる日を設定するもの

で、初回を6月25日として、年間8回実施する予定とされております。交通局としても、バス等利用者の新たな掘り起こしと公共交通ネットワークの維持に効果があるものと期待しており、長崎自動車株式会社や長崎電気軌道株式会社など交通事業者とともに取り組んでまいります。

「追加1」をご覧ください。

また、路線バスを県民の皆様に安心してご利用いただくための取組として、県立盲学校の児童生徒を対象に、去る5月16日にバスの乗り方教室を開催しました。これは、「視覚に障害を持つ子どもたちに、バス車内の手すりやつり革の位置などを手に触れながら観察する機会を設けたいとの要望を受けて企画したのですが、好評を得ており、他校での実施要望も受けております。今後は、高齢者を対象とした乗り方教室の実施も予定しております。

さらに、交通局では、バスの利用機会が少ない小学生を対象に、乗車体験を通じてバスの乗り方や車内マナーの啓発等を目的として、夏休み期間中、市内エリア内が乗り放題となる「夏休みこども定期券」を毎年販売しており、今年は、販売額を1,200円とした上で、関係機関などへチラシを配布し、利用促進を図ることとしております。

加えて、コロナ禍により利用が減少した昼間帯の需要を喚起するため、昼間帯において路線バスが乗り放題となる「昼間全線フリーパス」を1か月7,000円で7月18日から10月31日までの期間限定で販売いたします。

この「昼間全線フリーパス」については、長崎市の補助を受け、長崎市民には、その半額で販売することとしております。

今後もこうした取組を通じて公共交通への理解を深めつつ、様々な利用促進策に積極的に取

り組むことで、コロナ禍で控えられていたバス利用を回復させ、将来にわたり持続可能な公共交通網の維持・確保に努めてまいります。

（貸切バスの状況について）

貸切バスについては、令和4年度において、修学旅行が前年度からの延期や海外から国内への振替などで一時的に需要が増加したところですが、令和5年度においては、この需要が一定落ち着いたこと、また、老朽車両の廃車を行うことなどから、収入見込みを前年度の9割程度としております。

現在の受注の状況は、修学旅行がコロナ禍前に近づく一方で、インバウンド団体やクルーズ団体の予約も徐々に増えてきております。また、一般団体についても問い合わせが増えつつあり、旅行代理店への訪問の頻度を増やすなど、営業活動を強化し、貸切収入の確保に努めております。

また、交通局では、「女神大橋てっぺんツアー」など、県内の名所を回るツアーとして、周遊観光バス「ぶらりん」を企画催行しており、令和4年度は、31本を催行し、260名の方にご利用いただきました。令和5年度は、5月までに諫早のツアー等6本を催行したところであり、また、8月までの実施分として150本程度をホームページ上で販売しております。

今後も、旅行代理店など関係機関との連携を強化しながら、周知拡大に努めてまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に掲げる交通局関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

交通局においては、「人員・給与の適正管理」、「環境の変化に対応した公営事業サービスの提供」、「公共施設等総合管理の推進」において適切に対応を行いました。

特に、令和4年4月及び10月に、長崎市の東長崎地区等において、独占禁止法特例法による長崎自動車株式会社との共同経営方式に基づく路線再編を実施したところです。

今後は、交通局経営計画後期5か年行動計画等に基づき、施設や車両の更新を適宜進めるとともに、資産の活用による収益の改善や路線バスの再編などにより、経費の効率化に努めていくこととしており、経営の健全化を達成しつつ、地域公共交通網の維持を図るとともに、本県観光の振興に貢献してまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【猪股管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件についてですが、本年3月の実績は、資料2ページから3ページに記載しておりますとおおり6件ございまして、そして、本年4月から5月までの実績は、資料7ページになりますが、2件ございまして、合計で8件

となっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 1,000万円以上の契約状況で先ほどご説明をいただきましたけれども、2ページの5番でインタンク軽油購入ということで、これ、「1」ということで、一般競争入札に付したところ、予定価格超過のため落札者がいなかったということですが、このところについて詳しくご説明をいただけないでしょうか。

【猪股管理部長】 一般競争入札を行いましたけれども、そこでは最低価格を下回ったことから、そこで入札不調となりまして、再度、入札しようと思うんですけれども、そこについては入札の公告期間とか、そこら辺で2か月程度時間を要しますことから、そこでどうしても軽油を購入する必要がございましたので、そこは緊急性ということで随意契約で契約を締結したところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。こちら、インタンク軽油ということで、すなわち軽油だと思うんですけど、福岡の業者さんが随契で取られているということで、長崎の企業さんも、これは当然、最初の一般競争入札においては応じたところも幾つかあったのかなと。予定価格超過というところで、ルール上、要はそ

の価格を超えていけば駄目だということ、そこは明かされないですよ、基本的な話であるんですけれども。

【猪股管理部長】 予定価格を含めて非公表になっております。

【中村(泰)委員】 結果的にそれで応ずるところがなく、時間がなかったというような形に聞こえたんですけど、実際なかなか、こういう結果になるとは思えなかったということなんですか。そもそも予定どおりやってたけれども、どこも応じることができずに県外に出したということだと思わなければならないんです。

【猪股管理部長】 軽油価格の設定に当たりましては、九州各地の市場の動向とか、そこら辺を踏まえて設定はしてるんですけれども、結果として入札して落札者がいませんでしたので、その方々を、入札に参加された方を含めて再度随意契約で見積り合わせをしたところでございます。

【中村(泰)委員】 それでまたさらに各企業さんと話をしたけれども、最終的には県外企業さんが一番安かったという話なんですか。

【猪股管理部長】 一般競争入札に参加された方々は、全者、県外の方でございまして、その方々の中から再度見積り合わせをしまして県外に決まったところでございます。

【中村(泰)委員】 そもそも一般競争入札に参加された方々が県外の企業ばかりだったということですね。すみません、これは相当特殊なものなんですか。従来から県外の企業さんが取っていたと。

【猪股管理部長】 本社の方は県外になりますけれども、支店は長崎支店とかいらっしゃいます。

【中村(泰)委員】 内容をもう少し詳しく見ていかないとわからないかなと思うんですけれども、

福岡の企業となっていたので確認をさせていただきました。改善の余地があるならば、ぜひとも改善をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【松本委員】先日、概要説明の時に経営計画後期5か年行動計画というのを説明いただいて、先ほどの局長説明にも交通局の経営状況について説明がありました。コロナ禍の中で急激な乗降客数ですね、減少というのは大変厳しい状況だと思います。

今後の収支不足や特別減収対策企業債の償還財源を確保するために、先日の説明では、今後5年間で8億5,000万円の収支改善を図るべく中期経営計画を策定したという説明がありました。本日の局長説明にもありますが、収支改善の取組の一つとして運輸収入以外の新たな収益を確保するために、長崎市中心地にある本局や長崎営業所の土地や建物の資産活用に取り組んでいくということでしたが、具体的に何をするのか、お尋ねいたします。

【猪股管理部長】資産活用ですけれども、現在、長崎県内におきまして6か所の営業所敷地がございますが、この広い営業敷地を有効活用したいと考えたものでございます。

具体的には、今後、路線の見直しに合わせまして段階的にバスの減車を図りますけれども、それに合わせまして営業所の再編を行いますことで、長崎市の中心部にございまして交通アクセスがよくて、また、地価が高い長崎営業所の

敷地を空けて、その敷地を貸すことで収入を得ていきたいと考えております。

【松本委員】借地ということで、そうすれば借地料が安定的に入ってきますし、中心部でございますので、かなりの金額も入ってくると思いますので期待しますが、建物の方はどのように考えてるでしょうか。

【猪股管理部長】交通局がございまして八千代町の建物ですけれども、これが4階建てでありまして、その1階部分に長崎営業所があります。令和6年度末をもって長崎営業所を廃止したいと考えております。その後は、営業所が空いた部分を、建物のスペースを貸し付けていきたいと考えております。

【松本委員】令和6年度末をもって長崎営業所は廃止ということですが、それは運行には影響、支障はないのでしょうか、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

【猪股管理部長】令和6年度末までバスの車両再編を行いまして、バスとか路線はほかの営業所に移しますので、そこは影響はございません。

【松本委員】時期がわかれば、建物、そして借地等、公募して民間の資金を入れることによって効率化もしていきますが、公募の時期をいつ頃と考えているのか、お尋ねします。

【猪股管理部長】まず、今年度は敷地の一部分、約1,900平米の敷地を貸し付けることとしておりまして、7月中旬に公募を行いまして、本年12月までには貸付契約を締結したいと考えております。

その後につきましては、令和6年度、7年度と、段階的に敷地の貸付面積を増やしていきますけれども、今後のバスの減車の状況を踏まえながら具体的なスケジュールを組み立てていきたいと思っております。

【松本委員】 続きまして、県央バスの交通局への統合について質問いたします。

これも中期経営計画の取組の一つで、県営バスを交通局に統合するということでしたが、私の以前からの認識では、そもそも県営バスというのは、経営効率化のために子会社化したものであります。それを、まずは県営バスをどのような趣旨で子会社化したのか、お尋ねいたします。

【猪股管理部長】 県営バスの子会社化の趣旨ですけれども、県央地区における赤字路線というのは、地元市の補助金を受けながら路線の維持を図っているところがございますけれども、赤字額と補助金額に乖離がございますので、約1億円程度、不足が生じておりました。

そこで、交通局よりも人件費を抑えた子会社を設立しまして、自らコストを下げることで地域路線を守っていこうとしたものでございます。

県営バスは、平成21年4月から運行しております。現在におきましても、その1億円の人件費の削減効果というのは続いております。今日まで継続して諫早、大村の路線が維持できておりますのも、県営バス設立による効果があったものと考えております。

【松本委員】 ですから、子会社化した効果は上がっておりますし、大村市も諫早市も協力をしておられるわけですが、なんでまた今度、統合することにしたのか、お尋ねいたします。

【猪股管理部長】 統合の理由ですけれども、状況が変わってまいりまして、まず、県営バスの経営状況ですが、コロナの影響を受けまして県営バスの単独での経営が厳しくて赤字が続いている状況でございます。

そして、次に人員体制ですけれども、幸いにもコロナ禍において一つの営業所に集中して多

数の運転士が感染するという事はなかったんですけれども、万が一、今後、コロナのような事態が生じれば、規模が小さい県営バスだけでは運転士の営業所間の相互応援に限度がございますので、もしかしたら運行規模の縮小などでお客様に迷惑をかける可能性というのが出てくるかもしれません。

そしてまた、県営バスは以前から正社員の定年を65歳としていました。それは交通局が60歳で、それで交通局を退職して県営バスで65歳まで働く職員がおりました。今後、交通局の方も定年が65歳になって、今までのような転籍者が見込めずに県営バスの適正な運転士数を確保できないおそれがございます。

以上のことから、交通局と県営バスを統合することで赤字の解消、あと、適切に運行できる人員体制を構築したいと考えて、再び統合することとしたものでございます。

【松本委員】 今の答弁で趣旨はわかりました。コロナ禍の中でほかのバスや路面電車でも運転手の感染で運行できないというニュースをたびたび見ることもありましたが、人手不足も今後深刻化していきます。県営バスにおいても、少ない人員で回しているお話もよく聞いているので、そういった危機管理上の対策だとは思いますが。

しかし、一番大事なことは、経営の中で収支改善ができるのかということが気になることですが、県営バスを統合することでどのような収支改善効果があるのか、お尋ねします。

【猪股管理部長】 現在、給与支払業務など、同様の業務を交通局と県営バスと分けて行っているものがあるんですけれども、そういったものを県営バスを統合して業務を一本化することで効率化を図って職員の削減とか時間外勤務の縮

減など人件費の抑制を図りたいと思っております。

また、県央バスを廃止することで、県央バスで雇っております公認会計士の報酬とか法人税とか固定資産税といった税金、そしてまた、各種システムの保守代といった経費を節減できますので、先ほどの人件費と合わせまして約3,000万円程度の収支改善を図っていきたいと考えております。

【松本委員】この厳しい状況の中で、いかに経営を改善していくかというのは大変難しいことだと思いますし、また、県民の皆さんの交通手段の大きな担いをされている交通局も持続可能な対策をとっていただきたいと思います。そういう中で資産の運用や、こういった統合というのは非常に意味があることだと思いますし、しっかり5か年計画を実施していただいて経営の立て直しを図っていただきたいと思います。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(俊)委員】事前にお話をしておりませんでしたので少し的外していたら申し訳ないんですが、私から1点だけ、スマートバス停の設置、デジタルサイネージという技術を活用したバス停ですけれども、IoT化することによって時刻表であるとか運行情報、あるいは広告、緊急案内など、リモート操作でリアルタイムにこういったサービスを提供することができる。ひいては、この技術が県民のバス利用者であったり観光客の方々の利便性向上と、また、事業者の方々にとっては作業の負荷が低減されるし、管理コストの削減につながるというふうに考えているんですけれども、この現在の設置の状況であるとか、交通局としての今後の展開などがあれば見解を伺いたいと思います。

【柿原乗合事業部長】スマートバス停について

のお尋ねでございます。

スマートバス停につきましては、昨年度、県、国のご支援を受けまして、設置をさせていただいているところです。現状、私どもで設置しているバス停の数で申し上げますと、長崎空港と矢上のバス停に設置しております。長崎空港は乗り場3か所に設置しておりまして、矢上が上下線2本という形で現状設置をしている状況でございます。

ただ、同時期に長崎空港は西肥自動車様も設置いたしておりまして、空港のバス乗り場というのは、今、すべからくスマートバス停がついているというような状況でございます。

今後、導入を拡大していくかどうか、そういうところになってこようかと思うんですけれども、現状こちらにつけましたのが、特に東長崎あたりは昨年10月に共同経営に伴うダイヤ改正ということで、路線の一部につきましてハンドスポーク型の運行にすることで乗り継ぎ形式になっていくというようなことがございました。その矢上バス停が乗り継ぎを行う拠点のバス停ということで位置づけておりましたので、そこでお客様が待つような環境になるだろうということを踏まえまして、このスマートバス停であるとか、あとはバス停の上屋の整備であるとか、こういったものをそれぞれ国、県、市あたりの支援も受けながら整備を図ってきた一環で行ってきたところでございます。

今後につきましては、スマートバス停につきましては、電子的に表示をさせるということで、委員おっしゃいましたように、今後、時刻表とか貼り替えの作業がなくなったり、リアルタイムの情報提供ができるというようなメリットがありますけれども、一方でシステムの利用料であるとか、ネット回線を使いますので、

そういった回線経費、電気料といったものもやっぱりありますので、そうした費用等を見ながら、今の運用状況を見ながら、今後考えてまいりたいと思っております。

【中村(俊)委員】ありがとうございます。当然ランニングコストはかかってくるというふうに考えておりますけれども、コロナ禍による減収が続いていて、各種経費の見直しも行われております。といいながら、一方で広告収入というものにもつながっていくかなというふうに考えておりますので、少ないかもしれませんが、これも一つの収入源の確保策では有効ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ今後とも調査、研究していただいて、設置できるところには、しっかりと設置をしていただければというふうに思います。よろしく願います。

【清川委員長】ほかに質問はないでしょうか。

【川崎委員】人口減少やコロナ禍で本当に大変な経営だというふうに承知をいたしております。今、長崎自動車との共同経営で、この難局を何とか乗り越えていこうと取り組んでおられます。これまでの成果についてお尋ねをいたします。

【柿原乗合事業部長】長崎自動車様との共同経営についてでございますが、これは2年前になりますけど、令和3年6月に連携協定を締結いたしまして、それを契機に具体的な検討を開始したものでございます。実際は令和4年の4月及び10月、2段階に分けて長崎市内の東長崎、日見、滑石地区を対象とした路線再編を両社局で実施したというようなものでございます。

その内容を少し簡単に申し上げますと、東長崎、日見を含めた東部地区を県営バスに、滑石地区を長崎バスに一元化すると。その上で利用実態に即した効率的なダイヤに再編するもので

ございまして、その再編手法としまして、東部地区におきましては、先ほども触れましたけれども、長崎市の交通計画に基づく取組として地域線の一部を乗り継ぎ形式になるハブアンドスポーク型の路線再編を実施したところでございます。

こうした一連の取組による目標につきましては、両社局合算になりますけど、年間約3億5,000万円の収支改善効果というものを見込んでおりまして、路線の赤字額を軽減することを目指してきたところでございます。

現状、目標に対する実績というものでございますけど、実は、まさに今、両社局で鋭意作成をしている最中でございまして、まだちょっと整理ができてない状況でございます。

現状、精緻な数値についてのお答えは難しいところでございますけれども、大体の傾向というところで少し申し上げますと、令和4年度につきましては、収入の見込みについては、やはりコロナの影響というのも、厳し目に見ていたものに対しまして、実際には下半期頃から回復基調にありましたので、目標より増加傾向にあるかなというふうに考えてます。一方、費用は、見込みよりも燃料費の高騰であるとかコスト増の傾向がございまして、費用も目標より増加傾向にありまして、これらを加味した収支ということになりますと、収入、費用とも動きが大きゅうございますが、大きく目標と乖離することはないのではないかなと現時点では考えております。

【川崎委員】目標3億5,000万円の収支改善を見込みとすると、概ね、そう乖離してないという見込みであるということでございますので、一定、この共同経営という政策については、成果があったということだと思います。

そこで、人口減少がまだまだ進んでいます。何とか止めないといけないということで一生懸命やっているわけですが、なかなかやっぱりこれが歯止めがかからないというのが状況でありまして、より一層、効率化ということについては考えていかなければいけません。その中でお客様の利便性についてもしっかりと確保していただきたいなというふうに思っています。

先ほど、矢上のハブアンドスポークというところが効率化の一つの大きな象徴だったというふうに思っています。私も長崎市の交通計画を拝見した時に、そこはかなりのポイントとして書かれていたということを知りたくて承知いたしております。もともと効率化のためには、人口減少と併せてお客様の利便を損なわない範囲でハブアンドスポークということの促進をしていかなければいけないというふうに思っております。

一方で東長崎営業所、地域資源の有効活用ということで移転新設が行われました。こういうお互いが持つ資産を効率よく活用していくことで、このハブアンドスポークをはじめ、より効率化、繰り返しになりますけど、お客様の利便性を損なわない形で推進するということ、両者、しっかりと検討する必要があると思いますが、資産をお互い有効活用するという点では、どのような動きなのか、見解を伺いたしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 委員おっしゃるとおり、人口減少とか乗務員不足というのは厳しい課題であると認識しております。こうした状況下でもしっかりと路線を維持していくためにも、今後も両者の共同経営の取組というのはしっかり継続して効率的な運行を目指していきたいと思っております。

ただ、その取組の過程で利用者不在にならな

いように、利用実態はもちろんですけれども、利用者の利便性というのも十分考慮した上で取り組んでまいりたいと考えております。

県営バス、長崎バス、双方の資産を効率よく活用することについてでございますけど、これまでも一部では取り組んでいるところでございます。幾つかの事例を挙げますと、先ほど、東長崎営業所の話なんかもありましたが、昨年10月の改正の時に東長崎地区でのハブアンドスポークにおける乗り継ぎ拠点が、長崎バスの東長崎営業所を乗り継ぎ拠点として設定させていただいております。こちら、運行は私どもがやるんですけれども、施設自体はお貸しいただいているということとさせていただきます。あとは運行の折り返しの休憩の時に車庫のスペースを貸していただいたりとか、また、異常気象時なんかは、通常ではないんでしょうけど、営業所内を転換場として提供したりとか、必要に応じてご相談しながら、協力し合いながら取り組んでいるというような状況でございます。

今後に向けてでございますけど、現時点で具体的なプランというのはまだございませんが、お互いの資産というものを活用することで路線運行自体が効率的で、かつスムーズになるのであれば、それは利用者の利便にも資することかなというふうに思っておりますので、こういったことを両者で話し合いながら検討していきたいというふうに考えております。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。質問させていただきます。

まず、昨日ありました運賃無料デーですけれども、私も小学生の息子がいるんですけれども、友達と一緒に乗り継いでプールに行ったということで、子どもたちにとっても結構、なんとい

うのか、バスがただだから乗ろうよとか、そういった会話が学校であったりとか、また、昨日お会いしたご年配の方も、こういったものを何回もやってほしいと、そういった形で多く市民、県民の皆様からご好評だったかなというふうに感じております。

そこで、まず、なかなかまだデータが出てないかなとは思いますが、現時点でわかる範囲で結構ですので、実績と、また実施した後の感想というか、考察がもしありましたらご答弁をお願いできないでしょうか。

【柿原乗合事業部長】先ほどご紹介がありましたように、昨日、運賃無料デーということで、長崎市さんの補助を受けて、私ども県営バスだけではなく、長崎バスさんも、電気軌道さんも一緒の取組ということで無料デーをさせていただきました。

実績については、大変申し訳ございません。実際、カードとかを全く使わないので整理券自体を数えていく必要があるということで、現状、実数として把握できる、ご報告できるものを現状として持ち合わせてないところでございます。

ですので、昨日、職員があちこち立ちまして対応しましたので、そういったところで少し感覚的なところも入りますけど、申し上げると、昨日は特に無料だったということで、やはり傾向として長い路線、とにかく長崎市内からの乗降であれば、例えばうちでいけば諫早まで行けたり、あと、長崎バス様でいけば例えば西彼の方まで行けたりというようなことがあるので、そういった長い路線なんかは人気だったというところ。あと、昨日はちょっと雨模様だったものですから、雨がしのげるような集客施設、私どもでいけばペンギン水族館とか、あとは街なかでの買い物というのが多かったのかなという

ふうに思ってます。

総数としてはかりかねますけど、中には満車というような状況があるので、例年、通常であれば日・祝日ということであれば、なかなかご利用としてはそんなには乗っていただけないということでもありますので、ピンポイントでいうと、やっぱり倍以上とか、そういうような便というのは結構見受けられたということになります。

現状としてわかる範囲としては、そういうような状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。国の臨時交付金を長崎市さんが活用されているというところでの事業かと思えます。今年度中で、合計8回ということで聞いております。せっかくこういったことができるので、これまでいろいろご検討なさったと思うんですけど、まだ残り7回やるのであれば、何か今後の施策に活用できるような形でこれを実施していく予定、というか、そうしなければならぬと思うんですけど、そういった今のお考えというか、1回を振り返って今後どうするのかというところでは何かございますでしょうか。

【柿原乗合事業部長】最初の1回を今やったばかりという状況でございます。あと7回、年間8回を予定してますけど、今回の状況を見て、また関係各所で集まって検討して次回以降を決めていくというような形になってます。

昨日の状況を見てますと、もちろん、いろんな世代のお客様がいらっしゃいましたけど、子どもさんとかも結構多く見られましたし、実際、今回のことがバスに乗るきっかけになっていたければ、今後も移動する時の選択肢として、バスであるとか、電車であるとか、公共交通機関というものを選択していただけるのではない

かなというふうに思っています。

現状、具体的にどうつなげていくかということころまでは、まだ煮詰められておりませんが、こうした取組を通じて、公共交通機関の方に目を向けていただいて、その上でそういうのをしっかりつないでいけるような施策というものも今後考えていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。これからかとは思いますが。今回の資料にも、夏休み子ども定期券でありますとか、昼間全線フリーパス、こういったことを今後またやっていくと。なんといいですか、乗り放題は、ある意味、今でいうサブスクに当たるようなものかなと。サブスクもすごく浸透していて、子どもたちにとっては結構当たり前みたいな感覚になっていると思います。

ですので、今後、こういったバスのサブスクみたいなものが事業として成り立つのかとか、そういったことも含めて、私は、より市民、県民の皆さんがすごく関心を持っていただいていたかなというふうに感じましたので、そういったことも一つの方法かなと思っておりますので、ご検討をいただければと思います。

もう一つ、昼間全線フリーパスですけれども、これを調べていたら、県営バスのホームページにこれがなくて、長崎バスのホームページにはこれがあったんですね。その認識がどうなっているのかということでお尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】昼間全線パスにつきましては、こちらは長崎バス様が既存の商品として既に現在進行形で今販売されているという状況でございます。私どもにつきましては、今回、同じような取組をやるということで、今回新たにつくるということになります。

こちらが販売期間としましては、7月18日頃

を販売開始としようと考えてますので、周知自体はもう少し、7月に入ってからかなと考えております。現時点でないのは、そういう形でございますので、販売前に、しかるべき時期に周知はしっかりやっていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】最後の質問です。

貸切バスのところで、今後、インバウンドの拡大というような趣旨での話があったかと思えます。先日の観光の方でも、今後、観光客、宿泊客数が大きく改善してきていると。中国のお客様がまだまだ来られてない中で、インバウンドがまだ大きく膨らんでない中で、それだけの数字改善が見えているということは、今後、中国のお客様が来られると、もっと改善をしてくるんじゃないかと感じております。

観光の皆様、事業者の方と話をすると、やはり働き手不足というのが言われている中で、貸切バスの従業員の皆様、コロナ禍の中でちょっと絞りぎみだったと思えます。そういう状況の中で今後対応できるのかということでの認識と対策についてお尋ねいたします。

【江頭貸切事業部長】今後、インバウンドが戻ってきた時の対応ということですが、現状、欧米の方が中心のクルーズ船が非常に入ってまして、その部分でも日によってはバスが足りないような状況というのは出てます。そういう中で、6月までで私たちも300台ほどクルーズ船のバスを運行してきたんですが、足りない日については市内のほかのバス事業者さんと連携し合って、出し合って対応してきているというような状況があります。

ですので、人の確保がなかなか厳しいというのは、どこの会社も同じような状況かと思えますが、そこはバス事業者間の連携も使いながらしっかり対応していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】足りないとおっしゃっているのは、運転士ですか、それともバスですか。

【江頭貸切事業部長】足りないのは、基本的にはバスの数よりも乗務員の数足りてないということで、バスはあるけど回せないというような状況があるかと思えます。ここは私どもに限らず、どこの会社も同じような傾向にあるのかなというふうに思っています。

【中村(泰)委員】欧米のクルーズで、そういった状況にあるということは、今後、アジアのクルーズが入ってくると、毎日足りないような状況になり得るような気もしないでもありません。

運転士さんの不足と、確かにそれはいろんな職種で今叫ばれているとは思いますが、今後、今年中には中国のクルーズが戻ってくるんじゃないかなという話も出ておりますので、なかなか難しい課題だとは思いますが、対策、対応のほどよろしく願います。

以上です。

【清川委員長】ほかにご質問はありませんか。

【ごう委員】私からも1点、昨日行われました運賃無料デーのことでお尋ねしたいと思います。

今回は利用者の新たな掘り起こし、また、公共交通ネットワークの維持に効果があるということから、これを年間で8回行うということで伺っておりますが、私の方には、実はこの運賃無料デーの開催は非常にいいことだというお声がある一方で、ハンディキャップのある方々からは、通常、杖をついて乗車している人とか車椅子の人が、無料で乗客が増えることによって通常の利用者が利用できなくなるといった声が届きました。

確認したいのは、これを開催するに当たって、障害者の各種団体等のご意見をまず聞いてから実施されたのかどうかということを確認させて

ください。

【柿原乗合事業部長】運賃無料デーということで、長崎市の支援を受けてという形になりますので、長崎市、交通事業者で話をした上で決めてきたという経緯がございます。ですので、実際、いろんなところのお声を聞くべきだったのかもしれませんが、現状として企画したのは、そういった関係者で協議をしたという形になるかなと思えます。

【ごう委員】であるならば、いただいている資料の中にもあるように、例えば、これまで盲学校の児童生徒さんがバスを利用しやすいような取組を行ったりとかという事例もありますので、今後、8回行う中の例えば1回でも、そういった障害者の方々の声を少しヒアリングをして、その方々がどうすれば活用しやすくなるのかということに向けての何かテーマを設けたような無料デーというものを設けてもいいのではないかと考えておりますが、その点についてのご見解をお聞かせください。

【柿原乗合事業部長】こちら、運賃無料デーのことに先ほども申し上げたので恐縮なんですけど、今回、まず最初にやってみようということで1回やっている形になります。その上で年間8回ということになりますけれども、次回以降というのは再度検討していこうということになりますので、改めて関係者で協議をする機会というのがあるかと思えます。そうした中で、こういうお話があったということはお伝えしていきたいと思っております。

【ごう委員】これから高齢者も増えていきますし、障害者の方々もどんどんと街なかに行く機会を与えていくべきだと思っておりますので、ユニバーサルデザインな公共交通の在り方を検討する意味からも、ぜひヒアリングを行っ

て、この8回を有効活用していただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き委員会討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議をしたいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時26分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時26分 閉会

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年6月26日

観光生活建設委員会委員長 清川 久義

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 57 号 議 案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 58 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 63 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 64 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 4 件（原案可決 4 件）

委 員 長 清 川 久 義

副 委 員 長 下 条 博 文

署 名 委 員 川 崎 祥 司

署 名 委 員 初 手 安 幸

書 記 中 尾 勝 三

書 記 宮 崎 貴 久

速 記 (有)長崎速記センター